平　成　29　年

# 奈良市議会３月定例会
# 提　出　議　案

奈　　良　　市

# 目　　次


| | | |
|---|---|---|
| 奈良市報告第　９　号 | 株式会社奈良市清美公社の事業計画の報告について…… | 1 |
| 〃　第１０号 | 奈良市市街地開発株式会社の事業計画の報告について…… | 11 |
| 〃　第１１号 | 公益財団法人奈良市生涯学習財団の事業計画の報告について…… | 16 |
| 〃　第１２号 | 一般財団法人奈良市総合財団の事業計画の報告について…… | 25 |
| 奈良市議案第　９　号 | 平成２９年度奈良市一般会計予算…… | 41 |
| 〃　第１０号 | 平成２９年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計予算…… | 50 |
| 〃　第１１号 | 平成２９年度奈良市国民健康保険特別会計予算…… | 52 |
| 〃　第１２号 | 平成２９年度奈良市土地区画整理事業特別会計予算…… | 56 |
| 〃　第１３号 | 平成２９年度奈良市市街地再開発事業特別会計予算…… | 59 |
| 〃　第１４号 | 平成２９年度奈良市公共用地取得事業特別会計予算…… | 61 |
| 〃　第１５号 | 平成２９年度奈良市駐車場事業特別会計予算…… | 63 |
| 〃　第１６号 | 平成２９年度奈良市介護保険特別会計予算…… | 65 |
| 〃　第１７号 | 平成２９年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算…… | 68 |
| 〃　第１８号 | 平成２９年度奈良市針テラス事業特別会計予算…… | 70 |
| 〃　第１９号 | 平成２９年度奈良市後期高齢者医療特別会計予算…… | 72 |
| 〃　第２０号 | 平成２９年度奈良市病院事業会計予算…… | （別冊） |
| 〃　第２１号 | 平成２９年度奈良市水道事業会計予算…… | （別冊） |
| 〃　第２２号 | 平成２９年度奈良市下水道事業会計予算…… | （別冊） |
| 〃　第２３号 | 奈良市附属機関設置条例の一部改正について…… | 75 |
| 〃　第２４号 | 奈良市社会福祉審議会条例及び奈良市感染症診査協議会条例の一部改正について…… | 76 |
| 〃　第２５号 | 奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正について…… | 77 |

奈良市議案第２６号　奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について…… 79
〃　第２７号　奈良市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について…… 84
〃　第２８号　奈良市手数料条例の一部改正について…… 89
〃　第２９号　奈良市税条例等の一部改正について…… 98
〃　第３０号　奈良市地域包括支援センターの人員等の基準に関する条例の一部改正について…… 106
〃　第３１号　奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について…… 108
〃　第３２号　奈良市国民健康保険条例の一部改正について…… 112
〃　第３３号　奈良市体育施設条例の一部改正について…… 115
〃　第３４号　奈良市道路占用料に関する条例等の一部改正について…… 116
〃　第３５号　奈良市地区計画形態意匠条例の一部改正について…… 125
〃　第３６号　奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について…… 129
〃　第３７号　奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について…… 132
〃　第３８号　奈良市水道事業給水条例の一部改正について…… 133
〃　第３９号　奈良市下水道条例の一部改正について…… 136
〃　第４０号　奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について…… 138
〃　第４１号　包括外部監査契約の締結について…… 140
〃　第４２号　市道路線の廃止について…… 141
〃　第４３号　市道路線の認定について…… 147
〃　第４４号　公の施設の指定管理者の指定について…… 173
〃　第４５号　公の施設の指定管理者の指定について…… 174
〃　第４６号　公の施設の指定管理者の指定について…… 175
〃　第４７号　公の施設の指定管理者の指定について…… 176

奈良市議案第 ４８ 号　奈良市教育長の退職手当の特例に関する条例の一部改正について……（別冊）
〃　第 ４９ 号　奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について……（別冊）
〃　第 ５０ 号　奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について……（別冊）
〃　第 ５１ 号　教育委員会の教育長の任命について……（別冊）
〃　第 ５２ 号　教育委員会の委員の任命について……（別冊）
〃　第 ５３ 号　固定資産評価審査委員会の委員の選任について……（別冊）
奈良市諮問第　１　号　人権擁護委員の候補者の推薦について…… 177
〃　第　２　号　人権擁護委員の候補者の推薦について…… 179
〃　第　３　号　人権擁護委員の候補者の推薦について…… 181

奈良市報告第９号

# 株式会社奈良市清美公社の事業計画の報告について

地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、株式会社奈良市清美公社の事業計画を次のとおり報告する。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

１　平成２９年度事業計画書

# 平成２９年度株式会社奈良市清美公社事業計画書

自　平成２９年４月１日

至　平成３０年３月３１日

１．事業方針

株式会社奈良市清美公社は、次の各受託業務及び受託外許認可業務等を実施する。

（受託業務）

○　し尿収集運搬及び手数料の徴収に関する業務

○　公園・広場等の清掃、公衆便所の清掃、地下道等の清掃に関する業務

○　アダプトプログラム、グリーンサポートによるごみ収集運搬に関する業務

○　東部地域、月ヶ瀬地域、都祁地域、精華地域、高円山離宮・鉢伏地域、中高層住宅、平城第１・第２団地及び奈良市市街地地域（一部）の一般家庭ごみ収集運搬、東部地域・中高層住宅及び環境清美センター内再生資源回収コーナーの再生資源（空き缶・空きびん・ペットボトル・飲料用紙パック）収集運搬、発泡スチロール製食品トレイ、環境清美工場の焼却灰及び非鉄の運搬に関する業務

○　建物清掃に関する業務

○　犬・猫等の動物捕獲・運搬・飼育に関する業務

（受託外許認可業務等）

○　浄化槽の清掃・保守点検及び雑排水管洗浄に関する業務

これらの業務の遂行にあたっては、誠実に遂行するとともに、公共下水道の普及に伴うし尿収集運搬及び浄化槽清掃業務の減少する社会情勢下にあって、一層これに代わる業務の拡大と開発に努め、事業の効率化を図り、公益事業所として公共への奉仕をモットーに生活環境の保全と美化の推進に寄与せんとするものである。

２．業務の方針

（受託業務）

⑴　業務の運営については、常に適正な処理を行い、市民の生活環境をより清潔に保ち、公衆衛生の向上を目標に、その効率的運用を図る。

（受託外許認可業務等）

⑴　浄化槽の清掃については、浄化槽法施行規則第３条の規定に基づいて行い、実施にあたっては計画的かつ円滑な運用を図る。また、高圧洗浄機による雑排水管洗浄業務の拡大にも積極的に市場の開拓に努める。

３．作業計画

（受託業務）

⑴　し尿収集運搬については、対象家庭の状況及び交通事情等を勘案し、早朝からの作業を行い、受託外許認可業務等との連携を図り、全車両の効率的な運用を図る。

　また、汲取手数料の徴収事務については、口座振替制度への移行を促進し、収納率の向上を図る。

〇汲取作業件数

・定額制汲取　約１，３２３件（月平均）

・一般従量制汲取　約９２件（月平均）

・事業所等従量制汲取　約３１８件（月平均）

⑵　公園・広場等の清掃業務については、当社現有諸機（器）材と人員の効率的な運用により作業を実施する。

〇都市公園、ちびっ子広場、広場緑地、近隣公園

計　５８０か所

〇街路樹等のかん水

・西部第４７５号線

・西部第２４号線

・西部第３８号線他１路線

・西大寺一条線

・奈良北２号線、北部第５９５・６０４・６１１号線

・中部第１１２４号線

計　６路線

⑶　公衆便所の清掃業務については、利用者の状況を考慮し、早朝作業による効率的な運用により業務を実施する。

・近鉄高の原駅前

計　１か所

⑷　地下道等清掃業務については、利用状況等を考慮し、計画的に実施する。

・近鉄新大宮駅前地下道

・近鉄新大宮駅西側地下道

・ＪＲ平城山駅旅客通路

・ＪＲ平城山駅西側歩道橋

・近鉄高の原駅歩道橋及び広場

・近鉄学園前駅前歩道橋

計（６か所）　１３，７９２㎡

⑸　東部地域、月ヶ瀬地域、都祁地域、精華地域、高円山離宮・鉢伏地域、中高層住宅、平城第１・第２団地、奈良市市街地地域（一部）の一般家庭ごみ及び再生資源の収集運搬、環境清美センター内再生資源回収コーナーの再生資源収集運搬、発泡スチロール製食品トレイ収集運搬の各業務については、収集計画に基づき実施する。

また、環境清美工場から発生する焼却灰及び非鉄の大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地への運搬業務については、受託条件による年間計画に基づき実施する。

○家庭ごみ及び再生資源

| 収集品目※ / 収集区域 | ① | ② | ③ | 収集世帯数 |
|---|---|---|---|---|
| 東部地域（田原・柳生・大柳生・東里・狭川） | ○ | ○ | ○ | ２,１６４世帯 |
| 月ヶ瀬地域 | ○ | ○ | | ４９９世帯 |
| 都祁地域（並松・吐山・都祁・六郷） | ○ | ○ | | ２,１４９世帯 |
| 精華地域 | ○ | ○ | | ３０２世帯 |
| 高円山離宮・鉢伏地域 | ○ | ○ | | ３２世帯 |
| 中高層住宅（独立行政法人都市再生機構　等） | ○ | ○ | ○ | ８,６３０世帯 |
| 平城第１・第２団地（独立行政法人都市再生機構） | ○ | ○ | | ２,０００世帯 |
| 市街地家庭系ごみ地域 | ○ | | | ７０,５００世帯 |

※①燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック製容器包装

②大型ごみ

③空き缶、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック

○環境清美センター内再生資源回収コーナー　１か所

○発泡スチロール製食品トレイ

・市役所・出張所・公民館・人権文化センター等　３０か所

○焼却灰運搬

・年間運搬量　２，８００ｔ

○非鉄運搬

・年間運搬量　１，８００ｔ

⑹　犬・猫等の動物捕獲・運搬・飼育に関する業務については、保健所の指導・指示のもと、迅速かつ効率的に実施する。

（受託外許認可業務等）

⑴　浄化槽の清掃・保守点検業務、雑排水管洗浄業務については、受託業務との連携を図り、効率的な運用により作業を実施する。

○浄化槽清掃業務　５７７件（月平均）

○浄化槽保守点検業務　３０４件（月平均）

○雑排水管洗浄業務　７件（月平均）

（作業体制）

⑴ 従業員数

| | |
|---|---|
| 事　務　職 | １０名（内臨時　３名） |
| 現　業　職 | １０８名（内臨時７０名） |
| | 計１１８名 |

⑵ 車両台数

| | |
|---|---|
| バキューム車 | １３台 |
| パッカー車 | ４０台 |
| 貨物車他 | １８台 |
| 営　業　車 | ３台 |
| | 計　７４台 |

４．事業予算の概要

（収入の部）

| | |
|---|---|
| 受託事業収入 | ７１５，２９５千円 |

（内　訳）

| | |
|---|---|
| し尿収集運搬及び手数料徴収事務受託収入 | １５９，７１２ |
| 公園・広場等清掃業務受託収入 | ５７，９８０ |
| アダプトプログラム・グリーンサポートごみ収集受託収入 | １，７７０ |
| 公衆便所清掃業務受託収入 | ９２４ |
| 地下道等清掃業務受託収入 | ３，２４４ |
| 東部地域・精華地域等一般家庭ごみ収集運搬業務受託収入 | ２４，０８９ |
| 月ヶ瀬・都祁地域ごみ収集運搬業務受託収入 | ３３，５８９ |
| 中高層住宅一般家庭ごみ収集運搬業務受託収入 | ８２，８９５ |
| 市街地家庭系ごみ収集運搬業務受託収入 | ２８０，８００ |
| 一般家庭ごみ収集地域の大型ごみ収集運搬業務受託収入 | １４，０１５ |
| 東部地域再生資源収集運搬業務受託収入 | ３，９３２ |
| 中高層住宅再生資源収集運搬業務受託収入 | ６，８３７ |
| 環境清美センター内再生資源分別及び運搬業務受託収入 | ２，２０５ |

| | |
|---|---|
| 発泡スチロール製食品トレイ収集運搬業務受託収入 | ３，２６３ |
| 焼却灰運搬業務受託収入 | １３，６２８ |
| 非鉄運搬業務受託収入 | ６，９５９ |
| 犬・猫等の捕獲・運搬・飼育業務受託収入 | １７，８００ |
| 音声館清掃業務受託収入 | １，６５３ |

| | |
|---|---|
| 受託外許認可事業等収入 | １３０，０１８千円 |
| （内　訳） | |
| 浄化槽清掃・保守点検業務収入 | １２８，３５４ |
| 雑排水管洗浄業務収入 | １，６６４ |

| | |
|---|---|
| 事業外収入 | ８１千円 |
| （内　訳） | |
| 受取利息 | ８１ |

| | |
|---|---|
| 収　益　合　計 | ８４５，３９４千円 |

| | |
|---|---|
| （支出の部） | |
| 事業直接費 | ６７５，７５８千円 |

（内　訳）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 人　件　費 | ４３８，９３２ | 法定福利費 | ７２，７２３ |
| 福利厚生費 | １４，３２７ | 被　服　費 | ２，９６８ |
| 燃　料　費 | ４０，７５５ | 修　繕　費 | ３５，１０９ |
| 事故整理費 | ７００ | 公租公課 | ７，３４０ |
| 保　険　料 | １２，３６３ | 消耗品費 | ９，７５８ |
| 旅費交通費 | ２，１３４ | 賃　借　料 | ７，３２０ |
| 雑　　費 | ２，２５９ | 減価償却費 | ２９，０７０ |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 一般管理費 | | | １０６，８１８千円 |
| （内　訳） | | | |
| 人　件　費 | ７０，８６３ | 法定福利費 | １１，７０１ |
| 福利厚生費 | １，９６６ | 公租公課 | ２，２０４ |
| 水道光熱費 | ２，２６４ | 修　繕　費 | ７８４ |
| 保　険　料 | ３２４ | 消耗品費 | １，７２３ |
| 旅費交通費 | ６３ | 燃　料　費 | ２４０ |
| 通　信　費 | ２，２５４ | 交　際　費 | １４５ |
| 図　書　費 | ２６０ | 広　告　費 | １８５ |
| 会　議　費 | ２９２ | 調査研究費 | ２０ |
| 支払手数料 | ４，１４２ | 賃　借　料 | ５，２２９ |
| 減価償却費 | ２，１００ | 雑　　費 | ５９ |
| 事業外費用 | | | ６２，８１８千円 |
| （内　訳） | | | |
| 雑　損　失 | ２１２ | 消　費　税 | ６２，６０６ |
| 予　備　費 | | | ０千円 |
| 費用合計 | | | ８４５，３９４千円 |
| 当期利益金 | | | ０千円 |

# 予 定 貸 借 対 照 表

平成３０年３月３１日

（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 【流動資産】 | 【421,919】 | 【流動負債】 | 【55,968】 |
| 現金・預金 | 338,006 | 未払金 | 28,836 |
| 未収入金 | 15,477 | 未払法人税等 | 141 |
| 受託事業未収金 | 63,826 | 前受金 | 3 |
| 手数料未収金 | 2,422 | 預り金 | 12,548 |
| 貯蔵品 | 1,996 | 仮受金 | 378 |
| 前払費用 | 679 | 手数料未払金 | 2,422 |
| 仮払法人税等 | 0 | 未払消費税 | 11,640 |
| 立替金 | 0 | 【固定負債】 | 【275,334】 |
| 貸倒引当金 | △ 487 | 退職給与引当金 | 275,334 |
| 【固定資産】 | 【144,821】 | | |
| （有形固定資産） | （137,102） | 負債合計 | 331,302 |
| 建物 | 76,883 | 純資産の部 | |
| 建物附属設備 | 3,624 | 【株主資本】 | 【235,438】 |
| 構築物 | 764 | 資本金 | 10,000 |
| 機械器具 | 16 | | |
| 車両運搬具 | 11,139 | （利益剰余金） | （225,438） |
| 什器備品 | 1,958 | 任意積立金 | 70,000 |
| 電話設備 | 755 | 繰越利益剰余金 | 155,438 |
| 土地 | 41,963 | | |
| （無形固定資産） | （1,425） | | |
| 電話加入権 | 310 | | |
| 地役権 | 300 | | |
| ソフトウエア | 815 | | |
| （投資その他の資産） | （6,294） | | |
| 出資金 | 1,430 | | |
| 長期貸付金 | 4,360 | | |
| 保証金 | 10 | | |
| リサイクル預託金 | 494 | | |
| | | 純資産合計 | 235,438 |
| 資産合計 | 566,740 | 負債・純資産合計 | 566,740 |

# 予 定 損 益 計 算 書

自　平成２９年４月１日

至　平成３０年３月３１日

（単位：千円）

| 科　　目 | 金 | 額 |
|---|---|---|
| 【売　上　高】 | | |
| 受　託　事　業　収　入 | 662,312 | |
| 浄　化　槽　収　入 | 118,733 | |
| 高　圧　洗　浄　収　入 | 1,541 | |
| 建　物　清　掃　収　入 | 0 | 782,586 |
| 【売 上 原 価】 | | |
| 事　業　直　接　原　価 | 675,758 | △ 675,758 |
| 売　上　総　利　益　金　額 | | 106,828 |
| 【販売費及び一般管理費】 | 106,818 | △ 106,818 |
| 営　業　利　益　金　額 | | 10 |
| 【営業外収益】 | | 202 |
| 受　取　利　息 | 76 | |
| 受　取　配　当　金 | 5 | |
| 雑　収　入 | 121 | |
| 【営業外費用】 | | △ 212 |
| 支　払　利　息 | 0 | |
| 雑　損　失 | 212 | |
| 経　営　利　益　金　額 | | 0 |
| 【特 別 利 益】 | | 8,439 |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 益 | 0 | |
| 退 職 給 与 引 当 金 戻 入 益 | 8,439 | |
| 【特 別 損 失】 | | △ 202 |
| 資　産　廃　棄　損 | 0 | |
| 貸 倒 引 当 金 繰 越 損 | 9 | |
| 貸　倒　損　失 | 193 | |
| 退 職 給 与 引 当 金 繰 入 損 | 0 | |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 金 額 | 8,237 | 8,237 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 184 | △ 184 |
| 当　期　純　利　益　金　額 | 8,053 | 8,053 |

奈良市報告第１０号

# 奈良市市街地開発株式会社の<br>事業計画の報告について

地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、奈良市市街地開発株式会社の事業計画を次のとおり報告する。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

１　平成２９年度事業計画書

# 平成２９年度奈良市市街地開発株式会社事業計画書

自　平成２９年４月１日
至　平成３０年３月３１日

## １　事業方針

奈良市市街地開発株式会社を設立以来、市内における新しい都市拠点の形成を目指し、市街地開発の効率的推進を図るとともに、開発事業等により建設された建築物の管理運営事業等を行い、地域社会と調和した都市づくりの推進に努めております。

新しい都市拠点の形成を目指し、市街地開発事業によるＪＲ奈良駅前再開発第１ビルの商業床の管理運営、近鉄学園前駅南再開発ビル管理組合業務代行及び奈良市営駐車場の管理等を行い、地域社会と調和した都市づくりの推進を図るとともに、経営の改善を進めます。

## ２　業務内容

⑴　ＪＲ奈良駅前再開発第１ビル商業床の管理運営

⑵　ＪＲ奈良駅西口周辺の市営駐車場の管理運営

（奈良市営ＪＲ奈良駅第１・第２・なら１００年会館駐車場）

（平成２７年４月１日から平成３０年３月３１日まで指定管理業務受託）

⑶　近鉄学園前駅南地区再開発ビルの管理業務

⑷　奈良市営西部会館駐車場の管理運営

（平成２７年４月１日から平成３０年３月３１日まで指定管理業務受託）

⑸　前各号に関連又は付帯する事業

## ３　業務の方針

（ビル管理運営業務）

再開発ビルの管理運営については、ビル利用者の利便性の確保のため、ビルの各種設備の適切な保守管理とともに、地域の賑わいを担う一角として利用者の増に努める。

（駐車場管理運営業務）

利用者へのサービス向上と運営管理の質的改善を常に実施し、安全で快適かつ適切な奈良市営駐車場の管理等を行う。

4　事業予算の概要

（収入の部）　（単位：千円）

| | | |
|---|---|---|
| 事業収入 | | 234,600 |
| （内訳） | 商業床等管理収入 | 116,000 |
| | 駐車場管理運営収入 | 73,600 |
| | 学園前再開発ビル関係受託収入 | 45,000 |
| 事業外収入（利息収入） | | 300 |
| 収入合計 | | 234,900 |

（支出の部）　（単位：千円）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 事業費用 | | | | 224,700 |
| （内訳） | 人件費 | 15,580 | 修繕費 | 900 |
| | 福利厚生費 | 3,200 | 会議費 | 20 |
| | 委託費 | 95,900 | 手数料 | 2,600 |
| | 賃借料 | 56,100 | 公租公課費 | 500 |
| | 共益費 | 42,240 | 諸会費 | 40 |
| | 販促費 | 600 | 旅費交通費 | 10 |
| | 消耗品費 | 3,200 | 保険料 | 650 |
| | 通信費 | 340 | 雑費 | 1,000 |
| | 燃料費 | 20 | 減価償却費 | 1,800 |
| 支出合計 | | | | 224,700 |

（当期利益金）　（単位：千円）

| | |
|---|---|
| 当期収支差額 | 10,200 |

# 予 定 貸 借 対 照 表

平成３０年３月３１日

（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 【流動資産】 | 【174,548】 | 【流動負債】 | 【38,410】 |
| 現金及び預金 | 144,426 | 未払外注費 | 7,350 |
| 未収入金 | 24,100 | 未払費用 | 2,100 |
| 前払費用 | 5,260 | 前受金 | 1,560 |
| 預け金 | 762 | 預り金 | 100 |
| 【固定資産】 | 【18,737】 | 売上預り金 | 27,000 |
| （有形固定資産） | （18,287） | 未払法人税等 | 300 |
| 建物 | 17,762 | 【固定負債】 | 【19,375】 |
| 建物附属設備 | 16,448 | 預り保証金 | 19,375 |
| 車両運搬具 | 795 | 負債の部計 | 57,785 |
| 什器備品 | 541 | | |
| 減価償却累計額 | △ 17,259 | 純資産の部 | |
| （無形固定資産） | （400） | 【株主資本】 | 【135,500】 |
| 電話加入権 | 400 | ［資本金］ | ［100,000］ |
| （投資その他の資産） | （50） | ［資本剰余金］ | ［18,700］ |
| 保証金 | 50 | ［利益剰余金］ | ［16,800］ |
| | | 繰越利益剰余金 | 16,800 |
| | | （うち当期純利益） | （10,200） |
| | | 純資産の部計 | 135,500 |
| 資産の部計 | 193,285 | 負債・純資産の部計 | 193,285 |

# 予　定　損　益　計　算　書

自　平成２９年４月１日

至　平成３０年３月３１日

（単位：千円）

| 科　　目 | 金　　額 | |
|---|---|---|
| 【売　　上　　高】 | | |
| 商業床等管理収入 | 116,000 | |
| 駐車場管理運営収入 | 73,600 | |
| 学園前再開発ビル関係受託収入 | 45,000 | 234,600 |
| 【販売費及び一般管理費】 | 224,400 | 224,400 |
| 営　業　利　益 | | 10,200 |
| 【営業外収益】 | | |
| 受　取　利　息 | 30 | |
| 雑　　収　　入 | 270 | 300 |
| 経　常　利　益 | | 10,500 |
| 税引前当期純利益 | | 10,500 |
| 法人税等充当額 | | 300 |
| 当　期　純　利　益 | | 10,200 |

奈良市報告第１１号

# 公益財団法人奈良市生涯学習財団の事業計画の報告について

地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、公益財団法人奈良市生涯学習財団の事業計画を次のとおり報告する。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

１　平成２９年度事業計画書

# 平成２９年度公益財団法人奈良市生涯学習財団事業計画書

自　平成２９年４月１日
至　平成３０年３月３１日

１．事業方針

公益財団法人奈良市生涯学習財団は、市民の教養の向上・健康の増進・情操の純化を図り、生活文化の振興・社会福祉の増進に寄与することを目的として、実際生活に即する教育・学術及び文化に関する各種の事業を行うとともに、市民の立場に立った施設運営を行い、だれでも、いつでも、どこでも学ぶことのできる学習環境の整備を促進する。

また、地域の課題解決に向けた学習活動の場及び学びの成果を生かせる場を提供し、地域における「学びの場」・「地域づくりの拠点」としての機能の強化を図るとともに、公民館自主グループを育成し、生涯学習における指導者やボランティアの裾野を広げる。これらにより地域の教育力を高め、市民がその力を地域で発揮できるよう公民館での取組の充実を図り、市民の学びが住みよい地域づくりに繋がる生涯学習活動を推進する。

加えて、生涯学習に関する情報収集や調査研究に努め、学習情報の提供や学習相談を行う。また、各種事業の企画・運営に職員のもつ特技を生かし、経費削減につなげる。

なお、奈良市生涯学習財団は公民館の活性化を目的として設立された団体である一方で指定管理者でもあるため、市民や行政の期待に応える高い専門性を有した団体であり続けるとともに、改革意識をもって組織及び職員の活性化や自主財源の確保に努め、社会教育の振興に一層寄与するべく事業を展開する。

２．事業内容

社会教育・生涯学習に関する事業を幅広く展開していくために、次の７分類の全てにおいて事業を開催する。

○　教養・文化・国際交流
○　家庭生活・市民生活・娯楽
○　教育・福祉・人権
○　健康・衛生・環境
○　芸術・芸能
○　体育・スポーツ・レクリエーション
○　科学・情報・産業技術

⑴ 協定事業

奈良市から指定を受け、指定管理者として事業方針に基づいた事業を展開する。

① 公民館事業

生涯学習センター・公民館の活性化と、高まる市民の学習意欲と多様なニーズに応えることを目指し、社会教育・生涯学習に関する各種の事業を行う。

特に、人口減少・少子高齢化が進行する中で高齢者・団塊の世代の学習促進を図り、社会参画や仲間づくりへと繋がる事業や、子育て環境の向上を目指した事業を展開する。

大型館においては、大人数を収容できる等の施設の特長を生かした事業を展開する。また、地元大学との連携による事業など、高度な学習機会の提供を図る。

地区公民館においては、地域の特性・課題や地域住民のニーズ等に即した事業展開を行う。また、地域の学校・自治会や各種の活動団体・関係機関と共催を行うなど連携を図る。

その他、充実した社会教育・生涯学習関連情報を市民がいつでも手軽に検索・活用することができるよう、インターネットを利用した情報発信を積極的に行う。また、情報化社会のメリットを多くの市民が享受できるよう、情報機器に関する活用講座を開催し、情報格差の解消に努める。

② 公民館管理運営事業

市民がいつでも気軽に利用できる地域の生涯学習活動の拠点として、公民館の機能強化と市民の立場に立った施設運営を図るとともに、公民館の適正かつ効率的な管理運営を行う。

［指定管理施設］指定期間　平成２５年４月１日～平成３０年３月３１日

| | | |
|---|---|---|
| 奈良市生涯学習センター | 奈良市立中部公民館 | 奈良市立西部公民館 |
| 奈良市立南部公民館 | 奈良市立三笠公民館 | 奈良市立田原公民館 |
| 奈良市立富雄公民館 | 奈良市立柳生公民館 | 奈良市立若草公民館 |
| 奈良市立登美ケ丘公民館 | 奈良市立興東公民館 | 奈良市立春日公民館 |
| 奈良市立二名公民館 | 奈良市立京西公民館 | 奈良市立平城西公民館 |
| 奈良市立伏見公民館 | 奈良市立富雄南公民館 | 奈良市立平城公民館 |
| 奈良市立飛鳥公民館 | 奈良市立都跡公民館 | 奈良市立登美ケ丘南公民館 |
| 奈良市立平城東公民館 | 奈良市立月ヶ瀬公民館 | 奈良市立都祁公民館 |

計24施設

⑵　自主事業

当財団の取組をより多くの人々にＰＲするとともに外部収入を獲得するため、職員の特技や専門性を生かし、講師派遣等の事業展開を行う。また、自主財源の確保と事業内容の充実のため、外部資金による事業開催にも取組を進める。

さらに、奈良市の関連諸施策と連携し、市民の生活環境の向上や学習機会の拡大を図る。

# 収　支　予　算　書

平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日まで

（単位：千円）

| 科　　目 | 予　算　額 | 前年度予算額 | 増　　減 | 備 考 |
|---|---|---|---|---|
| Ⅰ　事業活動収支の部 | | | | |
| １．事業活動収入 | | | | |
| ①　基本財産運用収入 | 40 | 50 | △ 10 | |
| 基本財産利息収入 | 40 | 50 | △ 10 | |
| ②　協定事業収入 | 582,392 | 574,351 | 8,041 | |
| 指定管理受託収入 | 581,700 | 573,600 | 8,100 | |
| 講座受講料収入 | 692 | 751 | △ 59 | |
| ③　自主事業収入 | 6,455 | 6,675 | △ 220 | |
| 講師派遣収入 | 100 | 100 | 0 | |
| 事業収入 | 6,255 | 6,275 | △ 20 | |
| 助成金収入 | 100 | 300 | △ 200 | |
| ④　雑収入 | 195 | 235 | △ 40 | |
| 受取利息 | 15 | 35 | △ 20 | |
| 雑収入 | 180 | 200 | △ 20 | |
| 事業活動収入計 | 589,082 | 581,311 | 7,771 | |
| ２．事業活動支出 | | | | |
| ⑴　事業費支出 | 576,522 | 569,013 | 7,509 | |
| ①　人件費支出 | 388,693 | 368,848 | 19,845 | |
| 給料支出 | 147,116 | 141,663 | 5,453 | |
| 賃金支出 | 86,722 | 84,086 | 2,636 | |
| 職員手当支出 | 75,924 | 70,918 | 5,006 | |
| 福利厚生支出 | 57,214 | 51,554 | 5,660 | |
| 賞与引当金繰入支出 | 21,717 | 20,627 | 1,090 | |
| ②　事業経費支出 | 187,829 | 200,165 | △ 12,336 | |
| 諸謝金支出 | 7,986 | 8,339 | △ 353 | |
| 旅費交通費支出 | 421 | 394 | 27 | |
| 消耗品費支出 | 5,481 | 4,966 | 515 | |
| 燃料費支出 | 1,220 | 1,331 | △ 111 | |
| 会議費支出 | 201 | 215 | △ 14 | |
| 印刷製本費支出 | 976 | 985 | △ 9 | |
| 光熱水料費支出 | 51,569 | 61,299 | △ 9,730 | |
| 修繕費支出 | 2,603 | 2,633 | △ 30 | |
| 医薬材料費支出 | 24 | 24 | 0 | |
| 通信運搬費支出 | 2,394 | 2,282 | 112 | |
| 減価償却費支出 | 17,304 | 11,694 | 5,610 | |
| 手数料支出 | 2,217 | 2,835 | △ 618 | |
| 保険料支出 | 1,829 | 1,829 | 0 | |

| 科　　目 | 予　算　額 | 前年度予算額 | 増　　減 | 備 考 |
|---|---|---|---|---|
| 委託費支出 | 59,849 | 61,014 | △ 1,165 | |
| 賃借料支出 | 3,866 | 10,041 | △ 6,175 | |
| 負担金支出 | 242 | 272 | △ 30 | |
| 広告料支出 | 50 | 50 | 0 | |
| 租税公課支出 | 29,597 | 29,962 | △ 365 | |
| (2) 管理費支出 | 12,560 | 12,298 | 262 | |
| ① 人件費支出 | 10,786 | 10,215 | 571 | |
| 給料支出 | 4,082 | 3,931 | 151 | |
| 賃金支出 | 2,406 | 2,333 | 73 | |
| 職員手当支出 | 2,107 | 1,968 | 139 | |
| 福利厚生支出 | 1,588 | 1,410 | 178 | |
| 賞与引当金繰入支出 | 603 | 573 | 30 | |
| ② 管理経費支出 | 1,774 | 2,083 | △ 309 | |
| 旅費交通費支出 | 168 | 168 | 0 | |
| 消耗品費支出 | 104 | 145 | △ 41 | |
| 会議費支出 | 5 | 5 | 0 | |
| 光熱水料費支出 | 1,431 | 1,701 | △ 270 | |
| 通信運搬費支出 | 66 | 64 | 2 | |
| 事業活動支出計 | 589,082 | 581,311 | 7,771 | |
| 事業活動収支差額 | 0 | 0 | 0 | |
| Ⅱ 予備費支出 | 0 | 0 | 0 | |
| 当期収支差額 | 0 | 0 | 0 | |
| 前期繰越収支差額 | 2,778 | 0 | 2,778 | |
| 次期繰越収支差額 | 2,778 | 0 | 2,778 | |

# 予 定 貸 借 対 照 表

平成３０年３月３１日

（単位：千円）

| 科　　目 | 当　年　度 | 前　年　度 | 増　減 |
|---|---|---|---|
| Ⅰ　資産の部 | | | |
| １．流動資産 | | | |
| 現金預金 | 97,843 | 98,085 | △ 242 |
| 未収金 | 179 | 178 | 1 |
| 流動資産合計 | 98,022 | 98,263 | △ 241 |
| ２．固定資産 | | | |
| ⑴　基本財産 | | | |
| 定期預金 | 50,000 | 50,000 | 0 |
| 基本財産合計 | 50,000 | 50,000 | 0 |
| その他固定資産 | | | |
| リース資産 | 62,223 | 87,288 | △ 25,065 |
| その他固定資産合計 | 62,223 | 87,288 | △ 25,065 |
| 固定資産合計 | 112,223 | 137,288 | △ 25,065 |
| 資産合計 | 210,245 | 235,551 | △ 25,306 |
| Ⅱ　負債の部 | | | |
| １．流動負債 | | | |
| 未払金 | 37,178 | 38,671 | △ 1,493 |
| 預り金 | 2,746 | 2,613 | 133 |
| 賞与引当金 | 22,320 | 21,200 | 1,120 |
| リース債務 | 16,449 | 18,995 | △ 2,546 |
| 流動負債合計 | 78,693 | 81,479 | △ 2,786 |
| ２．固定負債 | | | |
| リース債務 | 45,774 | 68,294 | △ 22,520 |
| 退職給付引当金 | 33,000 | 33,000 | 0 |
| 固定負債合計 | 78,774 | 101,294 | △ 22,520 |
| 負債合計 | 157,467 | 182,773 | △ 25,306 |
| Ⅲ　正味財産の部 | | | |
| １．指定正味財産 | | | |
| 地方公共団体補助金 | 50,000 | 50,000 | 0 |
| 指定正味財産合計 | 50,000 | 50,000 | 0 |
| （うち基本財産への充当額） | 50,000 | 50,000 | 0 |
| ２.一般正味財産 | 2,778 | 2,778 | 0 |
| 正味財産合計 | 52,778 | 52,778 | 0 |
| 負債及び正味財産合計 | 210,245 | 235,551 | △ 25,306 |

# 予 定 正 味 財 産 増 減 計 算 書

平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日まで

（単位：千円）

| 科　　目 | 当　年　度 | 前　年　度 | 増　　減 |
|---|---|---|---|
| Ⅰ　一般正味財産増減の部 | | | |
| 1．経常増減の部 | | | |
| (1)　経常収益 | | | |
| 事業活動収入 | 589,082 | 581,311 | 7,771 |
| 基本財産運用収入 | 40 | 50 | △ 10 |
| 基本財産利息収入 | 40 | 50 | △ 10 |
| 協定事業収入 | 582,392 | 574,351 | 8,041 |
| 指定管理受託収入 | 581,700 | 573,600 | 8,100 |
| 講座受講料収入 | 692 | 751 | △ 59 |
| 自主事業収入 | 6,455 | 6,675 | △ 220 |
| 講師派遣収入 | 100 | 100 | 0 |
| 事業収入 | 6,255 | 6,275 | △ 20 |
| 助成金収入 | 100 | 300 | △ 200 |
| 雑収入 | 195 | 235 | △ 40 |
| 受取利息 | 15 | 35 | △ 20 |
| 雑収入 | 180 | 200 | △ 20 |
| 経常収益計 | 589,082 | 581,311 | 7,771 |
| (2)　経常費用 | | | |
| 事業費 | 576,522 | 569,013 | 7,509 |
| 人件費 | 388,693 | 368,848 | 19,845 |
| 給料 | 147,116 | 141,663 | 5,453 |
| 賃金 | 86,722 | 84,086 | 2,636 |
| 職員手当 | 75,924 | 70,918 | 5,006 |
| 福利厚生 | 57,214 | 51,554 | 5,660 |
| 賞与引当金繰入 | 21,717 | 20,627 | 1,090 |
| 事業経費 | 187,829 | 200,165 | △ 12,336 |
| 諸謝金 | 7,986 | 8,339 | △ 353 |
| 旅費交通費 | 421 | 394 | 27 |
| 消耗品費 | 5,481 | 4,966 | 515 |
| 燃料費 | 1,220 | 1,331 | △ 111 |
| 会議費 | 201 | 215 | △ 14 |
| 印刷製本費 | 976 | 985 | △ 9 |
| 光熱水料費 | 51,569 | 61,299 | △ 9,730 |
| 修繕費 | 2,603 | 2,633 | △ 30 |
| 医薬材料費 | 24 | 24 | 0 |
| 通信運搬費 | 2,394 | 2,282 | 112 |
| 減価償却費 | 17,304 | 11,694 | 5,610 |

| 科　　目 | 当　年　度 | 前　年　度 | 増　　減 |
|---|---|---|---|
| 手数料 | 2,217 | 2,835 | △ 618 |
| 保険料 | 1,829 | 1,829 | 0 |
| 委託費 | 59,849 | 61,014 | △ 1,165 |
| 賃借料 | 3,866 | 10,041 | △ 6,175 |
| 負担金 | 242 | 272 | △ 30 |
| 広告料 | 50 | 50 | 0 |
| 租税公課 | 29,597 | 29,962 | △ 365 |
| 管理費 | 12,560 | 12,298 | 262 |
| 人件費 | 10,786 | 10,215 | 571 |
| 給料 | 4,082 | 3,931 | 151 |
| 賃金 | 2,406 | 2,333 | 73 |
| 職員手当 | 2,107 | 1,968 | 139 |
| 福利厚生 | 1,588 | 1,410 | 178 |
| 賞与引当金繰入 | 603 | 573 | 30 |
| 管理経費 | 1,774 | 2,083 | △ 309 |
| 旅費交通費 | 168 | 168 | 0 |
| 消耗品費 | 104 | 145 | △ 41 |
| 会議費 | 5 | 5 | 0 |
| 光熱水料費 | 1,431 | 1,701 | △ 270 |
| 通信運搬費 | 66 | 64 | 2 |
| 経常費用計 | 589,082 | 581,311 | 7,771 |
| 当期経常増減額 | 0 | 0 | 0 |
| ２．経常外増減の部 | | | |
| (1)　経常外収益 | | | |
| 経常外収益計 | 0 | 0 | 0 |
| (2)　経常外費用 | | | |
| 経常外費用計 | 0 | 0 | 0 |
| 当期経常外増減額 | 0 | 0 | 0 |
| 当期一般正味財産増減額 | 0 | 0 | 0 |
| 一般正味財産期首残高 | 2,778 | 2,778 | 0 |
| 一般正味財産期末残高 | 2,778 | 2,778 | 0 |
| Ⅱ　指定正味財産増減の部 | | | |
| 当期指定正味財産増減額 | 0 | 0 | 0 |
| 指定正味財産期首残高 | 50,000 | 50,000 | 0 |
| 指定正味財産期末残高 | 50,000 | 50,000 | 0 |
| Ⅲ　正味財産期末残高 | 52,778 | 52,778 | 0 |

奈良市報告第１２号

# 一般財団法人奈良市総合財団の<br>事業計画の報告について

地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、一般財団法人奈良市総合財団の事業計画を次のとおり報告する。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

１　平成２９年度事業計画書

# 平成２９年度一般財団法人奈良市総合財団事業計画書

自　平成２９年４月１日
至　平成３０年３月３１日

１．事業方針

平成２９年度の事業実施にあたっては、奈良市が設置する施設の指定管理者として引き続き利用者の視点に立った管理運営に努め、あらゆる人にとって利用しやすい施設を目指すとともに、文化・スポーツ・武道の普及振興や「ならまち」・「都祁地域」の地域振興に関する事業並びに中小企業勤労者に対する福祉事業を実施し、更なる文化の創造及び福祉の増進を目指す。

当財団の運営にあたっては、昨年度に組織体制の一部を変更し 、自立化を目指した運営に努めているが、これまで培ってきた知識・経験・技術を最大限に生かしながら事業及び運営方法の不断の見直しを行い、収益事業の実施・拡大や助成金の獲得等の自主財源を確保する取組を進めていく。また、内部統制の強化等、経営の透明性の向上を図り、安定的な経営基盤の確立を目指すとともに、より多くの市民の方々の理解と協力を得られるよう努め、指定管理者の競争を見据えた事業展開を図っていく。

２．事業内容

各施設の設立趣旨等を踏まえた管理運営と、文化の創造と福祉の増進に寄与することを目的として文化振興事業、スポーツ・武道振興事業、まちづくり振興事業、勤労者福祉サービス事業、都祁地域振興事業を推進する。

【文化振興事業】

国際文化観光都市奈良の文化の向上及び発信に努め、市民の美術鑑賞と創作活動の活性化による地域社会づくりに寄与することを目的とした事業を行う。

・なら１００年会館

奈良県内最大のホールという特色を生かして、多様な鑑賞の機会を提供するとともに、創造の場・創作拠点として様々なニーズに対応できる利用者のためのホールを目指す。

事業については、奈良県全域において「第３２回国民文化祭・なら２０１７」、「第１７回全国障害者芸術・文化祭なら大会」が開催されることに伴い、奈良市と交流の深い姉妹都市等から市民合唱団を招聘して「万葉オペラ・ラボ公演」を開催し、地域間交流を図るとともに歴史の素晴らしさを全国に発信する。その他、神社仏閣との連携による奈良の魅力再発見能楽普及事業や、若手実演家育成事業、地元商店街等での「まちなか万葉劇場」、小学校でのオーケストラ出張授業等（アウトリーチ事業）を実施する。

・奈良市美術館

優れた芸術を鑑賞する機会を利用者に提供し、市民文化の創造の促進を図る。

事業については、奈良市教育委員会及び奈良市美術家協会との共催による作品展や公募市展「なら」の開催に加えて、大学等との連携協力による各種講座を開催する。

展覧会の実施においては、奈良の近代美術や文化を発掘する「奈良を観る展」をシリーズ企画し、第４回となる今回は、奈良公園をモチーフに描かれた作品や観光文化の移り変わりを紹介する。また、平成３０年が１８９８年の市制施行による奈良市の誕生１２０周年を迎える年となることから、そのプレイベントとして奈良市の歩みを写真や歴史資料で紹介する展覧会を開催する。

・奈良市北部会館市民文化ホール

学び・発表・交流の拠点として地域のにぎわいの創出を図るとともに、利用者の自主的な文化活動の促進と教養の向上等による地域の福祉の増進と、幅広い世代の利用者に多様な鑑賞・体験の機会を提供し、文化芸術の振興を図る。

事業については、奈良大学との連携による「市民公開講座」や、平城ニュータウン文化協会等との連携による「平城ニュータウンフェスタ２０１７」を開催するほか、文化芸術振興のための各種講座を開催する。

・奈良市杉岡華邨書道美術館

利用者に書道芸術の学習、書道作品等の鑑賞の機会を提供し、書道の普及向上及び市民文化の形成促進を図る。

事業については、展示作品を中心とした「列品解説講座」や書道に関する幅広い分野をテーマにした「書道文化講座」や初心者でもすぐに生かせる「書道実技講座」、子ども向けの「筆書き体験コーナー」等を開催する。また、平成２６年度に発足した友の会会員の方々に展覧会等の情報を発信する等、書道の普及活動を行う。

展覧会の実施においては、関東を中心に活動する謙慎書道会から門流ごとに紹介する

シリーズ展の第４回の企画展として「謙慎の書④上條信山の門流　書象会選抜展」や、かな書家に焦点を当てた「かな作家のさまざま展」を杉岡華邨作品による館蔵品展と共に開催する。

（指定管理施設）〔　〕は指定の期間。以下同様。

なら１００年会館〔平成２７年４月１日～平成３０年３月３１日〕

奈良市美術館〔同上〕

奈良市北部会館市民文化ホール〔平成２５年４月１日～平成３０年３月３１日〕

奈良市杉岡華邨書道美術館〔平成２７年４月１日～平成３２年３月３１日〕

【スポーツ・武道振興事業】

スポーツ・武道の普及振興を図り、青少年の健全育成、利用者の心身の健全な発達に寄与するための事業を行う。

・奈良市中央体育館等６施設及び奈良市西部生涯スポーツセンター等１９施設

スポーツ普及振興事業では、体力の維持、競技力の向上や競技人口の拡大を図るため、奈良市体育協会加盟団体の協力によるスポーツ教室を開催するとともに、利用者の健康づくりのための事業として「水泳教室」、「水中健康運動教室」、「ダンベル＆健康運動教室」、「やさしいストレッチング教室」等を開催する。施設の特性を生かした各種運動プログラムを提供し、生活習慣病の予防改善、ロコモティブシンドロームの予防等、利用者の健康増進を図る。

また、武道普及振興事業においては、剣道・柔道・槍術等、各種武道関連団体との連携協力のもと各種武道教室を開催し、人格の形成、道徳心の向上、礼節を尊重する心の養成を図るとともに、武道人口の裾野の拡大及び武道の更なる発展、活性化に努める。

（指定管理施設）

奈良市緑ヶ丘球場〔平成２７年４月１日～平成３０年３月３１日〕

奈良市中央体育館（愛称：ならでんアリーナ）〔平成２７年4月1日～平成３２年3月３１日〕

奈良市中央第二体育館（愛称：ならでん第二アリーナ）〔同上〕

奈良市南部生涯スポーツセンター体育館〔同上〕

奈良市西部生涯スポーツセンター体育館〔平成２７年４月１日～平成３０年３月３１日〕

奈良市青山プール〔同上〕

奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール〔同上〕

奈良市柏木コート〔平成２７年４月１日～平成３２年３月３１日〕

奈良市黒谷コート〔平成２７年４月１日～平成３０年３月３１日〕

奈良市平城第一コート〔同上〕

奈良市平城第二コート〔同上〕

奈良市青山コート〔同上〕

奈良市佐保山コート〔同上〕

奈良市西部生涯スポーツセンターコート〔同上〕

奈良市南部生涯スポーツセンターコート〔平成２７年４月１日～平成３２年３月３１日〕

奈良市中央武道場（愛称：ならでん武道場）〔同上〕

奈良市中央第二武道場（愛称：ならでん第二武道場）〔同上〕

奈良市弓道場（愛称：ならでん弓道場）〔同上〕

奈良市柏木球技場〔平成２７年４月１日～平成３２年３月３１日〕

奈良市黒谷球技場〔平成２７年４月１日～平成３０年３月３１日〕

奈良市平城第一球技場〔同上〕

奈良市平城第二球技場〔同上〕

奈良市中ノ川球技場〔同上〕

奈良市奈良阪球技場〔同上〕

奈良市登美ヶ丘球技場〔同上〕

奈良市西部生涯スポーツセンター球技場〔同上〕

奈良市南部生涯スポーツセンター球技場〔平成２７年４月１日～平成３２年３月３１日〕

奈良市西部生涯スポーツセンターゲートボール場〔平成２７年４月１日～平成３０年３月３１日〕

奈良市南部生涯スポーツセンター多目的コート〔平成２７年４月１日～平成３２年３月３１日〕

奈良市鴻ノ池相撲場（愛称：ならでん相撲場）〔同上〕

奈良市西部生涯スポーツセンタークラブハウス〔平成２７年４月１日～平成３０年３月３１日〕

【まちづくり振興事業】

なら・まほろば景観まちづくり条例に基づく奈良町都市景観形成地区を中心とした「ならまち」において、地域文化を振興するとともに伝統的文化、芸能及び工芸を継承することにより、「ならまち」の活性化と市民文化の発展に寄与するための事業を行う。

・ならまち振興事業部門

振興事業部門の役割として、地域団体との連携事業等協働に努めるとともに、文化振興、地域活性化及び広報啓発を目的として「ならまちわらべうたフェスタ」、「伝統芸能鑑賞会」を開催するほか、講座や展示会、マップ制作等を実施する。

・奈良市ならまちセンター

文化・教養の向上を図り、利用者の福祉の増進と豊かな地域社会づくりを目指す。

事業については、「なら燈花会」の開催期間に合わせて、野外での「ならまち篝火コンサート」を開催する。その他、奈良らしい音楽をテーマにした「ならまちコンサート」や奈良町落語館との共催による「ならまち落語会」、市民の総合文化芸術祭として「ならまちいきいきフェスティバル」等を開催する。

・奈良市音声館

伝統的な芸能の継承と音楽・演芸の振興を図り、市民の文化の向上を図る。

事業については、奈良に伝わる『わらべうた』をあらゆる世代に伝承するための事業として「ならまちわらべうた教室」を通年で開催する。加えて、奈良の歴史や文化を伝承する事業として、創作ミュージカル「二月堂良弁杉」の定期公演をはじめ、「奈良の民話子どもミュージカル」や「エントランスコンサート」等の定期公演を行う。その他、幼稚園や保育園での「出張わらべうた教室」、大人と子どもが一緒に楽しめる「コーラス教室」や「子ども邦楽教室」、「お茶教室」を開催し、子どもたちに伝統文化や音楽を学ぶ場を提供する。

・なら工藝館

奈良伝統工芸の振興発展を図るため、奈良の工芸作家等と連携し、工芸作品の展示・販売・制作実演や「子ども工芸体験教室」等の各種工芸教室を開催する。その他、日本工芸会近畿支部の協力を得て、「第４６回日本伝統工芸近畿展」入選作品の中から、奈良市近隣在住の方々の作品を中心とした作品展を開催する。

また、奈良伝統工芸の後継者を育成・支援し、その技術・技法を後世に伝承することを目的とした事業に取り組む。

・入江泰吉記念奈良市写真美術館

開館２５周年を迎え、写真芸術に特化した写真専門の美術館としての役割を果たすため、主要収蔵品となる奈良大和路を撮り続けた写真家・入江泰吉作品の公開のみだけでなく、国内外の著名な写真家や今後の活躍が期待される若手写真家の作品展を開催する。

また、収蔵品の保存・管理・活用業務として水洗処理や作品のデジタル化、データ

ベースの構築等を継続的に行う。

写真の教育・普及事業として「高畑デジタル写真倶楽部」や「ワンポイントアドバイス」等の各種講座の開催、校区となる飛鳥小学校や県内高校写真部、万葉普及コンソーシアム等との連携事業を展開し、写真文化及び入江泰吉作品の教育・普及に努めていく。

・入江泰吉旧居

写真家・入江泰吉のひととなりを知り得る事業を開催し、入江の功績を顕彰する。また、入江泰吉記念奈良市写真美術館と協同し、暗室を利用した独自の事業や写真講座等のワークショップを開催する。さらに、奈良市きたまちの活動団体と連携し、地域の活性や観光振興につながる事業を開催する。

・奈良市ならまち格子の家

ならまち観光の見所紹介等の案内業務及びならまちの歴史と町並み紹介の常設展示、ならまち振興事業部門自主事業による「伝統芸能鑑賞会」やパネル展を実施し、奈良の町家の生活様式に直接触れる機会を観光客や市民に提供する。また、コンソーシアム事業として物販や体験事業等を行う。さらに、ならまち店舗紹介、映像モニター等を用いてならまちの紹介映像やイベントの情報を常時提供できる事業を実施する。

（指定管理施設）

奈良市ならまちセンター〔平成２７年４月１日～平成３０年３月３１日〕

奈良市音声館〔同上〕

なら工藝館〔平成２５年４月１日～平成３０年３月３１日〕

入江泰吉記念奈良市写真美術館〔平成２７年４月１日～平成３２年３月３１日〕

入江泰吉旧居〔平成２７年３月１日～平成３１年３月３１日〕

奈良市ならまち格子の家〔平成２８年４月１日～平成３３年３月３１日〕

【勤労者福祉サービス事業】

・勤労者福祉サービスセンター事業部門、奈良市勤労者総合福祉センター

地域経済の担い手である中小企業勤労者を対象に、福祉の向上及び余暇活用の充実、生活の安定を図るため、総合的な福祉事業を行う。

事業については、市内中小企業勤労者の福利厚生の向上を目指すべく、会員制度『うぇるびぃ奈良』の充実を図り、会員の募集に努めながら、人間ドックの費用補助等による健康意識の向上を図る事業や、旅行費用補助、コンサート・スポーツ・グルメ・レジ

ャー施設チケットの斡旋、趣味・教養講座の受講補助、貸付斡旋事業等の余暇活用の充実を図るための事業、会員とその家族に対して慶弔給付金等を支給する事業を実施する。多彩なメニューや地域に根差したサービスを提供することによって、福利厚生の充実と、企業のイメージアップ、人材の確保・定着、士気高揚につなげ、中小企業の振興と地域社会の活性化に寄与する事業を行う。

施設の管理運営の事業においては、教養及び文化の向上、健康の維持増進を図るべく、勤労者をはじめ広く市民を対象として、「パソコン教室」や「社交ダンス講座」、「陶芸教室」等、利用者の要望を取り入れながら、ニーズに応じた各種教室を開催する。

（指定管理施設）

奈良市勤労者総合福祉センター〔平成２７年４月１日～平成３０年３月３１日〕

【都祁地域振興事業】

都祁地域において、市民の文化芸術の振興及び都祁地域と市街地住民との交流促進に努め、生涯スポーツ宣言地域として各種クラブ団体等による幅広い施設利用を図り、地域の発展に寄与するための事業を行う。

・奈良市都祁交流センター、奈良市都祁体育館、奈良市都祁生涯スポーツセンター４施設

事業については、地域間・世代間交流事業として、奈良市立都祁こども園へのアウトリーチや楽器体験のワークショップを行い、「ファミリー向けミニＸｍａｓコンサート」を開催する。その他、未就学の子ども達を対象にブラックシアターや絵本、紙芝居の読み聞かせを行う「おはなし会」の定期的開催や、地域の高齢者の方々に芸術文化に触れていただく機会の提供を通じて、交流をさらに深めていただくことを目的に「都祁映画祭」を昨年度に引き続いて開催する。また、アマチュアで活動している様々なジャンルの地元演奏家を集め、「都祁音楽祭（仮称）」を開催する。

加えて、都祁地域の各種任意団体との協賛として、「つげ夏まつり」、「ふれあい映画祭」、「都祁高原マラソン大会」等への協力や、奈良市立都祁公民館、奈良市都祁福祉センターとの共催事業も積極的に実施する。

（指定管理施設）

奈良市都祁交流センター〔平成２５年４月１日～平成３０年３月３１日〕

奈良市都祁体育館〔同上〕

奈良市都祁生涯スポーツセンターコート〔同上〕

奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場〔同上〕

奈良市都祁生涯スポーツセンター多目的コート〔同上〕

奈良市都祁生涯スポーツセンタークラブハウス〔同上〕

# 収　支　予　算　書

平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日まで

（単位：千円）

| 科　　目 | 予　算　額 | 前年度予算額 | 増　　減 | 備 考 |
|---|---|---|---|---|
| Ⅰ　一般正味財産増減の部 | | | | |
| 1．経常増減の部 | | | | |
| (1) 経常収益 | | | | |
| ① 基本財産運用益 | 29 | 50 | △ 21 | |
| 基本財産受取利息 | 29 | 50 | △ 21 | |
| ② 特定資産運用益 | 8 | 14 | △ 6 | |
| 特定資産受取利息 | 8 | 14 | △ 6 | |
| ③ 受取入会金 | 208 | 205 | 3 | |
| 受取入会金 | 208 | 205 | 3 | |
| ④ 受取会費 | 40,048 | 39,882 | 166 | |
| 受取会費 | 40,048 | 39,882 | 166 | |
| ⑤ 事業収益 | 147,869 | 178,644 | △ 30,775 | |
| 入場料収益 | 34,512 | 51,194 | △ 16,682 | |
| 観覧料収益 | 456 | 306 | 150 | |
| 共催金収益 | 595 | 0 | 595 | |
| 受講料収益 | 87,753 | 93,359 | △ 5,606 | |
| 出品料収益 | 1,200 | 1,200 | 0 | |
| 協賛金収益 | 500 | 500 | 0 | |
| 参加費収益 | 1,286 | 1,390 | △ 104 | |
| 普及事業収益 | 485 | 485 | 0 | |
| 小売業収益 | 4,995 | 5,640 | △ 645 | |
| 受取手数料 | 4,645 | 5,251 | △ 606 | |
| 事業受託収益 | 500 | 10,000 | △ 9,500 | |
| 共催事業管理収益 | 9,968 | 8,515 | 1,453 | |
| その他収益 | 974 | 804 | 170 | |
| ⑥ 受取補助金等 | 1,419,694 | 1,404,099 | 15,595 | |
| 受取指定管理料 | 1,294,608 | 1,267,108 | 27,500 | |
| 受取地方公共団体補助金 | 122,536 | 129,384 | △ 6,848 | |
| 事業受託収益 | 0 | 3,857 | △ 3,857 | |
| 受取国庫助成金 | 2,550 | 2,700 | △ 150 | |
| 受取民間助成金 | 0 | 1,050 | △ 1,050 | |
| ⑦ 受取負担金 | 36,455 | 37,803 | △ 1,348 | |
| 受取負担金 | 36,455 | 37,803 | △ 1,348 | |
| ⑧ 雑収益 | 4,483 | 4,125 | 358 | |
| 受取利息 | 78 | 61 | 17 | |
| 雑収益 | 1,405 | 1,064 | 341 | |
| 運営協力金等収益 | 3,000 | 3,000 | 0 | |
| 経常収益計 | 1,648,794 | 1,664,822 | △ 16,028 | |

| 科　　目 | 予　算　額 | 前年度予算額 | 増　　減 | 備 考 |
|---|---|---|---|---|
| (2) 経常費用 | | | | |
| ① 事業費 | 1,589,820 | 1,603,352 | △ 13,532 | |
| 給料手当 | 547,140 | 529,139 | 18,001 | |
| 臨時雇賃金 | 37,300 | 38,822 | △ 1,522 | |
| 福利厚生費 | 102,087 | 102,064 | 23 | |
| 旅費交通費 | 2,306 | 2,637 | △ 331 | |
| 通信運搬費 | 10,940 | 10,644 | 296 | |
| 減価償却費 | 0 | 33 | △ 33 | |
| 消耗什器備品費 | 1,200 | 2,382 | △ 1,182 | |
| 消耗品費 | 31,352 | 32,589 | △ 1,237 | |
| 修繕費 | 11,900 | 11,648 | 252 | |
| 印刷製本費 | 16,209 | 16,137 | 72 | |
| 燃料費 | 2,553 | 2,606 | △ 53 | |
| 光熱水料費 | 275,484 | 285,187 | △ 9,703 | |
| 賃借料 | 34,923 | 31,873 | 3,050 | |
| 保険料 | 8,380 | 8,320 | 60 | |
| 諸謝金 | 53,512 | 54,620 | △ 1,108 | |
| 租税公課 | 53,707 | 53,498 | 209 | |
| 支払負担金 | 3,993 | 4,017 | △ 24 | |
| 支払助成金 | 68,936 | 70,110 | △ 1,174 | |
| 委託費 | 312,969 | 329,138 | △ 16,169 | |
| 会議費 | 84 | 315 | △ 231 | |
| 支払手数料 | 7,356 | 8,454 | △ 1,098 | |
| 広告宣伝費 | 2,953 | 2,657 | 296 | |
| 仕入 | 1,864 | 3,714 | △ 1,850 | |
| 原材料費 | 1,060 | 1,085 | △ 25 | |
| 医薬材料費 | 1,357 | 1,357 | 0 | |
| 雑費 | 255 | 306 | △ 51 | |
| ② 管理費 | 58,226 | 62,609 | △ 4,383 | |
| 役員報酬 | 6,255 | 7,267 | △ 1,012 | |
| 給料手当 | 34,391 | 39,055 | △ 4,664 | |
| 福利厚生費 | 7,236 | 8,823 | △ 1,587 | |
| 旅費交通費 | 32 | 16 | 16 | |
| 通信運搬費 | 329 | 466 | △ 137 | |
| 消耗什器備品費 | 975 | 0 | 975 | |
| 消耗品費 | 591 | 410 | 181 | |
| 修繕費 | 50 | 50 | 0 | |
| 燃料費 | 46 | 46 | 0 | |
| 賃借料 | 3,683 | 3,693 | △ 10 | |
| 保険料 | 5 | 7 | △ 2 | |

| 科　　目 | 予　算　額 | 前年度予算額 | 増　　減 | 備 考 |
|---|---|---|---|---|
| 諸謝金 | 785 | 785 | 0 | |
| 租税公課 | 175 | 136 | 39 | |
| 支払負担金 | 319 | 223 | 96 | |
| 委託費 | 3,171 | 1,456 | 1,715 | |
| 支払手数料 | 183 | 176 | 7 | |
| 経常費用計 | 1,648,046 | 1,665,961 | △ 17,915 | |
| 評価損益等調整前当期経常増減額 | 748 | △ 1,139 | 1,887 | |
| 評価損益等計 | 0 | 0 | 0 | |
| 当期経常増減額 | 748 | △ 1,139 | 1,887 | |
| ２．経常外増減の部 | | | | |
| ⑴　経常外収益 | | | | |
| 経常外収益計 | 0 | 0 | 0 | |
| ⑵　経常外費用 | | | | |
| 経常外費用計 | 0 | 0 | 0 | |
| 当期経常外増減額 | 0 | 0 | 0 | |
| 当期一般正味財産増減額 | 748 | △ 1,139 | 1,887 | |
| 一般正味財産期首残高 | 192,852 | 85,790 | 107,062 | |
| 一般正味財産期末残高 | 193,600 | 84,651 | 108,949 | |
| Ⅱ　指定正味財産増減の部 | | | | |
| 一般正味財産への振替額 | 0 | 0 | 0 | |
| 一般正味財産への振替額 | 0 | 0 | 0 | |
| 当期指定正味財産増減額 | 0 | 0 | 0 | |
| 指定正味財産期首残高 | 86,004 | 86,004 | 0 | |
| 指定正味財産期末残高 | 86,004 | 86,004 | 0 | |
| Ⅲ　正味財産期末残高 | 279,604 | 170,655 | 108,949 | |

# 予 定 貸 借 対 照 表

平成３０年３月３１日

（単位：千円）

| 科　　目 | 当 年 度 | 前 年 度 | 増　　減 | 備 考 |
|---|---|---|---|---|
| Ⅰ　資産の部 | | | | |
| １．流動資産 | | | | |
| 現金預金 | 243,524 | 239,769 | 3,755 | |
| 現金 | 1,849 | 2,084 | △ 235 | |
| 普通預金 | 171,675 | 167,685 | 3,990 | |
| 定期預金 | 70,000 | 70,000 | 0 | |
| 未収金 | 5,494 | 5,492 | 2 | |
| 前払金 | 1,902 | 2,424 | △ 522 | |
| 商品 | 3,553 | 4,294 | △ 741 | |
| 貯蔵品 | 35 | 56 | △ 21 | |
| たな卸資産 | 25 | 25 | 0 | |
| 立替金 | 100 | 90 | 10 | |
| 流動資産合計 | 254,633 | 252,150 | 2,483 | |
| ２．固定資産 | | | | |
| ⑴　基本財産 | | | | |
| 定期預金 | 50,000 | 50,000 | 0 | |
| 基本財産合計 | 50,000 | 50,000 | 0 | |
| ⑵　特定資産 | | | | |
| 減価償却引当預金 | 2,827 | 2,827 | 0 | |
| 書道芸術振興積立金 | 36,436 | 37,217 | △ 781 | |
| 永年在会給付事業積立預金 | 14,220 | 16,864 | △ 2,644 | |
| 運営基金積立準備預金 | 7,395 | 7,187 | 208 | |
| 共済事業引当預金 | 2,057 | 2,669 | △ 612 | |
| 記念事業費積立預金 | 8,089 | 8,089 | 0 | |
| 特定資産合計 | 71,024 | 74,853 | △ 3,829 | |
| ⑶　その他の固定資産 | | | | |
| 什器備品 | 4 | 4 | 0 | |
| 預託金 | 7 | 7 | 0 | |
| その他固定資産合計 | 11 | 11 | 0 | |
| 固定資産合計 | 121,035 | 124,864 | △ 3,829 | |
| 資産合計 | 375,668 | 377,014 | △ 1,346 | |
| Ⅱ　負債の部 | | | | |
| １．流動負債 | | | | |
| 前受金 | 9,650 | 9,650 | 0 | |
| 未払金 | 69,371 | 71,326 | △ 1,955 | |
| 預り金 | 17,043 | 17,182 | △ 139 | |
| 流動負債合計 | 96,064 | 98,158 | △ 2,094 | |
| ２．固定負債 | | | | |
| 固定負債合計 | 0 | 0 | 0 | |
| 負債合計 | 96,064 | 98,158 | △ 2,094 | |
| Ⅲ　正味財産の部 | | | | |
| １．指定正味財産 | | | | |
| 寄付金 | 86,004 | 86,004 | 0 | |
| 指定正味財産合計 | 86,004 | 86,004 | 0 | |
| （うち基本財産への充当額） | (50,000) | (50,000) | (0) | |
| （うち特定資産への充当額） | (36,004) | (36,004) | (0) | |
| ２．一般正味財産 | 193,600 | 192,852 | 748 | |
| （うち特定資産への充当額） | (35,020) | (38,849) | (△ 3,829) | |
| 正味財産合計 | 279,604 | 278,856 | 748 | |
| 負債及び正味財産合計 | 375,668 | 377,014 | △ 1,346 | |

# 予 定 正 味 財 産 増 減 計 算 書

平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日まで

（単位：千円）

| 科　　目 | 当　年　度 | 前　年　度 | 増　　減 | 備 考 |
|---|---|---|---|---|
| Ⅰ　一般正味財産増減の部 | | | | |
| 1.経常増減の部 | | | | |
| (1)　経常収益 | | | | |
| ①　基本財産運用益 | 29 | 25 | 4 | |
| 基本財産受取利息 | 29 | 25 | 4 | |
| ②　特定資産運用益 | 8 | 10 | △ 2 | |
| 特定資産受取利息 | 8 | 10 | △ 2 | |
| ③　受取入会金 | 208 | 197 | 11 | |
| 受取入会金 | 208 | 197 | 11 | |
| ④　受取会費 | 40,048 | 39,581 | 467 | |
| 受取会費 | 40,048 | 39,581 | 467 | |
| ⑤　事業収益 | 147,869 | 135,201 | 12,668 | |
| 入場料収益 | 34,512 | 29,852 | 4,660 | |
| 観覧料収益 | 456 | 160 | 296 | |
| 共催金収益 | 595 | 0 | 595 | |
| 受講料収益 | 87,753 | 77,870 | 9,883 | |
| 出品料収益 | 1,200 | 900 | 300 | |
| 協賛金収益 | 500 | 500 | 0 | |
| 参加費収益 | 1,286 | 1,646 | △ 360 | |
| 普及事業収益 | 485 | 255 | 230 | |
| 小売業収益 | 4,995 | 3,875 | 1,120 | |
| 受取手数料 | 4,645 | 2,883 | 1,762 | |
| 事業受託収益 | 500 | 10,700 | △ 10,200 | |
| 共催事業管理収益 | 9,968 | 5,806 | 4,162 | |
| その他収益 | 974 | 754 | 220 | |
| ⑥　受取補助金等 | 1,419,694 | 1,403,940 | 15,754 | |
| 受取指定管理料 | 1,294,608 | 1,267,108 | 27,500 | |
| 受取地方公共団体補助金 | 122,536 | 129,564 | △ 7,028 | |
| 事業受託収益 | 0 | 3,118 | △ 3,118 | |
| 受取国庫助成金 | 2,550 | 2,700 | △ 150 | |
| 受取民間助成金 | 0 | 1,450 | △ 1,450 | |
| ⑦　受取負担金 | 36,455 | 34,896 | 1,559 | |
| 受取負担金 | 36,455 | 34,896 | 1,559 | |
| ⑧　雑収益 | 4,483 | 4,395 | 88 | |
| 受取利息 | 78 | 40 | 38 | |
| 雑収益 | 1,405 | 1,355 | 50 | |
| 運営協力金等収益 | 3,000 | 3,000 | 0 | |
| 経常収益計 | 1,648,794 | 1,618,245 | 30,549 | |

| 科　　目 | 当　年　度 | 前　年　度 | 増　　減 | 備 考 |
|---|---|---|---|---|
| (2)　経常費用 | | | | |
| ①　事業費 | 1,589,820 | 1,506,856 | 82,964 | |
| 給料手当 | 547,140 | 521,315 | 25,825 | |
| 臨時雇賃金 | 37,300 | 44,319 | △ 7,019 | |
| 福利厚生費 | 102,087 | 102,289 | △ 202 | |
| 旅費交通費 | 2,306 | 1,544 | 762 | |
| 通信運搬費 | 10,940 | 8,685 | 2,255 | |
| 減価償却費 | 0 | 33 | △ 33 | |
| 消耗什器備品費 | 1,200 | 1,052 | 148 | |
| 消耗品費 | 31,352 | 23,136 | 8,216 | |
| 修繕費 | 11,900 | 10,500 | 1,400 | |
| 印刷製本費 | 16,209 | 13,050 | 3,159 | |
| 燃料費 | 2,553 | 2,112 | 441 | |
| 光熱水料費 | 275,484 | 238,034 | 37,450 | |
| 賃借料 | 34,923 | 30,074 | 4,849 | |
| 保険料 | 8,380 | 6,999 | 1,381 | |
| 諸謝金 | 53,512 | 50,305 | 3,207 | |
| 租税公課 | 53,707 | 75,600 | △ 21,893 | |
| 支払負担金 | 3,993 | 3,849 | 144 | |
| 支払助成金 | 68,936 | 65,950 | 2,986 | |
| 委託費 | 312,969 | 295,694 | 17,275 | |
| 会議費 | 84 | 64 | 20 | |
| 支払手数料 | 7,356 | 6,486 | 870 | |
| 広告宣伝費 | 2,953 | 2,137 | 816 | |
| 仕入 | 1,864 | 1,148 | 716 | |
| 原材料費 | 1,060 | 993 | 67 | |
| 医薬材料費 | 1,357 | 1,350 | 7 | |
| 雑費 | 255 | 138 | 117 | |
| ②　管理費 | 58,226 | 65,555 | △ 7,329 | |
| 役員報酬 | 6,255 | 7,205 | △ 950 | |
| 給料手当 | 34,391 | 42,877 | △ 8,486 | |
| 福利厚生費 | 7,236 | 8,823 | △ 1,587 | |
| 旅費交通費 | 32 | 23 | 9 | |
| 通信運搬費 | 329 | 333 | △ 4 | |
| 消耗什器備品費 | 975 | 0 | 975 | |
| 消耗品費 | 591 | 521 | 70 | |
| 修繕費 | 50 | 4 | 46 | |
| 燃料費 | 46 | 33 | 13 | |
| 賃借料 | 3,683 | 3,649 | 34 | |
| 保険料 | 5 | 3 | 2 | |
| 諸謝金 | 785 | 360 | 425 | |

| 科　　目 | 当　年　度 | 前　年　度 | 増　　減 | 備 考 |
|---|---|---|---|---|
| 租税公課 | 175 | 97 | 78 | |
| 支払負担金 | 319 | 248 | 71 | |
| 委託費 | 3,171 | 1,264 | 1,907 | |
| 支払手数料 | 183 | 115 | 68 | |
| 経常費用計 | 1,648,046 | 1,572,411 | 75,635 | |
| 評価損益等調整前当期経常増減額 | 748 | 45,834 | △ 45,086 | |
| 評価損益等計 | 0 | 0 | 0 | |
| 当期経常増減額 | 748 | 45,834 | △ 45,086 | |
| ２．経常外増減の部 | | | | |
| (1)　経常外収益 | | | | |
| 経常外収益計 | 0 | 0 | 0 | |
| (2)　経常外費用 | | | | |
| 経常外費用計 | 0 | 0 | 0 | |
| 当期経常外増減額 | 0 | 0 | 0 | |
| 当期一般正味財産増減額 | 748 | 45,834 | △ 45,086 | |
| 一般正味財産期首残高 | 192,852 | 147,018 | 45,834 | |
| 一般正味財産期末残高 | 193,600 | 192,852 | 748 | |
| Ⅱ　指定正味財産増減の部 | | | | |
| 一般正味財産への振替額 | 0 | 0 | 0 | |
| 一般正味財産への振替額 | 0 | 0 | 0 | |
| 当期指定正味財産増減額 | 0 | 0 | 0 | |
| 指定正味財産期首残高 | 86,004 | 86,004 | 0 | |
| 指定正味財産期末残高 | 86,004 | 86,004 | 0 | |
| Ⅲ　正味財産期末残高 | 279,604 | 278,856 | 748 | |

奈良市議案第９号

# 平成２９年度奈良市一般会計予算

平成２９年度奈良市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１２７，７００，０００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表　地方債」による。

（一時借入金）

第４条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、２６，０００，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第５条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

⑴　各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

第１表　歳入歳出予算

歳　入

| 款 | 項 | 金　　額 |
|---|---|---|
| １．市　　税 | | 千円<br>52,666,175 |
| | １．市　民　税 | 26,124,590 |
| | ２．固　定　資　産　税 | 19,803,628 |
| | ３．軽　自　動　車　税 | 581,336 |
| | ４．市　た　ば　こ　税 | 1,801,954 |
| | ５．入　湯　税 | 7,226 |
| | ６．事　業　所　税 | 978,753 |
| | ７．都　市　計　画　税 | 3,368,688 |
| ２．地　方　譲　与　税 | | 820,000 |
| | １．地方揮発油譲与税 | 250,000 |
| | ２．自動車重量譲与税 | 570,000 |
| ３．利　子　割　交　付　金 | | 130,000 |
| | １．利　子　割　交　付　金 | 130,000 |
| ４．配　当　割　交　付　金 | | 700,000 |
| | １．配　当　割　交　付　金 | 700,000 |
| ５．株式等譲渡所得割交付金 | | 600,000 |
| | １．株式等譲渡所得割交付金 | 600,000 |
| ６．地方消費税交付金 | | 5,900,000 |
| | １．地方消費税交付金 | 5,900,000 |
| ７．ゴルフ場利用税交付金 | | 300,000 |
| | １．ゴルフ場利用税交付金 | 300,000 |

| 款 | 項 | 金　　額 |
|---|---|---|
| 8．自動車取得税交付金 | | 千円<br>260,000 |
| | 1．自動車取得税交付金 | 260,000 |
| 9．国有提供施設等所在市町村助成交付金 | | 3,000 |
| | 1．国有提供施設等所在市町村助成交付金 | 3,000 |
| 10．地方特例交付金 | | 230,000 |
| | 1．地方特例交付金 | 230,000 |
| 11．地方交付税 | | 13,700,000 |
| | 1．地方交付税 | 13,700,000 |
| 12．交通安全対策特別交付金 | | 55,000 |
| | 1．交通安全対策特別交付金 | 55,000 |
| 13．分担金及び負担金 | | 1,305,141 |
| | 1．分担金 | 3,842 |
| | 2．負担金 | 1,301,299 |
| 14．使用料及び手数料 | | 2,337,850 |
| | 1．使用料 | 1,682,911 |
| | 2．手数料 | 654,939 |
| 15．国庫支出金 | | 23,450,457 |
| | 1．国庫負担金 | 19,777,902 |
| | 2．国庫補助金 | 2,089,223 |
| | 3．国庫委託金 | 142,066 |
| | 4．国庫交付金 | 1,441,266 |

| 款 | 項 | 金　　額 |
|---|---|---|
| 16. 県　支　出　金 | | 千円<br>7,744,996 |
| | 1．県　負　担　金 | 5,922,121 |
| | 2．県　補　助　金 | 1,618,593 |
| | 3．県　委　託　金 | 69,665 |
| | 4．県　交　付　金 | 134,617 |
| 17. 財　産　収　入 | | 664,960 |
| | 1．財　産　運　用　収　入 | 125,920 |
| | 2．財　産　売　払　収　入 | 539,040 |
| 18. 寄　附　金 | | 302,340 |
| | 1．寄　附　金 | 302,340 |
| 19. 繰　入　金 | | 969,647 |
| | 1．基　金　繰　入　金 | 969,647 |
| 20. 諸　収　入 | | 3,348,434 |
| | 1．延滞金・加算金及び過料 | 200,000 |
| | 2．預　金　利　子 | 360 |
| | 3．貸付金元利収入 | 1,217,111 |
| | 4．雑　入 | 1,930,963 |
| 21. 市　債 | | 12,212,000 |
| | 1．市　債 | 12,212,000 |
| 歳　入　合　計 | | 127,700,000 |

歳　出

| 款 | 項 | 金　　額 |
|---|---|---|
| 1．議　　会　　費 | | 千円<br>710,754 |
| | 1．議　　会　　費 | 710,754 |
| 2．総　　務　　費 | | 14,127,323 |
| | 1．総　務　管　理　費 | 10,224,330 |
| | 2．企　　画　　費 | 1,612,729 |
| | 3．徴　　税　　費 | 1,316,201 |
| | 4．戸　籍　住　民<br>基　本　台　帳　費 | 536,048 |
| | 5．選　　挙　　費 | 329,188 |
| | 6．統　計　調　査　費 | 26,306 |
| | 7．監　査　委　員　費 | 82,521 |
| 3．民　　生　　費 | | 57,097,002 |
| | 1．社　会　福　祉　費 | 25,655,267 |
| | 2．児　童　福　祉　費 | 18,112,359 |
| | 3．生　活　保　護　費 | 13,118,509 |
| | 4．国民年金事務費 | 210,867 |
| 4．衛　　生　　費 | | 10,175,238 |
| | 1．保　健　衛　生　費 | 1,863,308 |
| | 2．保　健　所　費 | 1,884,175 |
| | 3．清　　掃　　費 | 5,764,523 |
| | 4．上　水　道　費 | 663,232 |
| 5．労　　働　　費 | | 125,118 |
| | 1．労　働　諸　費 | 125,118 |

| 款 | 項 | 金　　額 |
|---|---|---|
| 6．農林水産業費 | | 千円<br>686,155 |
| | 1．農林費 | 686,155 |
| 7．商工費 | | 1,485,777 |
| | 1．商工費 | 1,485,777 |
| 8．観光費 | | 991,188 |
| | 1．観光費 | 991,188 |
| 9．土木費 | | 9,826,178 |
| | 1．土木管理費 | 120,529 |
| | 2．道路橋梁費 | 2,739,732 |
| | 3．河川費 | 608,454 |
| | 4．都市計画費 | 3,945,846 |
| | 5．下水道費 | 1,892,657 |
| | 6．住宅費 | 518,960 |
| 10．消防費 | | 3,849,752 |
| | 1．消防費 | 3,849,752 |
| 11．教育費 | | 10,899,090 |
| | 1．教育総務費 | 2,516,313 |
| | 2．小学校費 | 1,678,560 |
| | 3．中学校費 | 668,769 |
| | 4．高等学校費 | 1,008,182 |
| | 5．幼稚園費 | 981,323 |
| | 6．社会教育費 | 1,366,129 |
| | 7．保健体育費 | 2,679,814 |

| 款 | 項 | 金　　額 |
|---|---|---|
| 12. 災害復旧費 | | 千円<br>45,819 |
| | 1. 農林水産業施設災害復旧費 | 13,819 |
| | 2. 土木施設災害復旧費 | 32,000 |
| 13. 公債費 | | 17,575,121 |
| | 1. 公債費 | 17,575,121 |
| 14. 諸支出金 | | 55,485 |
| | 1. 地元公共事業基金 | 49,485 |
| | 2. 財政調整基金 | 5,000 |
| | 3. 減債基金 | 1,000 |
| 15. 予備費 | | 50,000 |
| | 1. 予備費 | 50,000 |
| 歳出合計 | | 127,700,000 |

第２表　債務負担行為

１．新規分

| 事　　項 | 期　　間 | 限　　度　　額 |
|---|---|---|
| 会計課事務労働者派遣業務委託 | 平成２９年度から<br>平成３０年度まで | 千円<br>7,567 |
| 税額通知書印刷等経費 | 平成２９年度から<br>平成３０年度まで | 14,000 |
| 地域子育て支援拠点事業委託 | 平成２９年度から<br>平成３４年度まで | 137,970 |
| こども園給食食材調達経費 | 平成２９年度から<br>平成３０年度まで | 1,500 |
| 保育園給食食材調達経費 | 平成２９年度から<br>平成３０年度まで | 2,800 |
| がん検診受診券印刷等経費 | 平成２９年度から<br>平成３０年度まで | 3,500 |
| 指定管理者による奈良市総合福祉センターの管理に要する経費 | 平成２９年度から<br>平成３３年度まで | 協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額 |
| 指定管理者による奈良市ならやま屋内温水プールの管理に要する経費 | 平成２９年度から<br>平成３３年度まで | 協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額 |

第３表　地方債

| 起　債　の　目　的 | 限　度　額 | 起債の方法 | 利　　率 | 償　還　の　方　法 |
|---|---|---|---|---|
| | 千円 | | | |
| 庁舎等施設整備事業 | 14,800 | 普通貸借又は債券発行 | 5.0％以内（利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。） | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。 |
| 文化振興施設整備事業 | 46,000 | 〃 | 〃 | 〃 |
| スポーツ施設整備事業 | 133,300 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 福祉施設整備事業 | 697,700 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 環境改善事業 | 27,000 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 保健衛生施設整備事業 | 7,100 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 清掃施設整備事業 | 457,200 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 土地基盤整備事業 | 25,700 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 商工施設整備事業 | 2,000 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 観光施設整備事業 | 20,100 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 道路事業 | 1,393,100 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 河川事業 | 478,000 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 都市計画事業 | 978,300 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 公営住宅建設事業 | 112,100 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 消防施設整備事業 | 94,100 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 義務教育施設整備事業 | 683,100 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 幼稚園施設整備事業 | 2,000 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 社会教育施設整備事業 | 105,200 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 災害復旧事業 | 35,200 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 退職手当 | 600,000 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 臨時財政対策 | 6,300,000 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 計 | 12,212,000 | | | |

奈良市議案第１０号

# 平成２９年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計予算

平成２９年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１５，３００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

第１表　歳入歳出予算

歳　入

| 款 | 項 | 金　　額 |
|---|---|---|
| １．諸　　収　　入 | | 千円<br>15,300 |
| | １．雑　　入 | 15,300 |
| 歳　　入　　合　　計 | | 15,300 |

歳　出

| 款 | 項 | 金　　額 |
|---|---|---|
| １．住宅新築資金等貸付事業費 | | 千円<br>6,540 |
| | １．総　務　管　理　費 | 6,540 |
| ２．公　　債　　費 | | 8,760 |
| | １．公　　債　　費 | 8,760 |
| 歳　　出　　合　　計 | | 15,300 |

奈良市議案第１１号

# 平成２９年度奈良市国民健康保険
# 特別会計予算

平成２９年度奈良市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４４，５００，０００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

（一時借入金）

第３条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、５，０００，０００千円と定める。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

第１表　歳入歳出予算

歳　入

| 款 | 項 | 金　　額 |
|---|---|---|
| １．国民健康保険料 | | 千円<br>7,848,620 |
| | １．国民健康保険料 | 7,848,620 |
| ２．使用料及び手数料 | | 120 |
| | １．手数料 | 120 |
| ３．国庫支出金 | | 8,917,662 |
| | １．国庫負担金 | 6,492,412 |
| | ２．国庫補助金 | 2,425,250 |
| ４．療養給付費交付金 | | 859,372 |
| | １．療養給付費交付金 | 859,372 |
| ５．前期高齢者交付金 | | 12,140,000 |
| | １．前期高齢者交付金 | 12,140,000 |
| ６．県支出金 | | 1,984,286 |
| | １．県負担金 | 332,343 |
| | ２．県補助金 | 1,651,943 |
| ７．共同事業交付金 | | 9,928,000 |
| | １．共同事業交付金 | 9,928,000 |
| ８．財産収入 | | 1 |
| | １．財産運用収入 | 1 |
| ９．繰入金 | | 2,749,638 |
| | １．一般会計繰入金 | 2,749,638 |
| 10．諸収入 | | 72,301 |
| | １．延滞金及び過料 | 101 |

| 款 | 項 | 金　　額 |
|---|---|---|
| | 2．雑　　入 | 千円<br>67,400 |
| | 3．療養費等指定公費返還金 | 4,800 |
| 歳　　入　　合　　計 | | 44,500,000 |

歳　出

| 款 | 項 | 金　　額 |
|---|---|---|
| 1．総　　務　　費 | | 千円<br>370,699 |
| | 1．総　務　管　理　費 | 294,392 |
| | 2．賦　課　徴　収　費 | 75,601 |
| | 3．運　営　協　議　会　費 | 706 |
| 2．保　険　給　付　費 | | 27,332,769 |
| | 1．給　　付　　諸　　費 | 27,332,769 |
| 3．老人保健拠出金 | | 1,300 |
| | 1．老人保健拠出金 | 1,300 |
| 4．後期高齢者支援金等 | | 4,710,400 |
| | 1．後期高齢者支援金等 | 4,710,400 |
| 5．前期高齢者納付金等 | | 17,400 |
| | 1．前期高齢者納付金等 | 17,400 |
| 6．介　護　納　付　金 | | 1,760,000 |
| | 1．介　護　納　付　金 | 1,760,000 |
| 7．共同事業拠出金 | | 9,928,030 |
| | 1．共同事業拠出金 | 9,928,030 |

| 款 | 項 | 金　　額 |
|---|---|---|
| 8．保　健　事　業　費 | | 千円<br>318,101 |
| | 1．特定健康診査等事業費 | 274,938 |
| | 2．保　健　事　業　費 | 43,163 |
| 9．基　金　積　立　金 | | 1 |
| | 1．基　金　積　立　金 | 1 |
| 10．公　　債　　費 | | 15,000 |
| | 1．公　　債　　費 | 15,000 |
| 11．諸　支　出　金 | | 45,800 |
| | 1．還付及び還付加算金 | 41,000 |
| | 2．療養費等指定公費立替金 | 4,800 |
| 12．予　　備　　費 | | 500 |
| | 1．予　　備　　費 | 500 |
| 歳　出　合　計 | | 44,500,000 |

第２表　債務負担行為

１．新規分

| 事　　項 | 期　　間 | 限　度　額 |
|---|---|---|
| 国民健康保険証印刷等経費 | 平成２９年度から<br>平成３０年度まで | 千円<br>6,000 |
| 国民健康保険料通知書印刷等経費 | 平成２９年度から<br>平成３０年度まで | 5,000 |
| 特定健康診査受診券印刷等経費 | 平成２９年度から<br>平成３０年度まで | 1,600 |

奈良市議案第１２号

# 平成２９年度奈良市土地区画整理事業特別会計予算

平成２９年度奈良市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３，２３６，０００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表　地方債」による。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

第１表　歳入歳出予算

歳　入

| 款 | 項 | 金　　額 |
|---|---|---|
| １．国　庫　支　出　金 | | 千円<br>1,142,315 |
| | １．国　庫　交　付　金 | 1,142,315 |
| ２．繰　　入　　金 | | 813,326 |
| | １．一　般　会　計　繰　入　金 | 813,326 |
| ３．諸　　収　　入 | | 859 |
| | １．雑　　入 | 859 |
| ４．市　　債 | | 1,279,500 |
| | １．市　　債 | 1,279,500 |
| 歳　　入　　合　　計 | | 3,236,000 |

歳　出

| 款 | 項 | 金　　額 |
|---|---|---|
| １．西大寺駅南地区土地区画整理事業費 | | 千円<br>1,926,550 |
| | １．西大寺駅南地区土地区画整理事業費 | 1,926,550 |
| ２．ＪＲ奈良駅南地区土地区画整理事業費 | | 635,850 |
| | １．ＪＲ奈良駅南地区土地区画整理事業費 | 635,850 |
| ３．公　　債　　費 | | 673,600 |
| | １．公　　債　　費 | 673,600 |
| 歳　　出　　合　　計 | | 3,236,000 |

第２表　地方債

| 起　債　の　目　的 | 限　度　額 | 起債の方法 | 利　率 | 償　還　の　方　法 |
|---|---|---|---|---|
| 西大寺駅南地区土地区画整理事業 | 千円<br>895,600 | 普通貸借又は債券発行 | 5.0％以内（利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。） | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。 |
| ＪＲ奈良駅南地区土地区画整理事業 | 383,900 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 計 | 1,279,500 | | | |

奈良市議案第１３号

# 平成２９年度奈良市市街地再開発事業特別会計予算

平成２９年度奈良市の市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１８９，４００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

第１表　歳入歳出予算

歳　入

| 款 | 項 | 金　　額 |
|---|---|---|
| １．繰　　入　　金 | | 千円<br>189,400 |
| | １．一　般　会　計　繰　入　金 | 189,400 |
| 歳　　入　　合　　計 | | 189,400 |

歳　出

| 款 | 項 | 金　　額 |
|---|---|---|
| １．公　　債　　費 | | 千円<br>189,400 |
| | １．公　　債　　費 | 189,400 |
| 歳　　出　　合　　計 | | 189,400 |

奈良市議案第１４号

# 平成２９年度奈良市公共用地
# 取得事業特別会計予算

平成２９年度奈良市の公共用地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１９８，１００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

第１表　歳入歳出予算

歳　入

| 款 | 項 | 金　　額 |
|---|---|---|
| １．繰　　入　　金 | | 千円<br>198,100 |
| | １．一 般 会 計 繰 入 金 | 198,100 |
| 歳　　入　　合　　計 | | 198,100 |

歳　出

| 款 | 項 | 金　　額 |
|---|---|---|
| １．公　　債　　費 | | 千円<br>198,100 |
| | １．公　　債　　費 | 198,100 |
| 歳　　出　　合　　計 | | 198,100 |

奈良市議案第１５号

# 平成２９年度奈良市駐車場事業<br>特別会計予算

平成２９年度奈良市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１９９，８００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

第１表　歳入歳出予算

歳　入

| 款 | 項 | 金　　額 |
|---|---|---|
| １．使用料及び手数料 | | 千円<br>100,275 |
| | １．使　　用　　料 | 100,275 |
| ２．繰　　入　　金 | | 99,214 |
| | １．一般会計繰入金 | 99,214 |
| ３．諸　　収　　入 | | 311 |
| | １．雑　　入 | 311 |
| 歳　　入　　合　　計 | | 199,800 |

歳　出

| 款 | 項 | 金　　額 |
|---|---|---|
| １．駐車場事業費 | | 千円<br>119,700 |
| | １．駐　　車　　場　　費 | 119,700 |
| ２．公　　債　　費 | | 80,100 |
| | １．公　　債　　費 | 80,100 |
| 歳　　出　　合　　計 | | 199,800 |

奈良市議案第１６号

# 平成２９年度奈良市介護保険
# 特別会計予算

平成２９年度奈良市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２９，３８０，０００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　　仲　川　元　庸

第１表　歳入歳出予算

歳　入

| 款 | 項 | 金　　額 |
|---|---|---|
| １．保　　険　　料 | | 千円<br>6,426,518 |
| | １．介　護　保　険　料 | 6,426,518 |
| ２．国　庫　支　出　金 | | 6,392,718 |
| | １．国　庫　負　担　金 | 4,934,699 |
| | ２．国　庫　補　助　金 | 1,458,019 |
| ３．支 払 基 金 交 付 金 | | 7,933,385 |
| | １．支 払 基 金 交 付 金 | 7,933,385 |
| ４．県　　支　　出　　金 | | 4,066,624 |
| | １．県　　負　　担　　金 | 3,828,276 |
| | ２．県　　補　　助　　金 | 238,348 |
| ５．財　　産　　収　　入 | | 8,277 |
| | １．財　産　運　用　収　入 | 8,277 |
| ６．繰　　入　　金 | | 4,546,868 |
| | １．一　般　会　計　繰　入　金 | 4,344,109 |
| | ２．基　金　繰　入　金 | 202,759 |
| ７．諸　　収　　入 | | 5,610 |
| | １．雑　　入 | 5,610 |
| 歳　　入　　合　　計 | | 29,380,000 |

歳　出

| 款 | 項 | 金　　額 |
|---|---|---|
| 1．総　　務　　費 | | 千円<br>681,383 |
| | 1．総　務　管　理　費 | 314,006 |
| | 2．賦　課　徴　収　費 | 23,956 |
| | 3．介護認定審査会費 | 343,421 |
| 2．保　険　給　付　費 | | 26,963,000 |
| | 1．介護サービス等諸費 | 26,963,000 |
| 3．地域支援事業費 | | 1,714,340 |
| | 1．介護予防・日常生活支援総合事業費 | 1,370,534 |
| | 2．包括的支援事業・任意事業費 | 343,806 |
| 4．基　金　積　立　金 | | 8,277 |
| | 1．基　金　積　立　金 | 8,277 |
| 5．諸　　支　　出　　金 | | 13,000 |
| | 1．償還金及び還付加算金 | 13,000 |
| 歳　　出　　合　　計 | | 29,380,000 |

第２表　債務負担行為

１．新規分

| 事　　項 | 期　　間 | 限　度　額 |
|---|---|---|
| 若草地域包括支援センターほか１０事業所による特定高齢者把握業務委託 | 平成２９年度から平成３４年度まで | 千円<br>264,130 |
| 若草地域包括支援センターほか１０事業所による包括的支援業務委託 | 平成２９年度から平成３４年度まで | 1,097,070 |

奈良市議案第１７号

# 平成２９年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

平成２９年度奈良市の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３１，０００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

第１表　歳入歳出予算

歳　入

| 款 | 項 | 金　　額 |
|---|---|---|
| １．繰　　入　　金 | | 千円<br>652 |
| | １．一　般　会　計　繰　入　金 | 652 |
| ２．繰　　越　　金 | | 5,114 |
| | １．繰　　越　　金 | 5,114 |
| ３．諸　　収　　入 | | 25,234 |
| | １．貸　付　金　元　利　収　入 | 25,034 |
| | ２．雑　　入 | 200 |
| 歳　　入　　合　　計 | | 31,000 |

歳　出

| 款 | 項 | 金　　額 |
|---|---|---|
| １．母　子　父　子　寡　婦　福　祉　資　金　貸　付　事　業　費 | | 千円<br>31,000 |
| | １．総　　務　　管　　理　　費 | 981 |
| | ２．貸　　付　　金 | 30,019 |
| 歳　　出　　合　　計 | | 31,000 |

奈良市議案第１８号

# 平成２９年度奈良市針テラス
# 事業特別会計予算

平成２９年度奈良市の針テラス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ９０，０００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　　仲　川　元　庸

第１表　歳入歳出予算

歳　入

| 款 | 項 | 金　　額 |
|---|---|---|
| １．使用料及び手数料 | | 千円<br>90,000 |
| | １．使　　用　　料 | 90,000 |
| 歳　　入　　合　　計 | | 90,000 |

歳　出

| 款 | 項 | 金　　額 |
|---|---|---|
| １．針テラス事業費 | | 千円<br>1,430 |
| | １．針テラス事業費 | 1,430 |
| ２．公　　債　　費 | | 88,570 |
| | １．公　　債　　費 | 88,570 |
| 歳　　出　　合　　計 | | 90,000 |

奈良市議案第１９号

# 平成２９年度奈良市後期高齢者医療特別会計予算

平成２９年度奈良市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ５，６８１，０００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

第１表　歳入歳出予算

歳　入

| 款 | 項 | 金　　額 |
|---|---|---|
| １．後期高齢者医療保険料 | | 千円<br>4,556,242 |
| | １．後期高齢者医療保険料 | 4,556,242 |
| ２．繰　　入　　金 | | 932,056 |
| | １．一般会計繰入金 | 932,056 |
| ３．繰　　越　　金 | | 25,000 |
| | １．繰　　越　　金 | 25,000 |
| ４．諸　　収　　入 | | 167,702 |
| | １．延滞金・加算金及び過料 | 300 |
| | ２．償還金及び還付加算金 | 8,994 |
| | ３．雑　　入 | 158,408 |
| 歳　　入　　合　　計 | | 5,681,000 |

歳　出

| 款 | 項 | 金　　額 |
|---|---|---|
| １．総　　務　　費 | | 千円<br>58,245 |
| | １．総　務　管　理　費 | 44,629 |
| | ２．徴　　収　　費 | 13,616 |
| ２．後期高齢者医療広域連合納付金 | | 5,464,347 |
| | １．後期高齢者医療広域連合納付金 | 5,464,347 |
| ３．保　健　事　業　費 | | 158,408 |
| | １．健康保持増進事業費 | 158,408 |
| 歳　　出　　合　　計 | | 5,681,000 |

第２表　債務負担行為

１．新規分

| 事　　項 | 期　　間 | 限　度　額 |
|---|---|---|
| 後期高齢者医療保険料通知書印刷等経費 | 平成２９年度から<br>平成３０年度まで | 千円<br>3,000 |
| 後期高齢者健康診査受診券印刷等経費 | 平成２９年度から<br>平成３０年度まで | 1,200 |

奈良市議案第２３号

# 奈良市附属機関設置条例の一部改正について

奈良市附属機関設置条例の一部を次のように改正しようとする。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例

奈良市附属機関設置条例（平成２７年奈良市条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 奈良市いじめ防止基本方針策定委員会 | いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）第１２条に規定する地方いじめ防止基本方針の策定についての調査審議及び答申に関する事務 |

附　則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

（提案理由）

地方いじめ防止基本方針の策定についての調査審議及び答申に関する事務を担任する奈良市いじめ防止基本方針策定委員会を設置しようとするものである。

奈良市議案第２４号

# 奈良市社会福祉審議会条例及び奈良市感染症診査協議会条例の一部改正について

奈良市社会福祉審議会条例及び奈良市感染症診査協議会条例の一部を次のように改正しようとする。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市社会福祉審議会条例及び奈良市感染症診査協議会条例の一部を改正する条例

（奈良市社会福祉審議会条例の一部改正）

第１条　奈良市社会福祉審議会条例（平成１３年奈良市条例第４１号）の一部を次のように改正する。

第９条中「保健福祉部」を「福祉部」に改める。

（奈良市感染症診査協議会条例の一部改正）

第２条　奈良市感染症診査協議会条例（平成１３年奈良市条例第４０号）の一部を次のように改正する。

第７条中「奈良市保健所」を「健康医療部」に改める。

附　則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

（提案理由）

行政組織の改編に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市議案第２５号

# 奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正について

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１７年奈良市条例第８５号）の一部を次のように改正する。

第８条中「次の」の次に「各号の」を加え、「他の条例」を「それぞれの公の施設に係る条例（以下この条において「施設条例」という。）」に改め、同条第３号中「天災その他の事由により」を削り、同条に次の２項を加える。

２　前項の場合において、施設条例に指定管理者に利用料金（法第２４４条の２第８項に規定する利用料金をいう。）を当該指定管理者の収入として収受させる旨の規定があるときは、市長は、当該利用料金に相当する額を使用料として当該公の施設を利用する者から徴収することができる。

３　前項の場合において、市長は、施設条例の規定の例により、同項の使用料の全部又は一部を減免し、又は還付することができる。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

（奈良市温泉施設条例の一部改正）

２　奈良市温泉施設条例（平成１７年奈良市条例第４２号）の一部を次のように改正する。

附則第２項から第４項までを削り、附則第１項の見出し及び項番号を削る。

（提案理由）

指定管理者制度を導入し、利用料金制をとる公の施設について、市が管理業務を行う場合の使用料の徴収等に係る規定を整備しようとするものである。

奈良市議案第２６号

# 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

（奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第１条　奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成６年奈良市条例第５０号）の一部を次のように改正する。

第８条の２第１項中「の子」の次に「（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第３項までにおいて同じ。）」を加え、同条第４項中「第１項及び前項」を「前３項」に、「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め、「第１項中「小学校就学の始期に達するまでの子」の次に「（民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これ

らに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第３項までにおいて同じ。）」を、「）が、規則の定めるところにより、当該子を養育」」の次に「とあり、第２項中「３歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」」を、「介護」と、」の次に「第１項中」を加え、「前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」を「第２項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第１１条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第１２条第１項第３号中「公有地の拡大の推進に関する法律（昭和４７年法律第６６号）に規定する土地開発公社その他」を削り、「ものの」を「法人の」に改める。

第１５条第１項中「職員が」の次に「要介護者（」を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「ため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第２項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する６月の期間」を「指定期間」に改める。

第１５条の次に次の１条を加える。

（介護時間）

第１５条の２　介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する３年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

２　介護時間の時間は、前項に規定する期間内において１日につき２時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

３　前条第３項の規定は、介護時間について準用する。

第１６条第３項中「前条第３項」を「第１５条第３項」に改める。

第１７条（見出しを含む。）中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

附則第３条中「第１５条第３項」の次に「（第１５条の２第３項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「第１５条第３項」に改める。

（奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第２条　奈良市職員の育児休業等に関する条例（平成４年奈良市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号ア⑷を次のように改める。

⑷　その養育する子（育児休業法第２条第１項に規定する子をいう。以下同じ。）が１歳６か月に達する日（第２条の３第３号において「１歳６か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第２条第３号イ中「次条第３号」を「第２条の３第３号」に、「子の１歳到達日（」を「子が１歳に達する日（以下この号及び同条において「１歳到達日」という。）（」に改める。

第２条の３を第２条の４とする。

第２条の２第３号中「当該子が１歳６か月に達する日」を「当該子の１歳６か月到達日」に改め、同条を第２条の３とし、第２条の次に次の１条を加える。

（育児休業法第２条第１項の条例で定める者）

第２条の２　育児休業法第２条第１項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の４第１号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第２７条第４項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第２７条第１項第３号の規定により委託されている当該児童とする。

第３条第１号を次のように改める。

⑴　育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア　死亡した場合

イ　養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第３条中第７号を第８号とし、同条第６号中「第２条の２第３号」を「第２条の３第

３号」に改め、同号を同条第７号とし、同条中第５号を第６号とし、第２号から第４号までを１号ずつ繰り下げ、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　育児休業をしている職員が第５条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア　前号ア又はイに掲げる場合

イ　民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第２７条第１項第３号の規定による措置が解除された場合

第１１条第１号を次のように改める。

⑴　育児短時間勤務（育児休業法第１０条第１項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第３条第１号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第１１条中第６号を第７号とし、第２号から第５号までを１号ずつ繰り下げ、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　育児短時間勤務をしている職員が、第１４条第１号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第３条第２号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第１８条を次のように改める。

（部分休業を請求することができない職員）

第１８条　育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

⑴　育児休業法第１７条の規定による短時間勤務をしている職員

⑵　次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）

ア　特定職に引き続き在職した期間が１年以上である非常勤職員

イ　勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める非常勤職員

第１９条第２項中「を承認されている」を「又は勤務時間等条例第１５条の２第１項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加え、同条第３項中「を承認されている場合」を「又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合」に、「を承認されている時間」を「又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

第２１条中「第５条」を「第１４条」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　第１条の規定による改正前の奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第１５条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して６月を経過していないものの当該介護休暇に係る第１条の規定による改正後の奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第１５条第１項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して６月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

（提案理由）

関係法令の改正に伴い、働きながら育児や介護がしやすい環境整備を進めるため、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市議案第２７号

# 奈良市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

奈良市職員の配偶者同行休業に関する条例を次のように制定しようとする。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市職員の配偶者同行休業に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２６条の６第１項（同条第４項において準用する場合を含む。）、第２項、第３項及び第６項から第８項まで並びに同条第１１項において準用する法第２６条の５第６項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（法第２６条の６第１項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（配偶者同行休業の承認）

第２条　任命権者は、職員が配偶者同行休業の承認の申請をした場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

（配偶者同行休業の期間）

第３条　法第２６条の６第１項の条例で定める期間は、３年とする。

（配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由）

第４条　法第２６条の６第１項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（６月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第８条第１号において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

⑴　外国での勤務

⑵　事業を経営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

⑶　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による大学に相当する外国の大学（これに

準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前２号に該当するものを除く。）

（配偶者同行休業の承認の申請）

第５条　第２条の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（法第２６条の６第１項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

（配偶者同行休業の期間の延長）

第６条　配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が３年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

２　第２条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第７条　法第２６条の６第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第４条第１号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。

（配偶者同行休業の承認の取消事由）

第８条　法第２６条の６第６項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

⑴　配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

⑵　配偶者同行休業をしている職員が、次のいずれかの事由に該当する場合に取得する特別休暇（奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成６年奈良市条例第５０号）第１４条に規定する特別休暇をいう。）を取得することとなったこと。

ア　８週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合

イ　女性職員が出産した場合

⑶　任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第２条第１項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

（届出）

第９条　配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

⑴　配偶者が死亡した場合

⑵　配偶者が職員の配偶者でなくなった場合

⑶　配偶者と生活を共にしなくなった場合

⑷　前条第１号又は第２号に掲げる事由に該当することとなった場合

（配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用）

第１０条　任命権者は、第２条又は第６条第１項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び第３項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第２号に掲げる任用は、申請期間について１年を超えて行うことができない。

⑴　申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

⑵　申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

２　任命権者は、前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。

３　任命権者は、第１項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

４　任命権者は、前項の規定により、第１項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

５　第２項の規定は、第３項の規定により任期を更新する場合について準用する。

（職務復帰後における号給の調整）

第１１条　配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を１００分の５０以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給の日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じ

てその者の号給を調整することができる。

（退職手当の取扱い）

第１２条　奈良市職員の退職手当に関する条例（昭和５９年奈良市条例第６号。以下「退職手当条例」という。）第７条の４第１項及び第８条第４項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、退職手当条例第７条の４第１項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

２　配偶者同行休業をした期間についての退職手当条例第８条第４項の規定の適用については、同項中「その月数の２分の１に相当する月数（地方公務員法第５５条の２第１項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数）」とあるのは、「その月数」とする。

（委任）

第１３条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

（奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

２　奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成１７年奈良市条例第７０号）の一部を次のように改正する。

第３条中第９号を第１０号とし、第４号から第８号までを１号ずつ繰り下げ、第３号の次に次の１号を加える。

⑷　職員の休業に関する状況

（奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

３　奈良市職員の育児休業等に関する条例（平成４年奈良市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「育児休業法」を「地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２６条の６第７項又は育児休業法」に改める。

第１０条第１号中「育児休業法」を「地方公務員法第２６条の６第７項又は育児休業法」に改める。

第１８条第２号中「（昭和２５年法律第２６１号）」を削る。

（提案理由）

地方公務員法の一部改正に伴い、配偶者同行休業制度を導入しようとするものである。

奈良市議案第２８号

# 奈良市手数料条例の一部改正について

奈良市手数料条例の一部を次のように改正しようとする。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成１２年奈良市条例第４号）の一部を次のように改正する。

別表第３８項中「第１８条第１４項」を「第１８条第１６項」に、「第４１項」を「次項、第４１項及び第４１の２項」に改め、同項の次に次のように加える。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ３８の２ | 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号）第１２条第１項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物（同法及び都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号）の規定により適合判定通知書の交付を受けたとみなされる建築による建築物を含む。）に係 | 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル以内の場合 | 前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に125,000円を加算した額 |
| | | | 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 | 前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に162,000円を加算した額 |
| | | | 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 | 前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に194,000円を加算した額 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | る建築基準法第７条第１項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第１３条第２項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物に係る建築基準法第１８条第１６項の規定に基づく建築物に関する完了検査通知に対する検査 | 床面積の合計が25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合 | 前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に227,000円を加算した額 |
| | | | 床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合 | 前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に294,000円を加算した額 |

別表第３９項及び第４０項中「第１８条第１４項」を「第１８条第１６項」に改め、同表第４１項中「第１８条第１４項」を「第１８条第１６項」に改め、「対する検査」の次に「（次項に係るものを除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ４１の２ | 中間検査を経た建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第１２条第１項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物（同法及び都市の低炭素化の促進に関する法律の規定により適合判定通知書の交付を受けたとみなされる建 | 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル以内の場合 | 前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に125,000円を加算した額 |
| | | | 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 | 前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に162,000円を加算した額 |
| | | | 床面積の合計が10,000平方 | 前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 築による建築物を含む。）に係る建築基準法第７条の３第１項の特定工程に係る建築物についての同法第７条第１項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第１３条第２項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物に係る建築基準法第１８条第１６項の規定に基づく建築物に関する完了検査通知に対する検査 | メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 | 数料額に194,000円を加算した額 |
| | | | 床面積の合計が25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合 | 前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に227,000円を加算した額 |
| | | | 床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合 | 前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に294,000円を加算した額 |

別表第４２項中「第１８条第１４項」を「第１８条第１６項」に改め、同表第４３項から第４５項までの規定中「第１８条第１７項」を「第１８条第１９項」に改め、同表第６５項中「第６７条の２第３項第２号」を「第６７条の３第３項第２号」に改め、同表第６５の２項中「第６７条の２第５項第２号」を「第６７条の３第５項第２号」に改め、同表第６５の３項中「第６７条の２第９項第２号」を「第６７条の３第９項第２号」に改め、同表第７６の１１項中「（平成２４年法律第８４号）」を削り、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和５４年法律第４９号）第７６条第１項に規定する登録建築物調査機関」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第１５条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同表第７６の１４項の次に次のように加える。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ７６の１４の２ | 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第１２条第１項又は第１３条第２項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、同法第１１条第１項に規定する非住宅部分（以下この項、次項、第７６の１５項、第７６の１７項及び第７６の１９項において「非住宅部分」という。）であって建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成２８年経済産業省令・国土交通省令第１号。以下この項、次項、第７６の１５項、第７６の１７項及び第７６の１９項において「基準省令」という。）第１条第１項第１号イの基準を用いたものに係る審査 | 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | １件につき 543,000円 |
| | | | 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | １件につき 669,000円 |
| | | | 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | １件につき 790,000円 |
| | | | 床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | １件につき 901,000円 |
| | | | 床面積が50,000平方メートル以上のもの | １件につき 1,124,000円 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第１２条第１項又は第１３条第２項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第１条第１項第１号ロの基準を用いたものに係る審査 | 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | １件につき 245,000円 |
| | | | 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | １件につき 320,000円 |
| | | | 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | １件につき 384,000円 |
| | | | 床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | １件につき 450,000円 |
| | | | 床面積が50,000平方メートル以上のもの | １件につき 583,000円 |
| ７６の１４の３ | 建築物エネルギー消費性能確保計画変更手数料 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第１２条第２項又は第１３条第３項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査の | 床面積が300平方メートル未満のもの | １件につき 236,000円 |
| | | | 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | １件につき 381,000円 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | うち、非住宅部分であって基準省令第１条第１項第１号イの基準を用いたものに係る審査 | 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | １件につき 543,000円 |
| | | | 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | １件につき 669,000円 |
| | | | 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | １件につき 790,000円 |
| | | | 床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | １件につき 901,000円 |
| | | | 床面積が50,000平方メートル以上のもの | １件につき 1,124,000円 |
| | | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第１２条第２項又は第１３条第３項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査の | 床面積が300平方メートル未満のもの | １件につき 91,600円 |
| | | | 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | １件につき 152,000円 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | うち、非住宅部分であって基準省令第１条第１項第１号ロの基準を用いたものに係る審査 | 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | １件につき 245,000円 |
| | | | 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | １件につき 320,000円 |
| | | | 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | １件につき 384,000円 |
| | | | 床面積が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | １件につき 450,000円 |
| | | | 床面積が50,000平方メートル以上のもの | １件につき 583,000円 |
| ７６の１４の４ | 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書交付手数料 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成２８年国土交通省令第５号）第１１条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付 | | 前項に掲げる手数料額と同一の額 |

別表第７６の１５項中「（平成２７年法律第５３号）」を削り、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第７６条第１項に規定する登録建築物調査機関」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第１５条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「同法第１１条第１項に規定する非住宅部分（以下この項、第７６の１７項及び第７６の１９項において「非住宅部分」という。）であって建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成２８年経済産業省令・国土交通省令第１号。以下この項、第７６の１７項及び第７６の１９項において「基準省令」という。）第８条第１号イ⑴及びロ⑴」を「非住宅部分であって基準省令第１０条第１号イ⑴及びロ⑴」に、「第８条第１号イ⑵及びロ⑵」を「第１０条第１号イ⑵及びロ⑵」に改め、同表第７６の１７項中「第８条第１号イ⑴及びロ⑴」を「第１０条第１号イ⑴及びロ⑴」に、「第８条第１号イ⑵及びロ⑵」を「第１０条第１号イ⑵及びロ⑵」に改め、同表第７６の１９項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第７６条第１項に規定する登録建築物調査機関」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第１５条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同表備考中第１４項を第２０項とし、第１３項を第１９項とし、第１２項を第１８項とし、第１１項を第１２項とし、同項の次に次の５項を加える。

１３　第７６の１４の２項に規定する床面積は、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の部分の床面積について算定する。

１４　第７６の１４の３項に規定する床面積は、認定を受けた建築物エネルギー消費性能適合性判定の変更に係る部分の床面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）の２分の１について算定する。

１５　第７６の１５項に規定する床面積は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る建築物の部分の床面積について算定する。

１６　第７６の１７項に規定する床面積は、認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）の２分の１について算定する。

１７　第７６の１９項に規定する床面積は、建築物エネルギー消費性能基準適合性認定に係る建築物の部分の床面積について算定する。

別表備考中第１０項を第１１項とし、第７項から第９項までを１項ずつ繰り下げ、第６項の次に次の１項を加える。

７　第３８の２項及び第４１の２項に規定する床面積の合計は、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の部分の床面積について算定する。

附　則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

（提案理由）

関係法令の施行に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定等の手数料に係る規定を追加する等所要の改正を行おうとするものである。

奈良市議案第２９号

# 奈良市税条例等の一部改正について

奈良市税条例等の一部を次のように改正しようとする。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市税条例等の一部を改正する条例

（奈良市税条例の一部改正）

第１条　奈良市税条例（昭和４６年奈良市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第２８条第１項ただし書中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

附則第７条の３の２第１項中「平成４１年度」を「平成４３年度」に、「平成３１年」を「平成３３年」に改める。

附則第２２条第１項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第９０条第２号の項中「第９０条第２号」を「第２号」に改め、同条第２項中「規定する」を「掲げる」に、「平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日まで」を「平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで」に、「において、平成２８年度分」を「には、平成２９年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第９０条第２号の項中「第９０条第２号」を「第２号」に改め、同条第３項中「規定する」を「掲げる」に、「平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日まで」を「平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで」に、「において、平成２８年度分」を「には、平成２９年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第９０条第２号の項中「第９０条第２号」を「第２号」に改め、同条第４項中「規定する」を「掲げる」に、「平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日まで」を「平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで」に、「において、平成２８年度分」を「には、平成２９年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第９０条第２号の項中「第９０条第２号」を「第２号」に改める。

第２条　奈良市税条例の一部を次のように改正する。

第８条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第１０条中「）、第５３条、第７４条」の次に「、第８８条の７第１項」を加え、同条第２号及び第３号中「第１０７条第１項」を「第８８条の７第１項の申告書、第１０７条第１項」に改める。

第２３条中「１００分の１２．１」を「１００分の８．４」に改める。

第８８条第１項及び第２項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。

２　前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第４４３条第２項に規定する者を含まないものとする。

第８８条第３項中「第４４３条第１項」を「第４４５条第１項」に、「によつて軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第１項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第８８条の２を次のように改める。

（軽自動車税のみなす課税）

第８８条の２　軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第１項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

２　前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

３　法第４４４条第３項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第２条第５項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第４４４条第３項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に

第１項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

４　法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第８８条の２の次に次の７条を加える。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第８８条の３　日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち直接その本来の事業の用に供する救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

（環境性能割の課税標準）

第８８条の４　環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第１５条の１０に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第８８条の５　次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

⑴　法第４５１条第１項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの　１００分の１

⑵　法第４５１条第２項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの　１００分の２

⑶　法第４５１条第３項の規定の適用を受けるもの　１００分の３

（環境性能割の徴収の方法）

第８８条の６　環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

（環境性能割の申告納付）

第８８条の７　環境性能割の納税義務者は、法第４５４条第１項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第３３号の４様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

２　三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第４５４条第１項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第３

３号の４様式による報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第８８条の８　環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、１０万円以下の過料を科する。

２　前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

３　第１項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から１０日以内とする。

（環境性能割の減免）

第８８条の９　市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第９７条第１項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

２　前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第８９条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第９０条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第２号ウを次のように改める。

ウ　四輪以上のもの

㈠　乗用のもの

営業用　年額　６，９００円

自家用　年額　１０，８００円

㈡　貨物用のもの

営業用　年額　３，８００円

自家用　年額　５，０００円

第９１条（見出しを含む。）及び第９３条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第９４条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第１項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第３３号の４様式」を「第３３号の４の２様式」に改め、同条第２項及び第３項中「第３３号の４様式」を「第３３号の４の

２様式」に改め、同条第４項中「第８８条の２」を「第８８条の３」に改め、同条第５項中「第８８条第２項」を「第８８条の２第１項」に改める。

第９５条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第１項中「第８８条第２項」を「第８８条の２第１項」に改める。

第９６条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第１項中「ものと認める」を「軽自動車等のうち必要と認める」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第２項及び第３項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第９７条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第１項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第１号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第２項から第４項までの規定中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第９８条第２項中「第４４３条第１項」を「第４４５条第１項」に、「第８８条の２」を「第８８条の３」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第７項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第２１条を次のように改める。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第２１条　軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第１章第２節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

附則第２１条の次に次の４条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第２１条の２　市長は、当分の間、第８８条の９の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第２１条の３　第８８条の７の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第２１条の４　市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第２９条の１６第１項に掲げる金額の合計額を、

徴収取扱費として県に交付する。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第２１条の５　営業用の三輪以上の軽自動車に対する第８８条の５の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---|---|---|
| 第１号 | １００分の１ | １００分の０．５ |
| 第２号 | １００分の２ | １００分の１ |
| 第３号 | １００分の３ | １００分の２ |

２　自家用の三輪以上の軽自動車に対する第８８条の５（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「１００分の３」とあるのは、「１００分の２」とする。

附則第２２条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第１項中「初めて道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による」を「最初の法第４４４条第３項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 第２号イ | ３，９００円 | ４，６００円 |
| 第２号ウ(ア) | ６，９００円 | ８，２００円 |
| | １０，８００円 | １２，９００円 |
| 第２号ウ(イ) | ３，８００円 | ４，５００円 |
| | ５，０００円 | ６，０００円 |

附則第２２条第２項から第４項までを削る。

（奈良市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第３条　奈良市税条例等の一部を改正する条例（平成２６年奈良市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

附則第６条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第９０条及び新条例」を「奈良市税条例第９０条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 第９０条第２号イ | ３，９００円 | ３，１００円 |
| 第９０条第２号ウ(ア) | ６，９００円 | ５，５００円 |
| | １０，８００円 | ７，２００円 |

| | | |
|---|---|---|
| 第９０条第２号ウ(イ) | ３，８００円 | ３，０００円 |
| | ５，０００円 | ４，０００円 |
| 附則第２２条第１項 | 第９０条 | 奈良市税条例等の一部を改正する条例（平成２６年奈良市条例第２５号。以下この条において「平成２６年改正条例」という。）附則第６条の規定により読み替えて適用される第９０条 |
| 附則第２２条第１項の表第２号イの項 | 第２号イ | 平成２６年改正条例附則第６条の規定により読み替えて適用される第９０条第２号イ |
| | ３，９００円 | ３，１００円 |
| 附則第２２条第１項の表第２号ウ(ア)の項 | 第２号ウ(ア) | 平成２６年改正条例附則第６条の規定により読み替えて適用される第９０条第２号ウ(ア) |
| | ６，９００円 | ５，５００円 |
| | １０，８００円 | ７，２００円 |
| 附則第２２条第１項の表第２号ウ(イ)の項 | 第２号ウ(イ) | 平成２６年改正条例附則第６条の規定により読み替えて適用される第９０条第２号ウ(イ) |
| | ３，８００円 | ３，０００円 |
| | ５，０００円 | ４，０００円 |

（奈良市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第４条　奈良市税条例の一部を改正する条例（平成２７年奈良市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

附則第５条第７項の表第１０条第３号の項中「第１０７条第１項」を「第８８条の７第１項の申告書、第１０７条第１項」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第１条中奈良市税条例附則第７条の３の２第１項の改正規定　公布の日

⑵　第２条から第４条までの規定並びに次条及び附則第４条の規定　平成３１年１０月

１日

（市民税に関する経過措置）

第２条　第２条の規定による改正後の奈良市税条例（附則第４条において「３１年新条例」という。）第２３条の規定は、前条第２号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第３条　第１条の規定による改正後の奈良市税条例附則第２２条の規定は、平成２９年度分の軽自動車税について適用する。

第４条　３１年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

２　３１年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成３２年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成３１年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税の環境性能割の導入等、所要の規定の整備を行おうとするものである。

奈良市議案第３０号

# 奈良市地域包括支援センターの人員等の基準に関する条例の一部改正について

奈良市地域包括支援センターの人員等の基準に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市地域包括支援センターの人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良市地域包括支援センターの人員等の基準に関する条例（平成２６年奈良市条例第５６号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第３号中「第１４０条の６８第１項」を「第１４０条の６８第１項第１号」に改め、「修了した者」の次に「であって、当該研修又は同項第２号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して５年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　平成２５年度までに主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成２７年厚生労働省令第１９号）による改正前の介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６８第１項に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。）を修了した者に対するこの条例による改正後の奈良市地域包括支援センターの人員等の基準に関する条例第３条第１項第３号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる主任介護支援専門員研修の修了時に応じ、同号中「当該研修又は同項第２号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して５年を超えない期間ごとに」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| 主任介護支援専門員研修の修了時 | 読み替える字句 |
| --- | --- |
| 平成２３年度までに修了した者 | 平成３１年３月３１日までに及び同日以後５年を超えない期間ごとに |
| 平成２４年度及び平成２５年度に修了した者 | 平成３２年３月３１日までに及び同日以後５年を超えない期間ごとに |

（提案理由）

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターに置く主任介護支援専門員に係る規定について所要の改正を行おうとするものである。

奈良市議案第３１号

# 奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

（奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第１条　奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２５年奈良市条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第１７９条に次の１項を加える。

３　指定就労継続支援Ａ型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第１８０条第４項中「第２項」を「第３項」に改め、同項を同条第５項とし、同条中第３項を第４項とし、第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　指定就労継続支援Ａ型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第１８０条に次の１項を加える。

６　賃金及び第３項に規定する工賃の支払に要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第１８４条の次に次の１条を加える。

（運営規程）

第１８４条の２　指定就労継続支援Ａ型事業者は、指定就労継続支援Ａ型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的及び運営の方針

⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容

⑶　営業日及び営業時間

⑷　利用定員

⑸　指定就労継続支援Ａ型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

⑹　指定就労継続支援Ａ型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第１８０条第３項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間

⑺　通常の事業の実施地域

⑻　サービスの利用に当たっての留意事項

⑼　緊急時等における対応方法

⑽　非常災害対策

⑾　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類

⑿　虐待の防止のための措置に関する事項

⒀　その他運営に関する重要事項

第１８５条中「第８９条から」の次に「第９１条まで、第９３条から」を加え、「第１８５条において準用する第９２条」を「第１８４条の２」に改め、「、第９２条中「第９５条」とあるのは「第１８５条において準用する第９５条」と」を削る。

（奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第２条　奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成２５年奈良市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第７２条の次に次の１条を加える。

（運営規程）

第７２条の２　就労継続支援Ａ型事業者は、就労継続支援Ａ型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的及び運営の方針

⑵　職員の職種、員数及び職務の内容

⑶　営業日及び営業時間

⑷　利用定員

⑸　就労継続支援Ａ型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額

⑹　就労継続支援Ａ型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第８０条第３項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間

⑺　通常の事業の実施地域

⑻　サービスの利用に当たっての留意事項

⑼　緊急時等における対応方法

⑽　非常災害対策

⑾　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類

⑿　虐待の防止のための措置に関する事項

⒀　その他運営に関する重要事項

第７９条に次の１項を加える。

３　就労継続支援Ａ型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第８０条第４項中「第２項」を「第３項」に改め、同項を同条第５項とし、同条中第３項を第４項とし、第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　就労継続支援Ａ型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第８５条中「、第３７条」を削る。

附　則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

（提案理由）

関係省令の改正に伴い、指定就労継続支援Ａ型の運営に関する基準の一部を改正しようとするものである。

奈良市議案第３２号

# 奈良市国民健康保険条例の一部改正について

奈良市国民健康保険条例の一部を次のように改正しようとする。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例（昭和３４年奈良市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第１０条第１項中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第３５条の２の６第１１項又は第１５項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第３５条の２第６項」を「附則第３５条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第３５条の３第１５項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第３５条の２の２第５項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第３５条の２の６第１１項若しくは第１５項又は第３５条の３第１１項」を「附則第３５条の２の６第１５項又は第３５条の３第１３項若しくは第１５項」に改め、「附則第３５条の４の２第７項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和３７年法律第１４４号）第８条第２項（同法第１２条第５項及び第１６条第２項において準用する場合を含む。第１６条第１項第１号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第８条第４項（同法第１２条第６項及び第１６条第３項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第１２条の６中「５２万円」を「５４万円」に改める。

第１２条の６の１０中「１７万円」を「１９万円」に改める。

第１４条第１項中「第１期」を「６月期（第１期）」に、「第２期」を「７月期（第２

期）」に、「第３期」を「８月期（第３期）」に、「第４期」を「９月期（第４期）」に、「第５期」を「１０月期（第５期）」に、「第６期」を「１１月期（第６期）」に、「第７期」を「１２月期（第７期）」に、「第８期」を「１月期（第８期）」に、「第９期」を「２月期（第９期）」に、「第１０期」を「３月期（第１０期）」に改め、同条第４項第１号中「千円」を「１００円」に改める。

第１６条第１項中「５２万円」を「５４万円」に改め、同項第１号中「、また」を削り、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第３５条の２の６第１１項又は第１５項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「附則第３５条の２第６項」を「附則第３５条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第３５条の３第１５項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第３５条の２の２第５項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第３５条の２の６第１１項若しくは第１５項又は第３５条の３第１１項」を「附則第３５条の２の６第１５項又は第３５条の３第１３項若しくは第１５項」に改め、「附則第３５条の４の２第７項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第２項に規定する特例適用利子等の額、同法第８条第４項に規定する特例適用配当等の額」を加え、同項第２号中「２６万５千円」を「２７万円」に改め、同項第３号中「４８万円」を「４９万円」に改め、同条第３項中「５２万円」を「５４万円」に、「１７万円」を「１９万円」に改め、同条第４項中「５２万円」を「５４万円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、第１０条第１項、第１４条第１項及び第４項第１号の改正規定並びに第１６条（第１項第１号に係る部分に限る。）の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例の規定は、平成２９年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２８年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険の保険料の賦課限度額の引上げ、保険料の減額の対象となる所得基準額の引上げ等所要の改正を行おうとするものである。

奈良市議案第３３号

# 奈良市体育施設条例の一部改正について

奈良市体育施設条例の一部を次のように改正しようとする。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例

奈良市体育施設条例（昭和６０年奈良市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

別表第９備考第６項中「照明使用券（３時間分）は、４，８００円」を「夜間照明使用料は、１時間（１時間に満たないときは、１時間とみなす。）当たり１，６００円」に改める。

附　則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

（提案理由）

都祁生涯スポーツセンター球技場の照明使用料の料金体系を変更しようとするものである。

奈良市議案第３４号

# 奈良市道路占用料に関する条例等の一部改正について

奈良市道路占用料に関する条例等の一部を次のように改正しようとする。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市道路占用料に関する条例等の一部を改正する条例

（奈良市道路占用料に関する条例の一部改正）

第１条　奈良市道路占用料に関する条例（昭和２８年奈良市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

別表の備考以外の部分を次のように改める。

別表（第２条関係）

| 占用物件 | | 単位 | 占用料 |
|---|---|---|---|
| 法第３２条第１項第１号に掲げる工作物 | 第一種電柱 | １本につき１年 | ６６０円 |
| | 第二種電柱 | | １，０００円 |
| | 第三種電柱 | | １，４００円 |
| | 第一種電話柱 | | ５９０円 |
| | 第二種電話柱 | | ９５０円 |
| | 第三種電話柱 | | １，３００円 |
| | その他の柱類 | | ５９円 |
| | 共架電線その他上空に設ける線類 | 長さ１メートルにつき１年 | ６円 |
| | 地下に設ける電線その他の線類 | | ４円 |
| | 路上に設ける変圧器 | １個につき１年 | ５８０円 |
| | 地下に設ける変圧器 | 占用面積１平方 | ３５０円 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | メートルにつき１年 | |
| | 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 | | １個につき１年 | １，２００円 |
| | 郵便差出箱及び信書便差出箱 | | | ５００円 |
| | 広告塔 | | 表示面積１平方メートルにつき１年 | ３，８００円 |
| | その他のもの | | 占用面積１平方メートルにつき１年 | １，２００円 |
| 法第３２条第１項第２号に掲げる物件 | 外径が０．０７メートル未満のもの | | 長さ１メートルにつき１年 | ２５円 |
| | 外径が０．０７メートル以上０．１メートル未満のもの | | | ３５円 |
| | 外径が０．１メートル以上０．１５メートル未満のもの | | | ５３円 |
| | 外径が０．１５メートル以上０．２メートル未満のもの | | | ７１円 |
| | 外径が０．２メートル以上０．３メートル未満のもの | | | １１０円 |
| | 外径が０．３メートル以上０．４メートル未満のもの | | | １４０円 |
| | 外径が０．４メートル以上０．７メートル未満のもの | | | ２５０円 |
| | 外径が０．７メートル以上１メートル未満のもの | | | ３５０円 |
| | 外径が１メートル以上のもの | | | ７１０円 |
| 法第３２条第１項第３号及び第４号に掲げる施設 | | | 占用面積１平方メートルにつき１年 | １，２００円 |
| 法第３２条第１項第５号に掲げ | 地下街及び地下室 | 階数が１のもの | | Ａに０．００５を乗じて得た額 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| る施設 | | 階数が２のもの | | Ａに０．００８を乗じて得た額 |
| | | 階数が３以上のもの | | Ａに０．０１を乗じて得た額 |
| | 上空に設ける通路 | | | １，９００円 |
| | 地下に設ける通路 | | | １，１００円 |
| | その他のもの | | | １，２００円 |
| 法第３２条第１項第６号に掲げる施設 | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | | 占用面積１平方メートルにつき１日 | ３８円 |
| | その他のもの | | 占用面積１平方メートルにつき１月 | ３８０円 |
| 道路法施行令（昭和２７年政令第４７９号。以下「令」という。）第７条第１号に掲げる物件 | 看板（アーチであるものを除く。） | 一時的に設けるもの | 表示面積１平方メートルにつき１月 | ３８０円 |
| | | その他のもの | 表示面積１平方メートルにつき１年 | ３，８００円 |
| | 標識 | | １本につき１年 | ９５０円 |
| | 旗ざお | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | １本につき１日 | ３８円 |
| | | その他のもの | １本につき１月 | ３８０円 |
| | 幕（令第７条第４号に掲げる工事用施設であるものを除く。） | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | その面積１平方メートルにつき１日 | ３８円 |
| | | その他のもの | その面積１平方メートルにつき１月 | ３８０円 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | アーチ | 車道を横断するもの | １基につき１月 | ３，８００円 |
| | | その他のもの | | １，９００円 |
| 令第７条第４号に掲げる工事用施設及び同条第５号に掲げる工事用材料 | | | 占用面積１平方メートルにつき１月 | ３８０円 |
| 令第７条第６号に掲げる仮設建築物及び同条第７号に掲げる施設 | | | | １２０円 |
| 令第７条第９号に掲げる施設 | 建築物 | | 占用面積１平方メートルにつき１年 | Ａに０．０１５を乗じて得た額 |
| | その他のもの | | | Ａに０．０１を乗じて得た額 |
| その他前各項により難い占用物件 | | | 前各項に準じて市長が定める額 | |

別表備考第６項中「１平方メートル若しくは１メートル」を「０．０１平方メートル若しくは０．０１メートル」に、「１平方メートル又は１メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改め、同表備考に次の２項を加える。

９　１件の占用料の額が１００円未満のときは、１００円とする。

１０　１件の占用料の額に１０円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

（奈良市準用河川管理条例の一部改正）

第２条　奈良市準用河川管理条例（平成１２年奈良市条例第７号）の一部を次のように改正する。

別表の１の表の備考以外の部分を次のように改める。

１　流水・土地占用料

| 区　分 | 種　別 | 単　位 | 占用料 | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|
| 流水占用料 | 鉱工業その他の用に供するもの | 毎秒１リットル１年につき | ５，１４０円 | |
| 土地占用料 | 第一種電柱 | １本１年につき | ６６０円 | 組立鉄柱又はＨ柱は２本と |
| | 第二種電柱 | １本１年につき | １，０００円 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 第三種電柱 | | 1本<br>1年につき | 1，４００円 | みなす。 |
| 第一種電話柱 | | 1本<br>1年につき | ５９０円 | 組立鉄柱又はH柱は２本とみなす。 |
| 第二種電話柱 | | 1本<br>1年につき | ９５０円 | |
| 第三種電話柱 | | 1本<br>1年につき | 1，３００円 | |
| 公衆電話所 | | 1個<br>1年につき | 1，２００円 | |
| 埋設又は架設管類 | 外径が４０センチメートル未満のもの | 1メートル<br>1年につき | １４０円 | |
| | 外径が４０センチメートル以上７０センチメートル未満のもの | 1メートル<br>1年につき | ２５０円 | |
| | 外径が７０センチメートル以上１００センチメートル未満のもの | 1メートル<br>1年につき | ３５０円 | |
| | 外径が１００センチメートル以上のもの | 1メートル<br>1年につき | ７１０円 | |
| 仮設建築物 | | 1平方メートル<br>1月につき | １２０円 | 露店、工事用建築物その他これに類するもの |
| 通路橋、通路 | | 1平方メートル<br>1年につき | 1，１６０円 | |
| その他前各項により難い工作物 | | 1平方メートル<br>1年につき | 2，４００円 | |
| 原形のままの占用 | | 1平方メートル | １２０円 | 農耕地、 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | １年につき | | 採草地等 |
| | 養魚 | １平方メートル１年につき | ３２０円 | |

別表の１の表備考第３項中「１平方メートル若しくは１メートル」を「０．０１平方メートル若しくは０．０１メートル」に、「１平方メートル又は１メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改め、同表備考第５項を次のように改める。

５　１件の占用料の額が１００円未満のときは、１００円とする。

別表の１の表備考に次の１項を加える。

６　１件の占用料の額に１０円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

（奈良市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正）

第３条　奈良市法定外公共物の管理に関する条例（平成１６年奈良市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第２号中「１，０８０円」を「１，１６０円」に改める。

（奈良市都市公園条例の一部改正）

第４条　奈良市都市公園条例（昭和４６年奈良市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

別表の２の表の備考以外の部分を次のように改める。

２　都市公園を占用する場合

| 占用物件 | | 単位 | 期間 | 金額 |
|---|---|---|---|---|
| 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの | 第一種電柱 | １本 | １年 | ６６０円 |
| | 第二種電柱 | | | １，０００円 |
| | 第三種電柱 | | | １，４００円 |
| | 第一種電話柱 | | | ５９０円 |
| | 第二種電話柱 | | | ９５０円 |
| | 第三種電話柱 | | | １，３００円 |
| | その他の柱類 | | | ５９円 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 共架電線その他上空に設ける線類 | １メートル | １年 | ６円 |
| | 地下に設ける電線その他の線類 | | | ４円 |
| | 地表に設ける変圧器 | １個 | １年 | ５８０円 |
| | 地下に設ける変圧器 | １平方メートル | １年 | ３５０円 |
| | 簡易型携帯電話システム無線基地局 | １基 | １年 | １，２００円 |
| | 変圧塔その他これに類するもの | １個 | １年 | １，２００円 |
| 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの | 外径が０．０７メートル未満のもの | １メートル | １年 | ２５円 |
| | 外径が０．０７メートル以上０．１メートル未満のもの | | | ３５円 |
| | 外径が０．１メートル以上０．１５メートル未満のもの | | | ５３円 |
| | 外径が０．１５メートル以上０．２メートル未満のもの | | | ７１円 |
| | 外径が０．２メートル以上０．３メートル未満のもの | | | １１０円 |
| | 外径が０．３メートル以上０．４メートル未満のもの | | | １４０円 |
| | 外径が０．４メートル以上０．７メートル未満のもの | | | ２５０円 |
| | 外径が０．７メートル以上１メートル未満のもの | | | ３５０円 |
| | 外径が１メートル以上のもの | | | ７１０円 |
| 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けるもの | | １平方メートル | １年 | １，１００円 |
| 郵便差出箱及び信書便差出箱 | | １個 | １年 | ５００円 |
| 公衆電話所 | | | | １，２００円 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設ける仮設工作物 | １平方メートル | １月 | ３８０円 |
| 標識 | １本 | １年 | ９５０円 |
| 防火用貯水槽で地下に設けるもの | １平方メートル | １年 | １，２００円 |
| 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設 | １平方メートル | １月 | ３８０円 |
| 土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場 | | | |
| その他前各項により難い占用物件 | 前各項に準じて市長が定める額 | | |

別表の２の表備考第４項中「１平方メートル若しくは１メートル」を「０．０１平方メートル若しくは０．０１メートル」に、「１平方メートル又は１メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

別表の２の表備考に次の２項を加える。

６　１件の占用料の額が１００円未満のときは、１００円とする。

７　１件の占用料の額に１０円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際、現に道路法（昭和２７年法律第１８０号）第３２条第１項の規定により道路の占用の許可を受けている者又は現に占用している者の当該占用に係る占用料の額については、第１条の規定による改正後の奈良市道路占用料に関する条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　この条例の施行の際、現に河川法（昭和３９年法律第１６７号）第１００条第１項において準用する同法第２３条又は第２４条の規定により河川の占用等の許可を受けている者又は現に占用等をしている者の当該占用等に係る流水占用料等の額については、第２条の規定による改正後の奈良市準用河川管理条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

４　この条例の施行の際、現に奈良市法定外公共物の管理に関する条例第４条第１項の規定により許可を受けている者又は現に占用している者の当該占用に係る占用料の額につ

いては、第３条の規定による改正後の奈良市法定外公共物の管理に関する条例第５条第２項第２号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

５　この条例の施行の際、現に都市公園法（昭和３１年法律第７９号）第６条第１項又は第３項の規定により都市公園の使用の許可を受けている者又は現に使用している者の当該使用に係る使用料の額については、第４条の規定による改正後の奈良市都市公園条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（提案理由）

道路法施行令の改正に準拠し、市道、準用河川、法定外公共物及び都市公園に係る占用料の額の改定等所要の改正を行おうとするものである。

奈良市議案第３５号

# 奈良市地区計画形態意匠条例の一部改正について

奈良市地区計画形態意匠条例の一部を次のように改正しようとする。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市地区計画形態意匠条例の一部を改正する条例

奈良市地区計画形態意匠条例（平成２２年奈良市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

別表第１に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 左京五丁目地区整備計画区域 | 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画左京五丁目地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域 |

別表第２に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 左京五丁目地区整備計画区域 | １　建築物の屋根（陸屋根を除く。）の色彩は、この表の付表１に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこと。<br>２　建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、この表の付表１に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこととし、塗り分けによる意匠は、色相及び色調をそろえる等穏やかな印象となるよう配色すること。<br>３　建築物の屋上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備は、壁面の立ち上げ又はルーバー等で覆い、建築物本体と調和を図る修景を施し、眺望及び景観に配慮すること。<br>４　地上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備及び立体駐車場施設は、道路、公園等の公共施設から直接見えないよう植栽又はルーバー等で覆うこと。<br>５　フェンス、ルーバーその他これらに類するものは、こげ茶色又は建築物と調和した同系色とすること。ただし、自然素材を使用する場合は、この限りでない。 |

| | |
|---|---|
| | 6　鉄筋コンクリート柱、鉄柱、独立型屋外広告物の支柱（枠を含む。）その他これらに類するものは、こげ茶色とする。<br>7　広告物に関する制限は、この表の付表２のとおりとする。 |

別表第２の付表１の建築物の屋根の表に次のように加える。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 左京五丁目地区整備計画区域 | 0.0Ｒ～9.9Ｒ | ４未満 | 2 |
| | 0.0ＹＲ～4.9ＹＲ | ４未満 | 2 |
| | 5.0ＹＲ～9.9ＹＲ | ４未満 | 3 |
| | 0.0Ｙ～4.9Ｙ | ４未満 | 3 |
| | 5.0Ｙ～9.9Ｙ | ４未満 | 2 |
| | その他の色相 | ４未満 | 2 |
| | 無彩色 | ４未満 | － |

別表第２の付表１の建築物の外壁又はこれに代わる柱の表に次のように加える。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 左京五丁目地区整備計画区域 | 全ての建築物 | 0.0Ｒ～4.9Ｒ | ８未満 | 2 |
| | | | ８以上 | 1 |
| | | 5.0Ｒ～9.9Ｒ | ５未満 | 4 |
| | | | ５以上８未満 | 2 |
| | | | ８以上 | 1 |
| | | 0.0ＹＲ～4.9ＹＲ | ５未満 | 6 |
| | | | ５以上７未満 | 3 |
| | | | ７以上８未満 | 2 |
| | | | ８以上９未満 | 1 |
| | | 5.0ＹＲ～9.9ＹＲ | ５未満 | 6 |
| | | | ５以上６未満 | 4 |
| | | | ６以上７未満 | 3 |
| | | | ７以上８未満 | 2 |
| | | | ８以上９未満 | 1 |
| | | | ５未満 | 6 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 0.0Y～4.9Y | 5以上8未満 | 4 |
| | | | 8以上9未満 | 3 |
| | | | 9以上 | 2 |
| | | 5.0Y～9.9Y | 5未満 | 6 |
| | | | 5以上8未満 | 3 |
| | | | 8以上9未満 | 2 |
| | | | 9以上 | 1 |
| | | その他の色相 | 8未満 | 2 |
| | | | 8以上9未満 | 1 |
| | | 無彩色 | 9以下 | － |

別表第２の付表２に次のように加える。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 左京五丁目地区整備計画区域 | 全広告物に関する事項 | 用途等 | 自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示し、又は掲出するもののほか、奈良市屋外広告物条例第９条第１項から第３項までに掲げる広告物又はこれを掲出する物件に限る。 |
| | | 位置 | １　敷地境界線を越えて掲出できない。<br>２　交差点から５メートル以内には設置できない。ただし、建築物等を利用するものを除く。 |
| | | 照明 | １　点滅しないものに限る。<br>２　動画等を表示するものは、設置できない。<br>３　回転しないものに限る。ただし、車両出庫の警告用のものを除く。<br>４　イルミネーション及びネオンサインは、設置できない。 |
| | | 色彩 | １　黄色（0.1Y～10.0Y）の彩度基準については、8.0以下とする。<br>２　地色については、ベージュ、グレー、茶、紺その他白に近い淡色又は壁の色と同等とする。また、地色で使用する黄色（0.1Y～10.0Y）の彩度基準については、6.0以下とする。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 大きさ | 大きさは奈良市屋外広告物条例第１１条第１項に規定する許可の基準によるものとし、表示面積の合計は１０平方メートル以下、かつ、１広告物ごとの最大面積は６平方メートル以下とする。 |
| | 屋上広告物 | | 表示し、又は設置できない。 |
| | 壁面広告物<br>塀垣広告物 | | １　表示面積は、当該壁面の５分の１以下かつ３個以下とする。<br>２　突き出し形状は、設置できない。<br>３　壁面に直接塗装するものは、掲出できない。 |
| | 広告塔 | | １　１敷地につき１基までとし、高さは、６メートル以下とする。<br>２　支柱、枠等の色彩は、黒、濃灰又は濃茶とする。 |
| | 広告板 | | １　１テナントにつき１基までとし、高さは、４メートル以下とする。<br>２　支柱、枠等の色彩は、黒、濃灰又は濃茶とする。 |
| | 気球広告物<br>広告幕 | | イベント時のみの掲出とし、イベント終了後は、速やかに撤去する（地区内の住宅販売等の一時的なものに限る。）。 |
| | アーチ広告物<br>はり札<br>はり紙<br>立看板<br>電柱広告物 | | 設置できない。 |

附　則

この条例は、平成２９年５月１日から施行する。

（提案理由）

建築物等の形態意匠の制限を適用する区域に左京五丁目地区整備計画区域を追加しようとするものである。

奈良市議案第３６号

# 奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成３年奈良市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

別表第１に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 左京五丁目地区整備計画区域 | 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画左京五丁目地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域 |

別表第２に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 左京五丁目地区整備計画区域 | 次の各号に掲げる建築物以外の建築物<br>⑴　住宅（長屋、重ね建て住宅及び共同住宅を除く。以下この項において同じ。）<br>⑵　延べ面積の２分の１以上を居住の用に供し、かつ、次のア又はイに掲げる用途を兼ねる住宅（これらの用途に供する部分の床面積の合計が５０平方メートルを超えるものを除く。）<br>ア　神社、寺院、教会その他これらに類するもの<br>イ　東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第２号に掲げる建築物<br>⑶　診療所（患者の収容施設を持つものを除く。）<br>⑷　近隣に居住する者の利用に供するために設ける公民館及び集会所<br>⑸　公園又は緑地に設けられる公衆便所又は休憩所 |

| | |
|---|---|
| | ⑹　東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第４号、第５号及び第９号に掲げる建築物<br>⑺　前各号の建築物に附属するもの（東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第１１号のア及びウからオまでに掲げるものを除く。） |

別表第３に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 左京五丁目地区整備計画区域 | １０分の５ |

別表第３の２に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 左京五丁目地区整備計画区域 | １０分の８ |

別表第４に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 左京五丁目地区整備計画区域 | １６５平方メートル | ⑴　巡査派出所<br>⑵　公衆電話所<br>⑶　公園又は緑地に設けられる公衆便所又は休憩所<br>⑷　路線バスの停留所の上家 |

別表第５に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 左京五丁目地区整備計画区域 | 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、１メートル以上とする。 | ⑴　外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が３メートル以下であるもの<br>⑵　物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが２．３メートル以下で、かつ、床面積の合計が５平方メートル以内であるもの |

別表第６に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 左京五丁目地区整備計画区域 | ⑴　１０メートル。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の８分の１以内の場合においては、その部分の高さは、５メートルまでは当該建築物の高さに算入しない。 |

| | |
|---|---|
| | ⑵　建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に１．２５を乗じて得たものに５メートルを加えたもの。ただし、北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するものに接する場合においては、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面、線路敷その他これらに類するものに接する隣地境界線は、当該水面、線路敷その他これらに類するものの幅の２分の１だけ外側にあるものとみなす。また、建築物の敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下同じ。）の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。）より１メートル以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から１メートルを減じたものの２分の１だけ高い位置にあるものとみなす。 |

附　則

この条例は、平成２９年５月１日から施行する。

（提案理由）

建築物の用途の制限等を適用する区域に左京五丁目地区整備計画区域を追加しようとするものである。

奈良市議案第３７号

# 奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和４１年奈良市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第２条中「昭和２７年政令第４０３号」の次に「。以下「令」という。」を加える。

第４条の次に次の１条を加える。

（特別会計）

第４条の２　法第１７条ただし書及び令第８条の４の規定に基づき、水道事業を通じて一の特別会計を設ける。

附　則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

（提案理由）

都祁水道事業及び月ヶ瀬簡易水道事業の会計を奈良市水道事業会計と統合し、一体的な経営を行うことで一層の合理化を図ろうとするものである。

奈良市議案第３８号

# 奈良市水道事業給水条例の一部改正について

奈良市水道事業給水条例の一部を次のように改正しようとする。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市水道事業給水条例の一部を改正する条例

奈良市水道事業給水条例（昭和３３年奈良市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第１条第２項中「次条において」を「以下」に改める。

第１１条に次の１項を加える。

３　給水装置工事をしようとする者は、第３１条第１項に規定する分担金（第３１条の３第１項に規定する加算分担金の納入を要するときは、これを含む。）並びに別表第１に定める設計審査手数料及び工事検査手数料を納入しなければ、第１項の承認を受けることができない。

第２６条第２項中「別表第１」を「別表第２」に改める。

第３１条第１項及び第３１条の３第１項中「工事申込みの際に」を「管理者が定める納期限までに」に改める。

第３２条第１項各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる者は、別表第１に定める額の手数料を管理者が定める納期限までに納入しなければならない。

第３２条第１項に次の１号を加える。

⑷　市の水道事業に関する証明書の交付を受ける者

第３２条第２項を次のように改める。

２　前項の規定にかかわらず、同項第４号に掲げる者が納入する別表第１に掲げる証明手数料は、申請又は請求の際、納入しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。

別表第２を削り、別表第１を別表第２とし、別表第１として次の１表を加える。

別表第１（第１１条、第３２条関係）

１　指定給水装置工事事業者指定手数料

| 単　　位 | 金　　額 |
|---|---|
| １件につき | １０，０００円 |

２　設計審査手数料

| 区　　分 | 口　　径 | 金額（１件につき） |
|---|---|---|
| 新設及び増設の工事 | ２５ミリメートル以下 | ２，０００円 |
| | ４０ミリメートル及び５０ミリメートル | ３，０００円 |
| | ７５ミリメートル以上 | ５，０００円 |
| 改造及び撤去の工事 | ２５ミリメートル以下 | ４００円 |
| | ４０ミリメートル及び５０ミリメートル | ６００円 |
| | ７５ミリメートル以上 | １，０００円 |

３　工事検査手数料

| 区　　分 | 口　　径 | 金額（１件につき） |
|---|---|---|
| 新設及び増設の工事 | ２５ミリメートル以下 | ２，０００円 |
| | ４０ミリメートル及び５０ミリメートル | ３，０００円 |
| | ７５ミリメートル以上 | ５，０００円 |
| 改造及び撤去の工事 | ２５ミリメートル以下 | ４００円 |
| | ４０ミリメートル及び５０ミリメートル | ６００円 |
| | ７５ミリメートル以上 | １，０００円 |
| 備考　第１２条の２第３項の再検査についても、１件とみなす。 | | |

４　証明手数料

| 単　　位 | 金　　額 |
| --- | --- |
| １件につき | ３００円 |

別表第５を削る。

附　則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

（提案理由）

水道施設分担金及び手数料の納入時期に係る規定を改めるほか、水道事業に関する証明手数料に係る規定を整備しようとするものである。

奈良市議案第３９号

# 奈良市下水道条例の一部改正について

奈良市下水道条例の一部を次のように改正しようとする。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良市下水道条例の一部を改正する条例

奈良市下水道条例（昭和５１年奈良市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第８条を次のように改める。

（手数料）

第８条　次に掲げる者は、別表に定める手数料を管理者が定める納期限までに納付しなければならない。

⑴　前条第１項の指定を受ける者

⑵　前条第２項の登録を受ける者

⑶　市の下水道事業に関する証明書の交付を受ける者

２　前項の規定にかかわらず、同項第３号に掲げる者が納付する別表に掲げる証明手数料は、申請又は請求の際、納付しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第８条関係）

| 区　　分 | 単　　位 | 金　　額 |
|---|---|---|
| 排水設備指定工事店指定手数料 | １件につき | １０，０００円 |
| 排水設備工事責任技術者登録手数料 | １件につき | ５００円 |
| 証明手数料 | １件につき | ３００円 |

附　則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

（提案理由）

下水道事業に関する証明手数料に係る規定を整備しようとするものである。

奈良市議案第４０号

# 奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和４５年奈良市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

題名中「奈良都市計画下水道事業」を「奈良市公共下水道事業」に改める。

第１条中「都市計画下水道事業」を「事業」に、「を徴収」を「又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２４条の規定に基づく分担金（以下「分担金」という。）を徴収」に改める。

第１１条を第１２条とし、第１０条の次に次の１条を加える。

（月ヶ瀬地区の事業に係る分担金）

第１１条　奈良市役所出張所設置条例（昭和３０年奈良市条例第３５号）別表に定める奈良市月ヶ瀬行政センターの所管区域のうち、奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和４１年奈良市条例第２８号）別表第２に定める奈良市農業集落排水事業の計画処理区域以外の区域に係る受益者が負担する分担金については、奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成６年奈良市条例第３３号）の規定の例による。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際、現に次項の規定による改正前の奈良市農業集落排水事業分担金

徴収条例（平成６年奈良市条例第３３号）第１３条の規定により賦課された分担金は、この条例による改正後の奈良市公共下水道事業受益者負担に関する条例第１条に規定する分担金とみなす。

（奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正）

３　奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を次のように改正する。

第１３条を削り、第１４条を第１３条とする。

（提案理由）

月ヶ瀬地区の公共下水道事業の受益者が負担する分担金に係る規定を整理しようとするものである。

奈良市議案第４１号

# 包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の３６第１項の規定により、包括外部監査契約を締結するものとする。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

１　契約の目的　当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

２　契約の始期　平成２９年４月１日

３　契約の金額　１２，０００千円を上限とする額

４　契約の相手方　[redacted]

大川　幸一

公認会計士

奈良市議案第４２号

# 市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止しようとする。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

| 整理番号 | 路線名 | 起点 | 終点 | 備考（m） |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 北部第362号線 | 登大路町<br>60番１地先から | 登大路町<br>63番地先まで | L＝ 136.3<br>W＝ 3.4～4.6 |
| 2 | 北部第538号線 | 奈良阪町<br>1821番地先から | 奈良阪町<br>1779番地先まで | L＝ 376.1<br>W＝ 0.6～3.6 |
| 3 | 北部第571号線 | 法蓮町<br>1599番3地先から | 法蓮町<br>1564番地先まで | L＝ 384.2<br>W＝ 0.9～7.5 |
| 4 | 北部第572号線 | 半田開町<br>63番地先から | 半田開町<br>67番地先まで | L＝ 281.1<br>W＝ 0.9 |
| 5 | 北部第573号線 | 半田開町<br>18番1地先から | 半田開町<br>59番地先まで | L＝ 254.5<br>W＝ 0.9 |
| 6 | 中部第1608号線 | 六条西二丁目<br>1537番504地先から | 六条西二丁目<br>1537番508地先まで | L＝ 65.3<br>W＝ 6.0～8.0 |
| 7 | 中部第1609号線 | 六条西二丁目<br>1537番496地先から | 六条西二丁目<br>1537番493地先まで | L＝ 66.0<br>W＝ 6.0～8.0 |
| 8 | 西部第1368号線 | 藤ノ木台三丁目<br>453番5地先から | 中町<br>453番7地先まで | L＝ 98.0<br>W＝ 6.0～8.0 |

① 北部第362号線

廃止しようとする路線

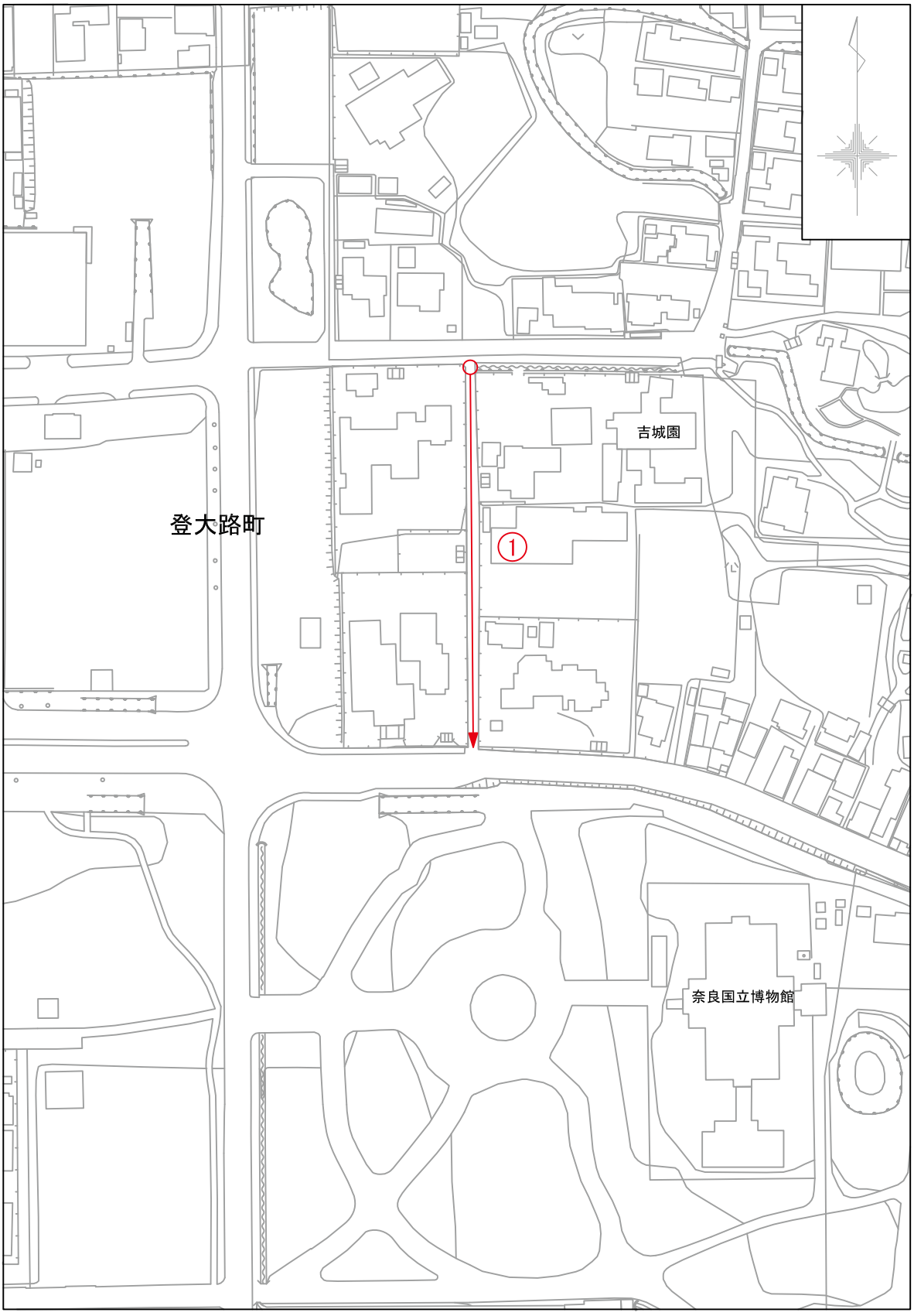

② 北部第538号線

③ 北部第571号線

④ 北部第572号線

⑤ 北部第573号線

廃止しようとする路線

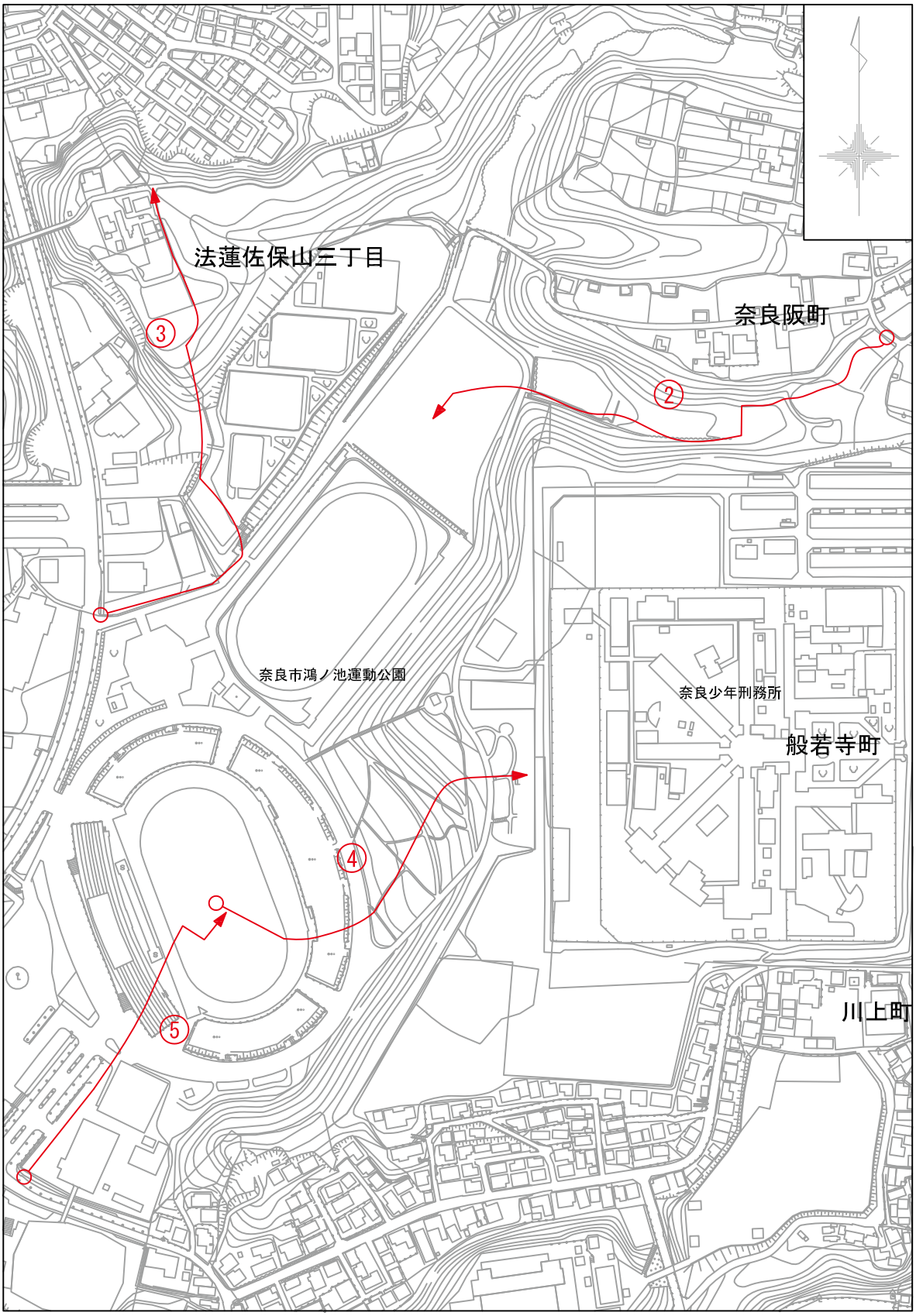

⑥　中部第1608号線

⑦　中部第1609号線

廃止しようとする路線

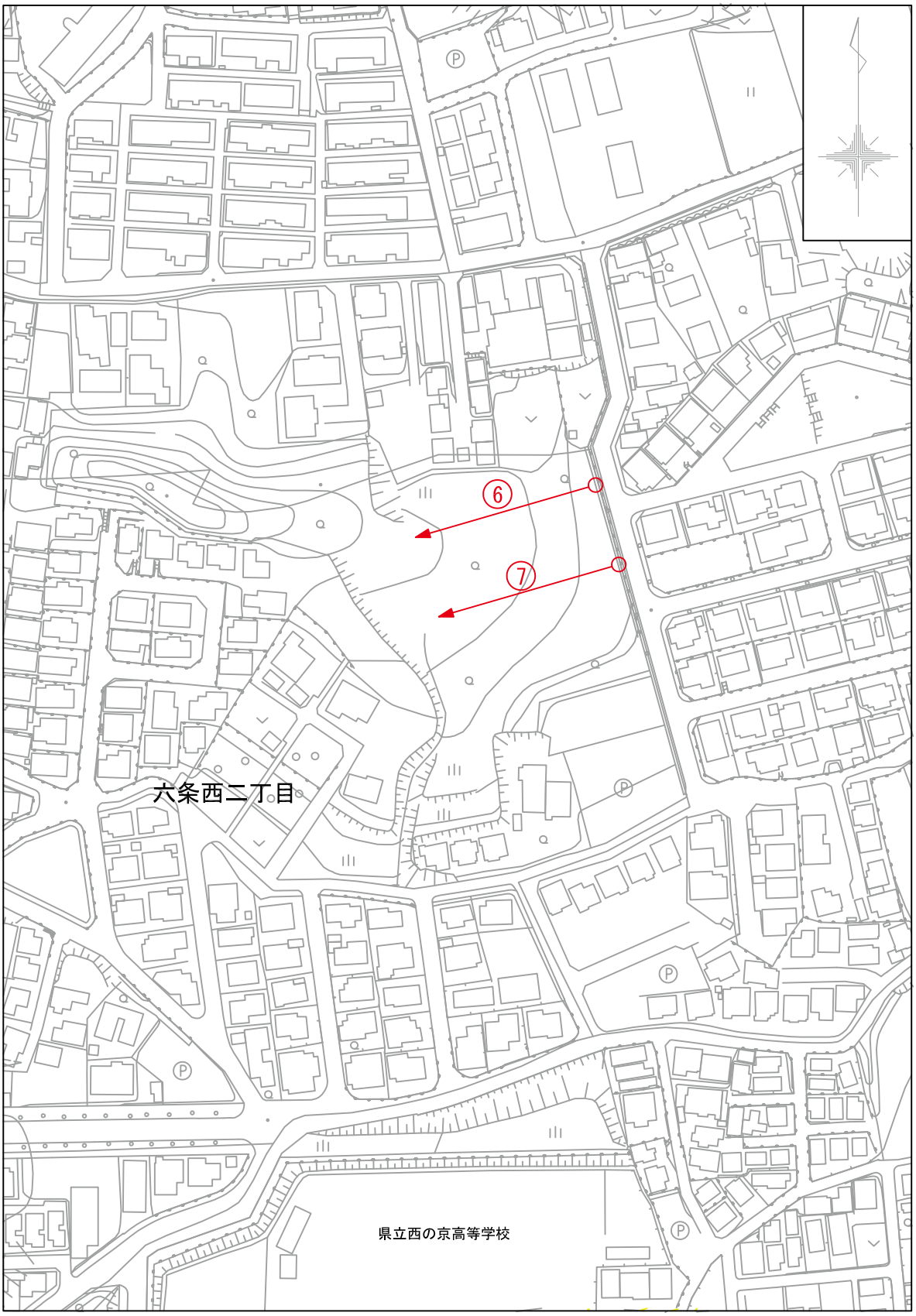

⑧　西部第1368号線

廃止しようとする路線

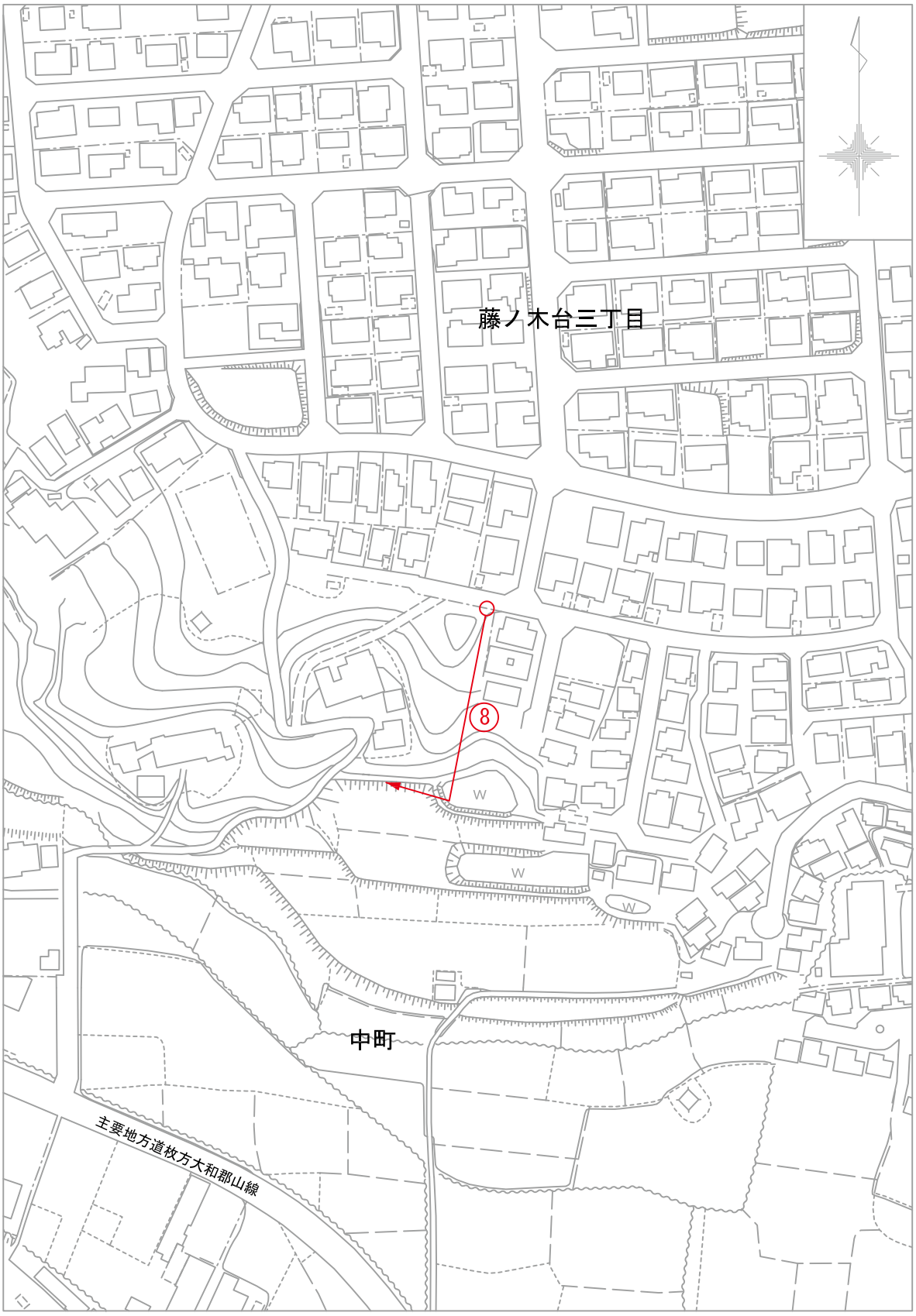

奈良市議案第４３号

# 市道路線の認定について

次の路線を本市の市道路線に認定しようとする。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

| 整理番号 | 路線名 | 起点 | 終点 | 備考（m） |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 北部第571号線 | 法蓮佐保山三丁目<br>1580番3地先から | 法蓮佐保山三丁目<br>1564番1地先まで | L＝ 272.7<br>W＝ 0.9～7.5 |
| 2 | 北部第792号線 | 神殿町<br>282番9地先から | 神殿町<br>282番16地先まで | L＝ 64.5<br>W＝ 6.0 |
| 3 | 北部第793号線 | 神殿町<br>282番47地先から | 神殿町<br>282番16地先まで | L＝ 110.5<br>W＝ 6.0 |
| 4 | 北部第794号線 | 神殿町<br>282番28地先から | 神殿町<br>282番29地先まで | L＝ 38.0<br>W＝ 6.0～8.0 |
| 5 | 北部第795号線 | 法華寺町<br>349番2地先から | 法華寺町<br>350番6地先まで | L＝ 50.5<br>W＝ 6.0～9.0 |
| 6 | 北部第796号線 | 大森町<br>135番4地先から | 大森西町<br>192番6地先まで | L＝ 454.0<br>W＝ 16.0～16.0 |
| 7 | 北部第797号線 | 西木辻町<br>42番16地先から | 大森町<br>140番10地先まで | L＝ 479.0<br>W＝ 10.3～16.0 |
| 8 | 北部第798号線 | 大森町<br>140番1地先から | 大森町<br>140番3地先まで | L＝ 38.5<br>W＝ 6.0 |
| 9 | 北部第799号線 | 大森町<br>141番1地先から | 大森町<br>146番3地先まで | L＝ 38.0<br>W＝ 6.0 |
| 10 | 北部第800号線 | 大森町<br>150番1地先から | 大森町<br>103番1地先まで | L＝ 177.1<br>W＝ 6.0 |
| 11 | 北部第801号線 | 大森町<br>150番1地先から | 大森町<br>103番1地先まで | L＝ 150.0<br>W＝ 6.0 |
| 12 | 北部第802号線 | 大森町<br>100番地先から | 大森町<br>95番地先まで | L＝ 35.0<br>W＝ 6.0 |
| 13 | 北部第803号線 | 大森町<br>95番地先から | 大森町<br>90番3地先まで | L＝ 35.0<br>W＝ 6.0 |
| 14 | 北部第804号線 | 大森町<br>90番3地先から | 大森町<br>78番1地先まで | L＝ 159.3<br>W＝ 6.0 |
| 15 | 北部第805号線 | 大森西町<br>174番6地先から | 大森西町<br>173番3地先まで | L＝ 174.5<br>W＝ 6.0 |
| 16 | 北部第806号線 | 法蓮佐保山三丁目<br>1581番2地先から | 般若寺町<br>18番1地先まで | L＝ 946.0<br>W＝ 12.0 |
| 17 | 中部第1608号線 | 六条西二丁目<br>1537番524地先から | 六条西二丁目<br>1537番521地先まで | L＝ 103.5<br>W＝ 6.0～8.0 |
| 18 | 中部第1609号線 | 六条西二丁目<br>1537番530地先から | 六条西二丁目<br>1537番16地先まで | L＝ 101.8<br>W＝ 6.0～8.0 |
| 19 | 中部第1658号線 | 平松五丁目<br>617番2地先から | 平松五丁目<br>620番6地先まで | L＝ 76.8<br>W＝ 6.0～8.0 |
| 20 | 中部第1659号線 | 平松五丁目<br>632番1地先から | 平松五丁目<br>632番5地先まで | L＝ 20.8<br>W＝ 6.0～8.0 |

| 整理番号 | 路線名 | 起点 | 終点 | 備考（m） |
|---|---|---|---|---|
| 21 | 中部第1660号線 | 押熊町 211番54地先から | 押熊町 211番53地先まで | L＝ 36.5<br>W＝ 6.0～8.0 |
| 22 | 中部第1661号線 | 若葉台三丁目 2003番2地先から | 若葉台三丁目 1987番7地先まで | L＝ 127.5<br>W＝ 6.0～10.0 |
| 23 | 中部第1662号線 | 平松三丁目 213番4地先から | 平松三丁目 212番10地先まで | L＝ 42.4<br>W＝ 6.0～8.0 |
| 24 | 中部第1663号線 | 押熊町 2063番16地先から | 押熊町 2066番6地先まで | L＝ 56.1<br>W＝ 6.0 |
| 25 | 中部第1664号線 | 押熊町 2064番3地先から | 押熊町 2062番5地先まで | L＝ 65.2<br>W＝ 6.0 |
| 26 | 中部第1665号線 | 左京五丁目 3番159地先から | 左京五丁目 3番157地先まで | L＝ 594.2<br>W＝ 6.0～9.2 |
| 27 | 中部第1666号線 | 左京五丁目 3番103地先から | 左京五丁目 3番118地先まで | L＝ 186.2<br>W＝ 6.0 |
| 28 | 中部第1667号線 | 左京五丁目 3番72地先から | 左京五丁目 3番154地先まで | L＝ 196.9<br>W＝ 6.0 |
| 29 | 中部第1668号線 | 左京五丁目 3番146地先から | 左京五丁目 3番157地先まで | L＝ 203.9<br>W＝ 6.0 |
| 30 | 中部第1669号線 | 左京五丁目 3番124地先から | 左京五丁目 3番110地先まで | L＝ 30.3<br>W＝ 6.0 |
| 31 | 中部第1670号線 | 左京五丁目 3番95地先から | 左京五丁目 3番81地先まで | L＝ 30.3<br>W＝ 6.0 |
| 32 | 中部第1671号線 | 左京五丁目 3番66地先から | 左京五丁目 3番47地先まで | L＝ 30.3<br>W＝ 6.0 |
| 33 | 中部第1672号線 | 左京五丁目 3番155地先から | 左京五丁目 3番160地先まで | L＝ 32.4<br>W＝ 6.0～12.0 |
| 34 | 中部第1673号線 | 左京五丁目 3番152地先から | 左京五丁目 3番151地先まで | L＝ 39.3<br>W＝ 4.0～5.0 |
| 35 | 中部第1674号線 | 左京五丁目 3番25地先から | 左京五丁目 3番132地先まで | L＝ 11.3<br>W＝ 5.0 |
| 36 | 中部第1675号線 | 右京四丁目 11番7地先から | 右京四丁目 11番15地先まで | L＝ 70.4<br>W＝ 6.0～8.0 |
| 37 | 西部第1368号線 | 藤ノ木台三丁目 453番5地先から | 中町 438番4地先まで | L＝ 126.0<br>W＝ 6.0～8.0 |
| 38 | 西部第1442号線 | 百楽園四丁目 433番5地先から | 百楽園四丁目 433番8地先まで | L＝ 43.8<br>W＝ 6.0～8.0 |
| 39 | 西部第1443号線 | 百楽園四丁目 433番13地先から | 百楽園四丁目 433番17地先まで | L＝ 41.2<br>W＝ 6.0～8.0 |
| 40 | 西部第1444号線 | 三松一丁目 798番1地先から | 三松一丁目 786番10地先まで | L＝ 90.5<br>W＝ 6.0～8.0 |

| 整理番号 | 路線名 | 起点 | 終点 | 備考（m） |
|---|---|---|---|---|
| 41 | 西部第1445号線 | 富雄北一丁目<br>2793番2地先から | 富雄北一丁目<br>2781番4地先まで | L＝ 19.6<br>W＝ 6.0～8.0 |
| 42 | 西部第1446号線 | 百楽園五丁目<br>2814番42地先から | 百楽園五丁目<br>2814番37地先まで | L＝ 51.6<br>W＝ 6.0～10.0 |
| 43 | 西部第1447号線 | 学園朝日元町一丁目<br>505番32地先から | 学園朝日元町一丁目<br>1898番1地先まで | L＝ 47.5<br>W＝ 6.0～8.4 |
| 44 | 西部第1448号線 | 中町<br>3504番3地先から | 中町<br>3475番4地先まで | L＝ 25.2<br>W＝ 6.0～8.0 |
| 45 | 西部第1449号線 | 二名三丁目<br>1058番1地先から | 二名三丁目<br>1057番19地先まで | L＝ 74.3<br>W＝ 6.0～8.0 |
| 46 | 西部第1450号線 | 学園大和町一丁目<br>1442番9から | 学園大和町一丁目<br>1442番15地先まで | L＝ 91.4<br>W＝ 6.0～8.0 |

① 北部第571号線

認定しようとする路線

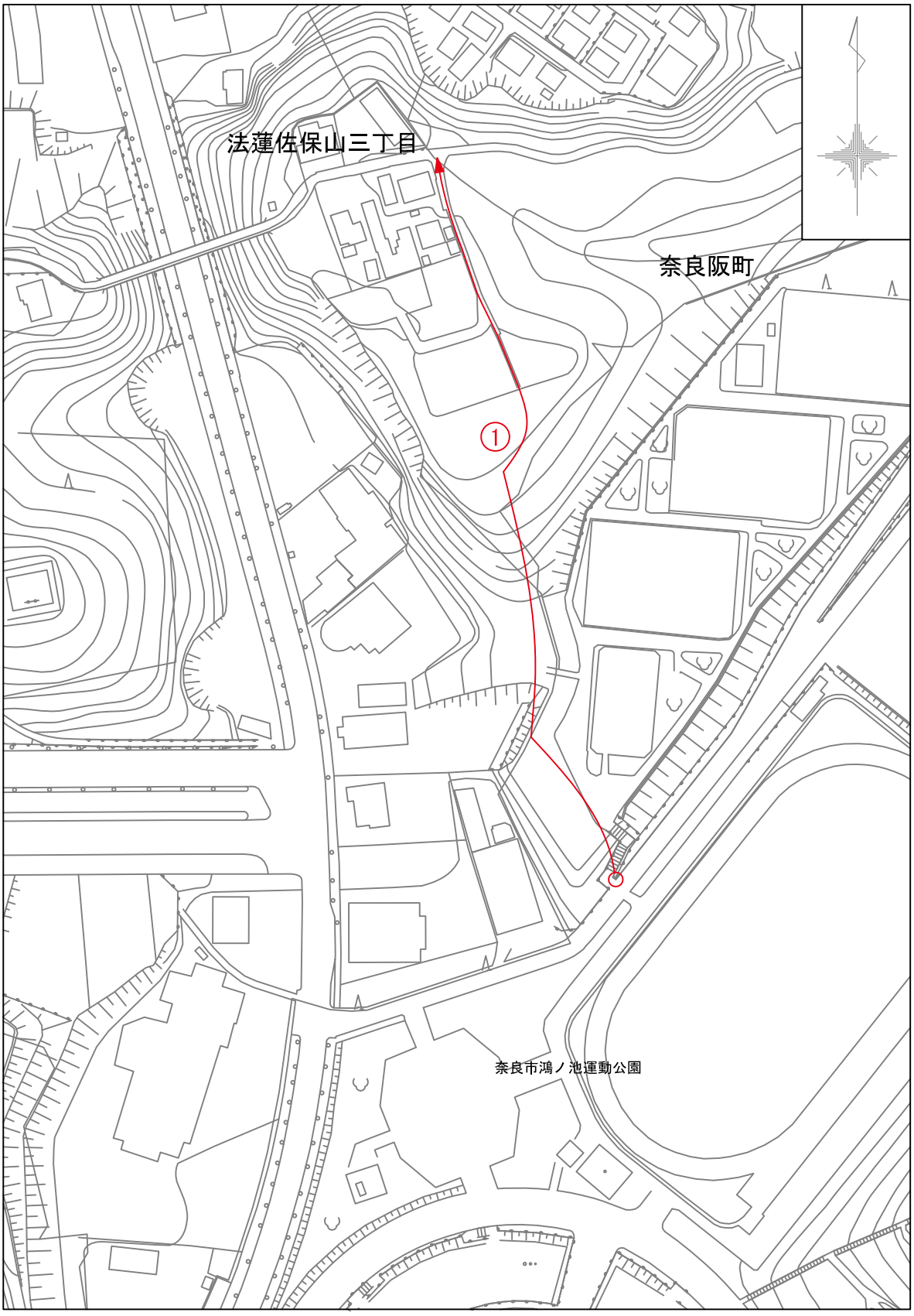

② 北部第792号線

③ 北部第793号線

④ 北部第794号線

認定しようとする路線

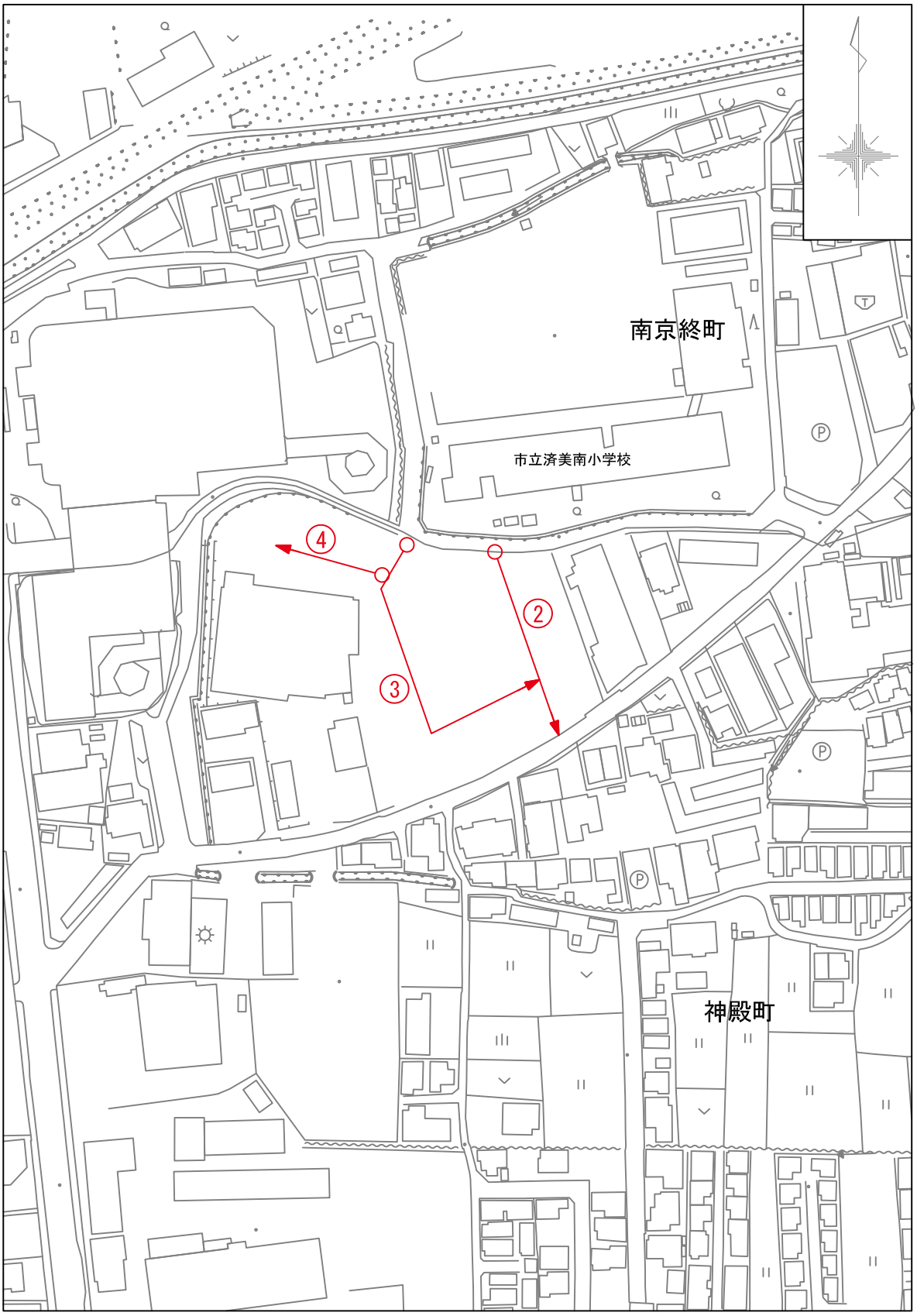

⑤ 北部第795号線

認定しようとする路線

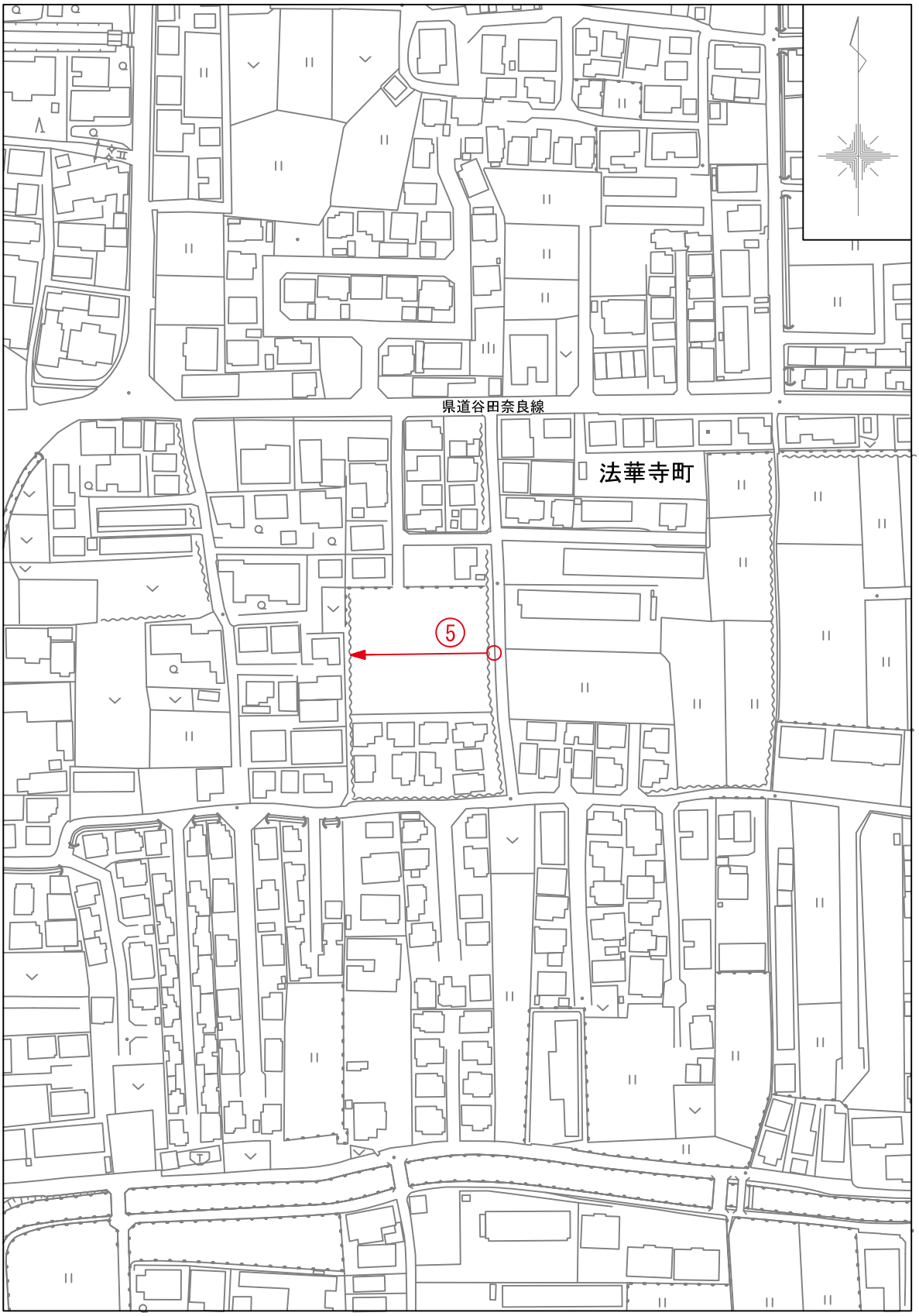

⑥ 北部第796号線　⑩ 北部第800号線　⑭ 北部第804号線
⑦ 北部第797号線　⑪ 北部第801号線　⑮ 北部第805号線
⑧ 北部第798号線　⑫ 北部第802号線
⑨ 北部第799号線　⑬ 北部第803号線

認定しようとする路線

⑯　北部第806号線

認定しようとする路線

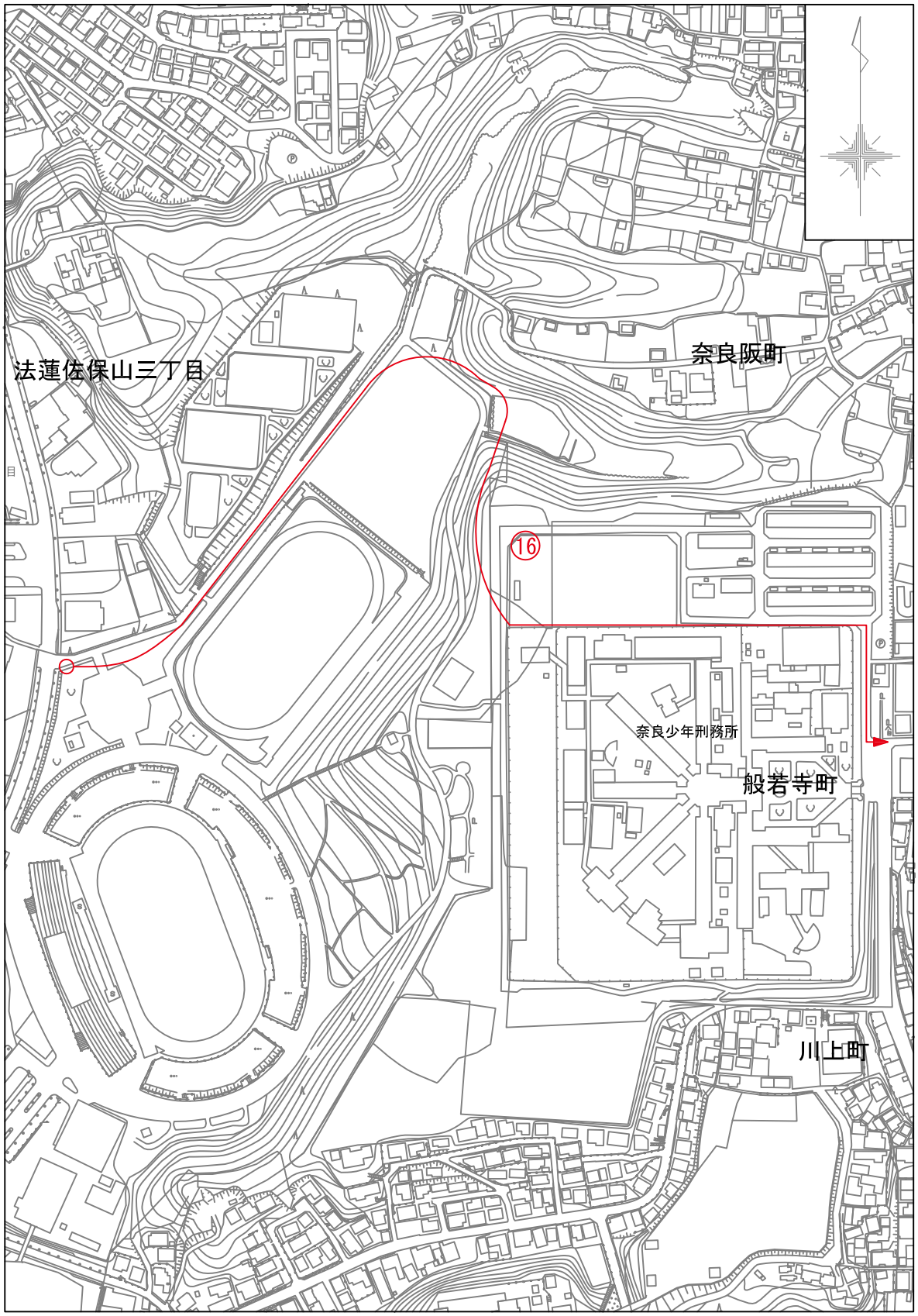

⑰　中部第1608号線

⑱　中部第1609号線

認定しようとする路線

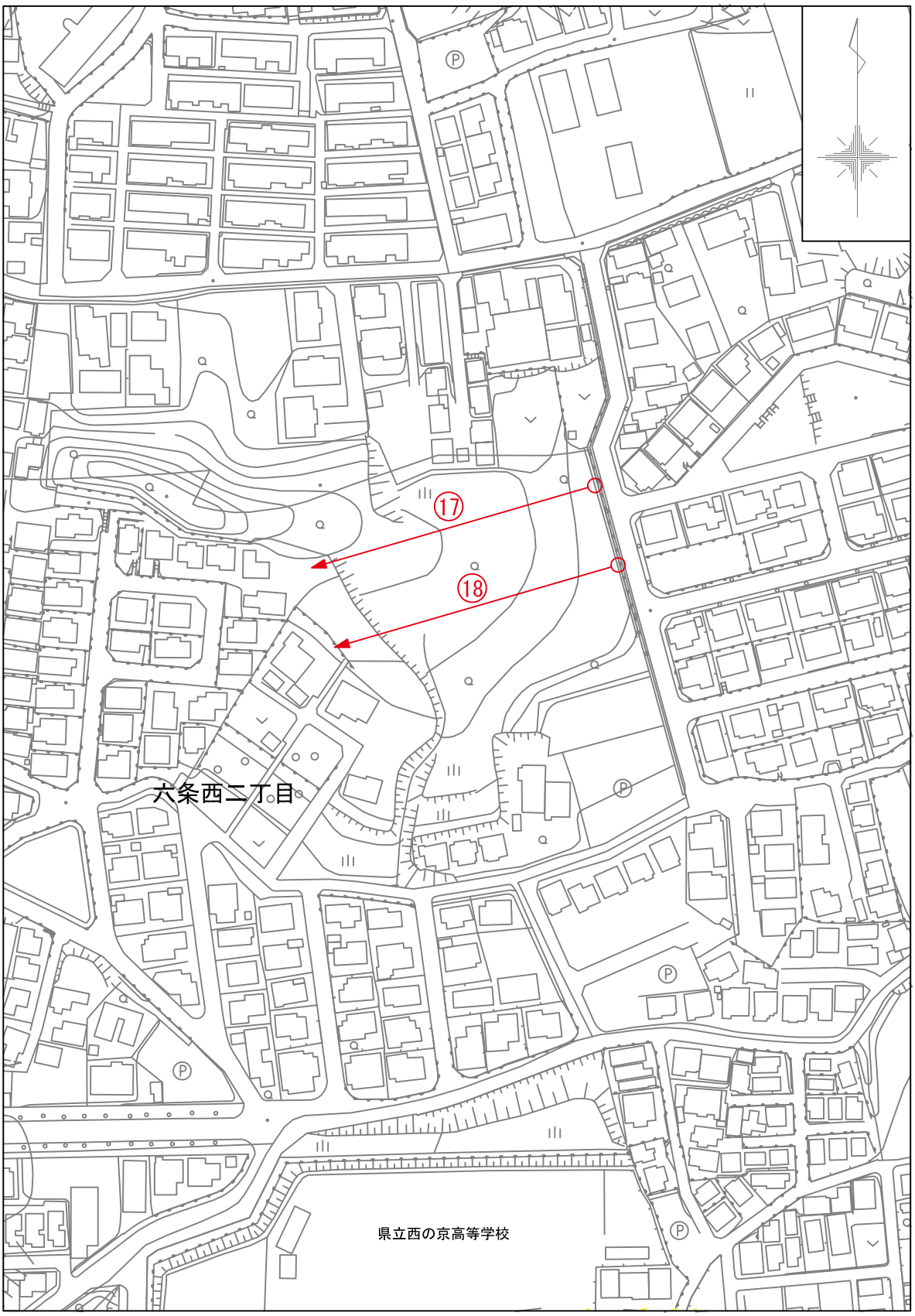

⑲ 中部第1658号線

⑳ 中部第1659号線

認定しようとする路線

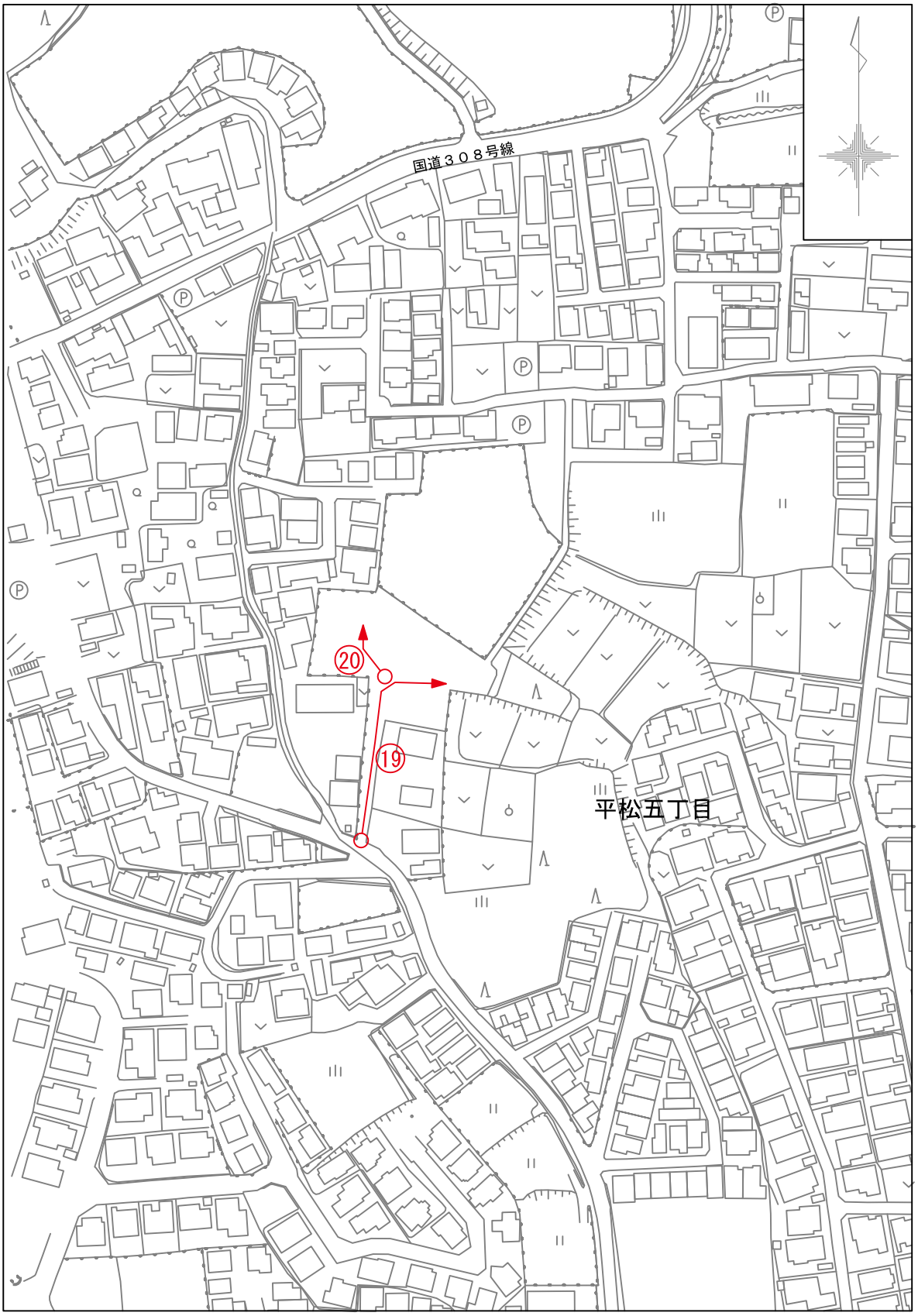

㉑ 中部第1660号線

認定しようとする路線

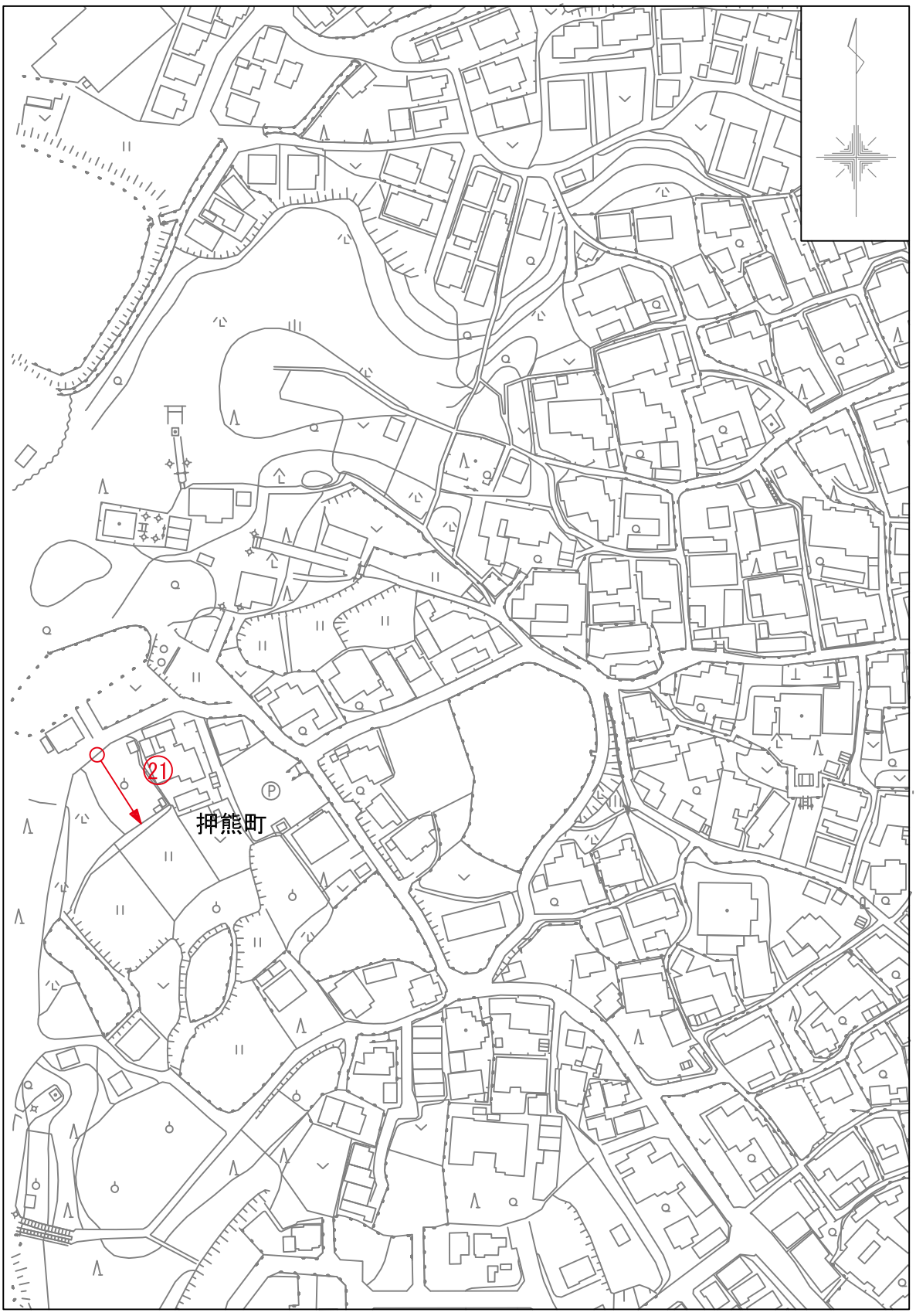

㉒ 中部第1661号線

認定しようとする路線

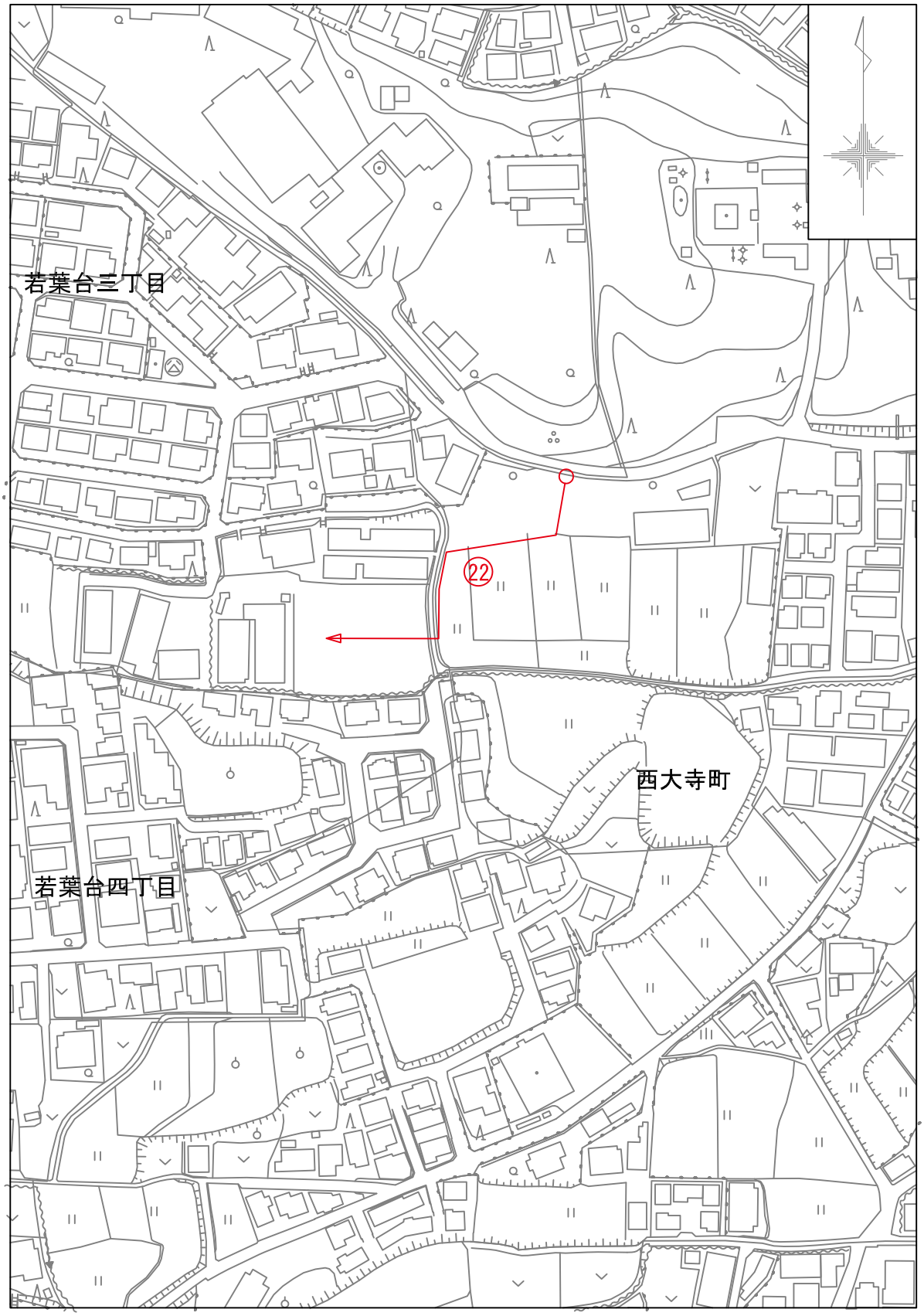

㉓ 中部第1662号線

認定しようとする路線

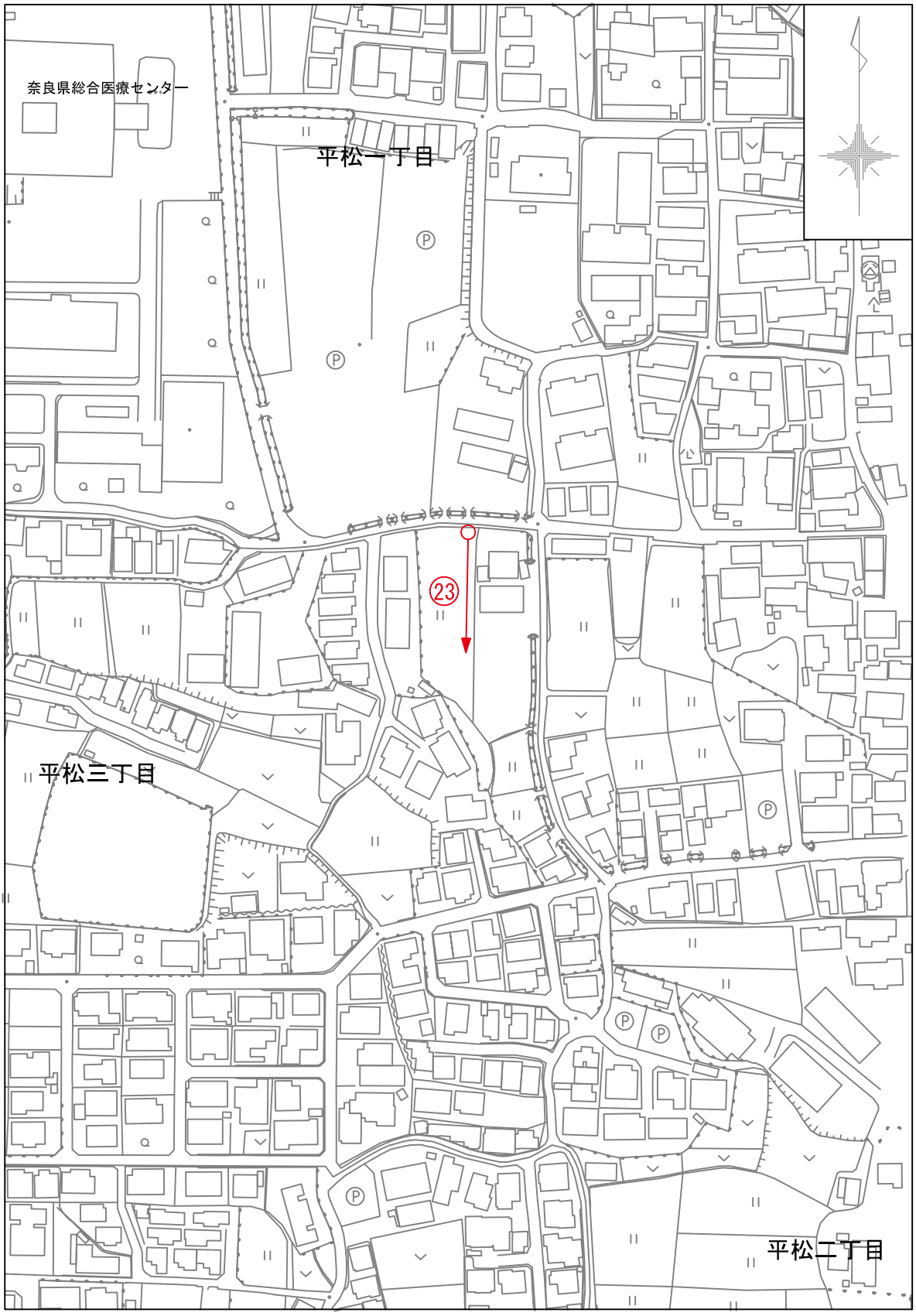

㉔ 中部第1663号線

㉕ 中部第1664号線

認定しようとする路線

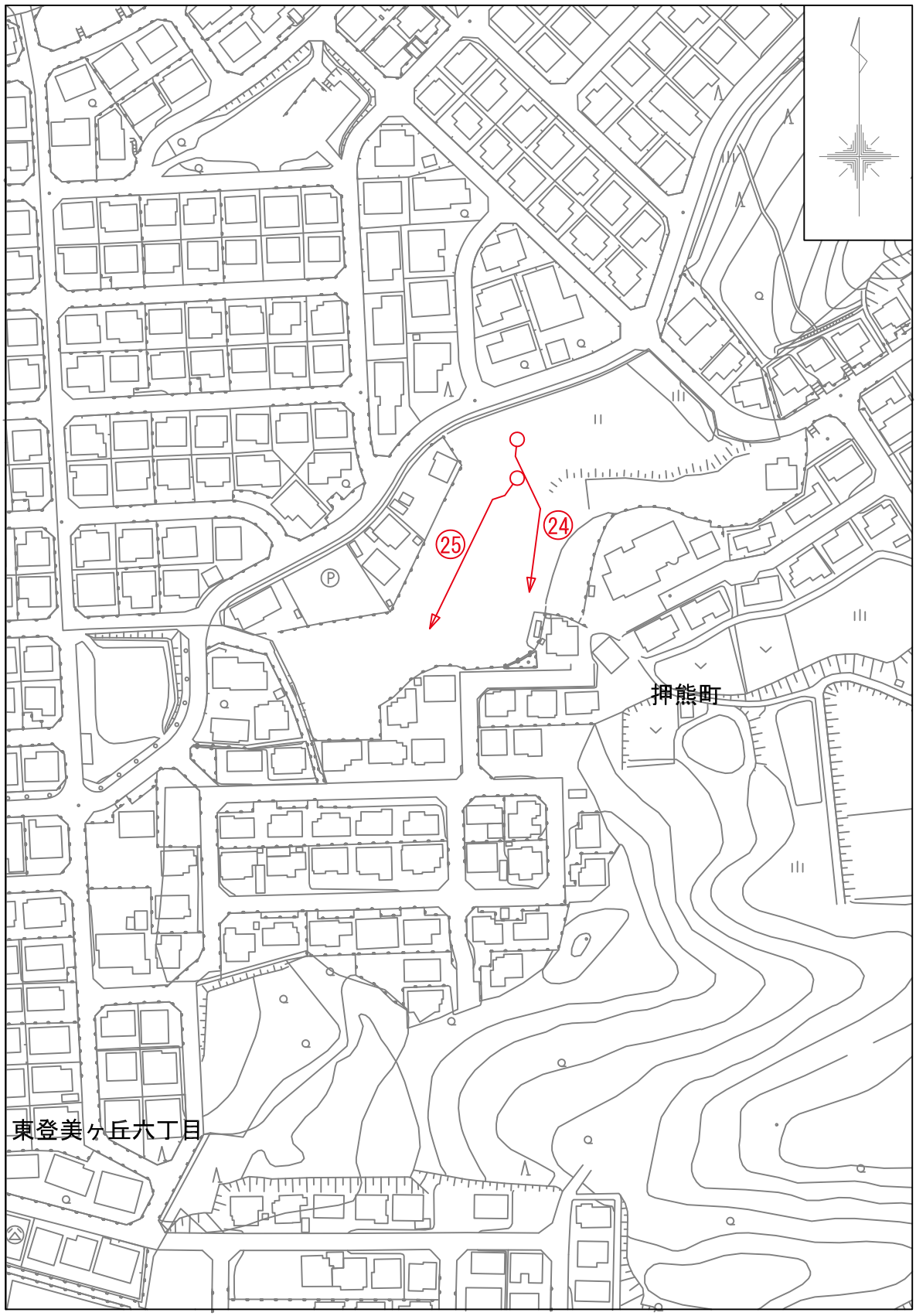

㉖ 中部第1665号線 ㉚ 中部第1669号線 ㉞ 中部第1673号線
㉗ 中部第1666号線 ㉛ 中部第1670号線 ㉟ 中部第1674号線
㉘ 中部第1667号線 ㉜ 中部第1671号線
㉙ 中部第1668号線 ㉝ 中部第1672号線

認定しようとする路線

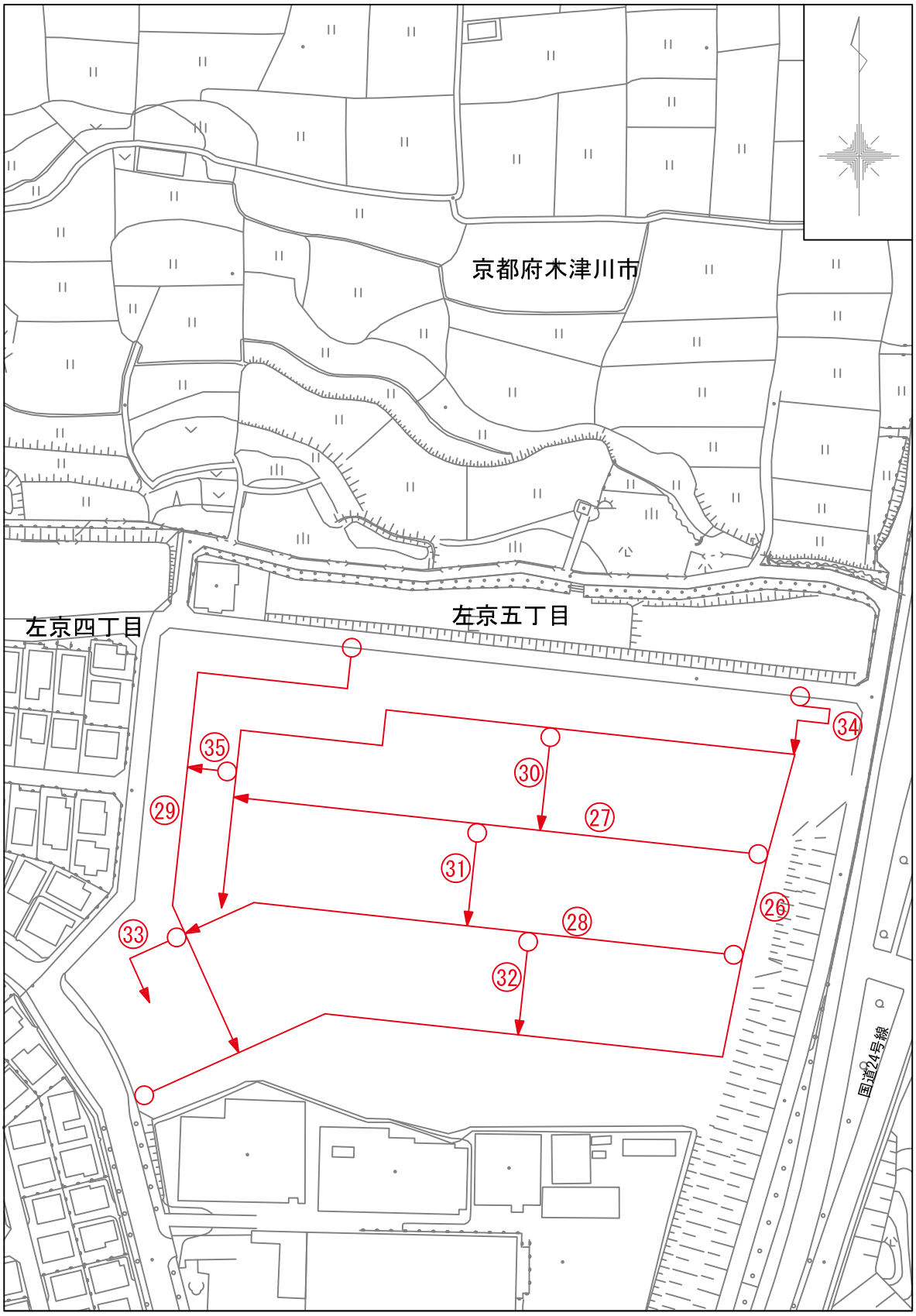

㊱ 中部第1675号線

認定しようとする路線

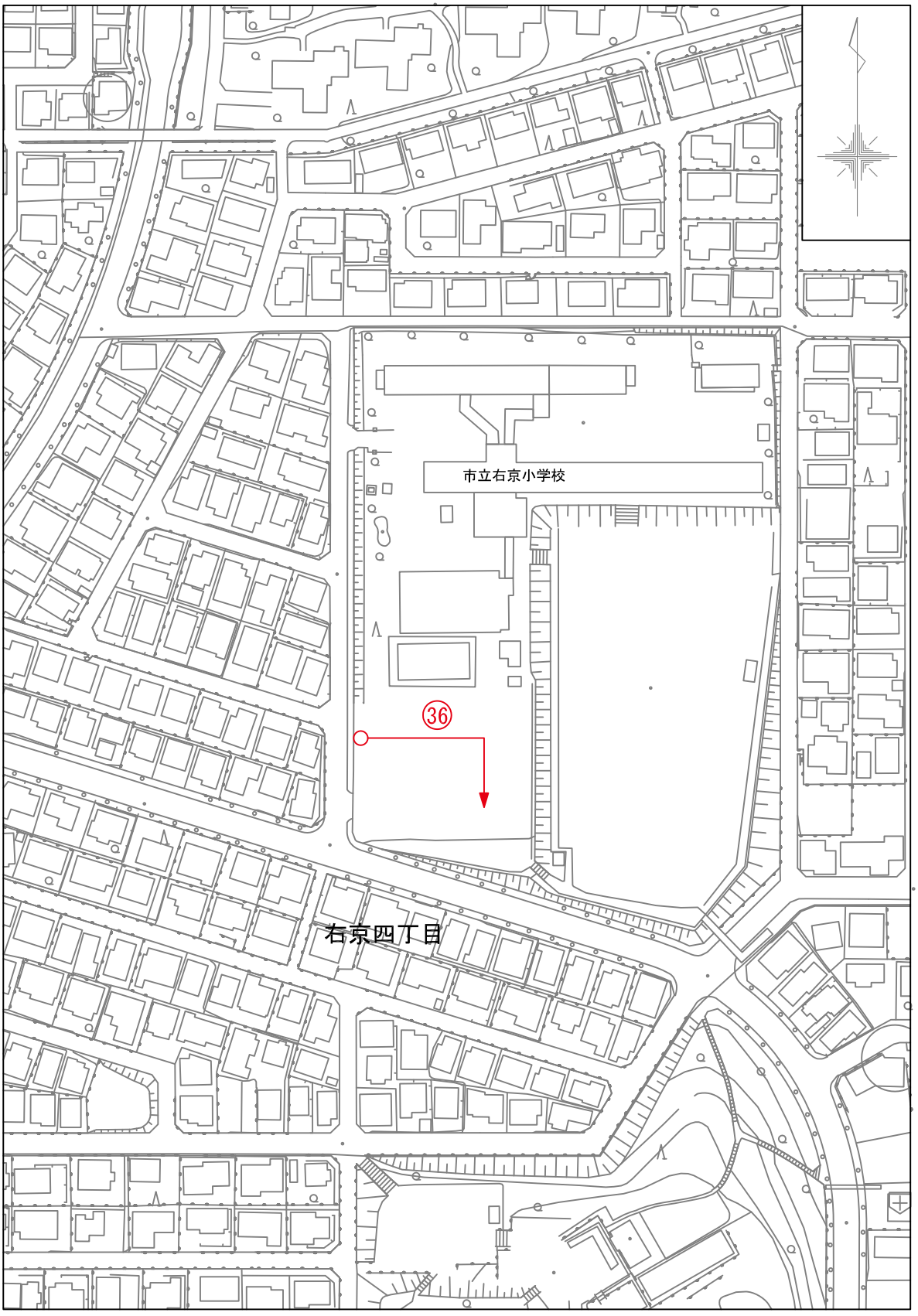

㊲　西部第1368号線

認定しようとする路線

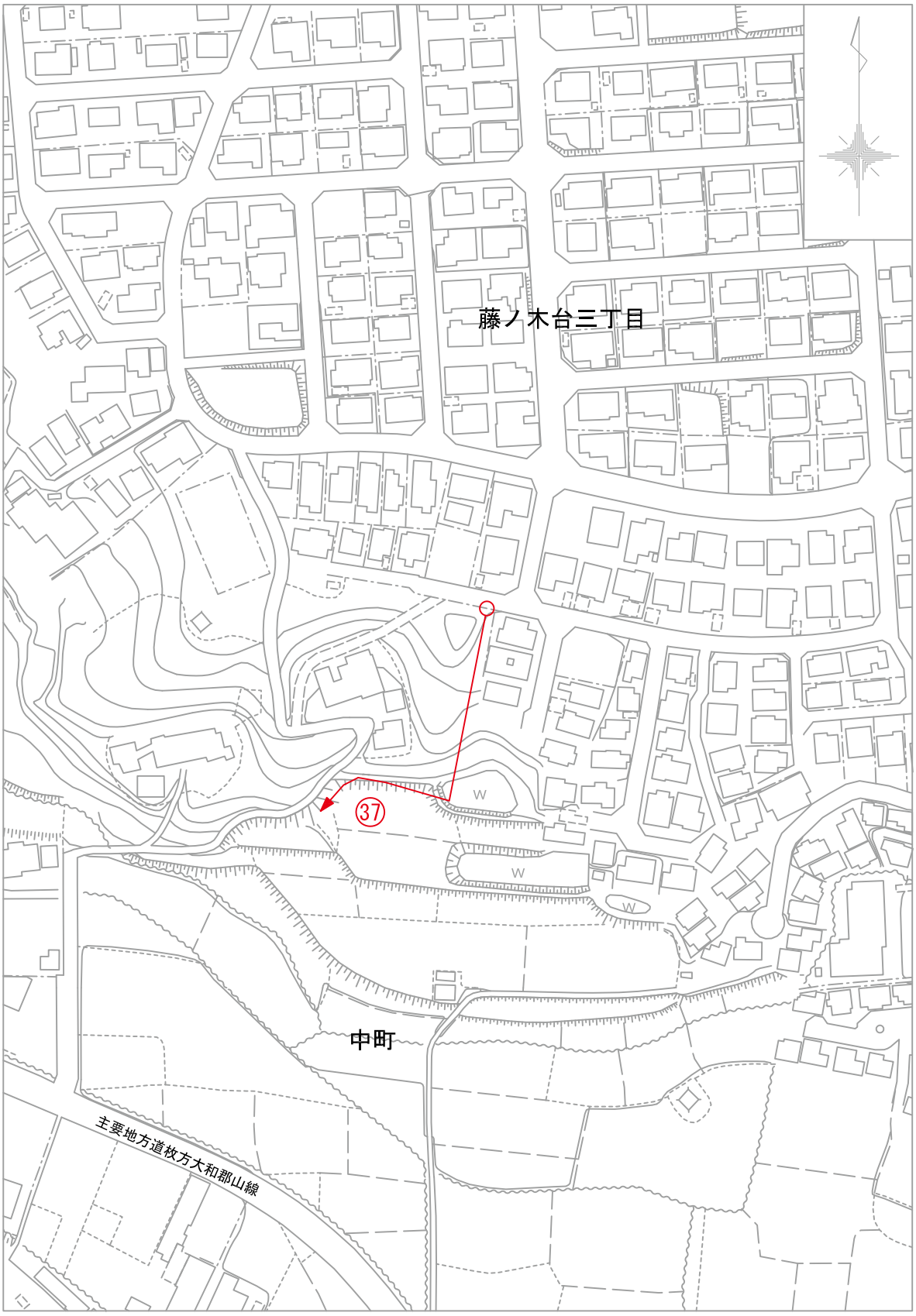

㊳ 西部第1442号線

㊴ 西部第1443号線

認定しようとする路線

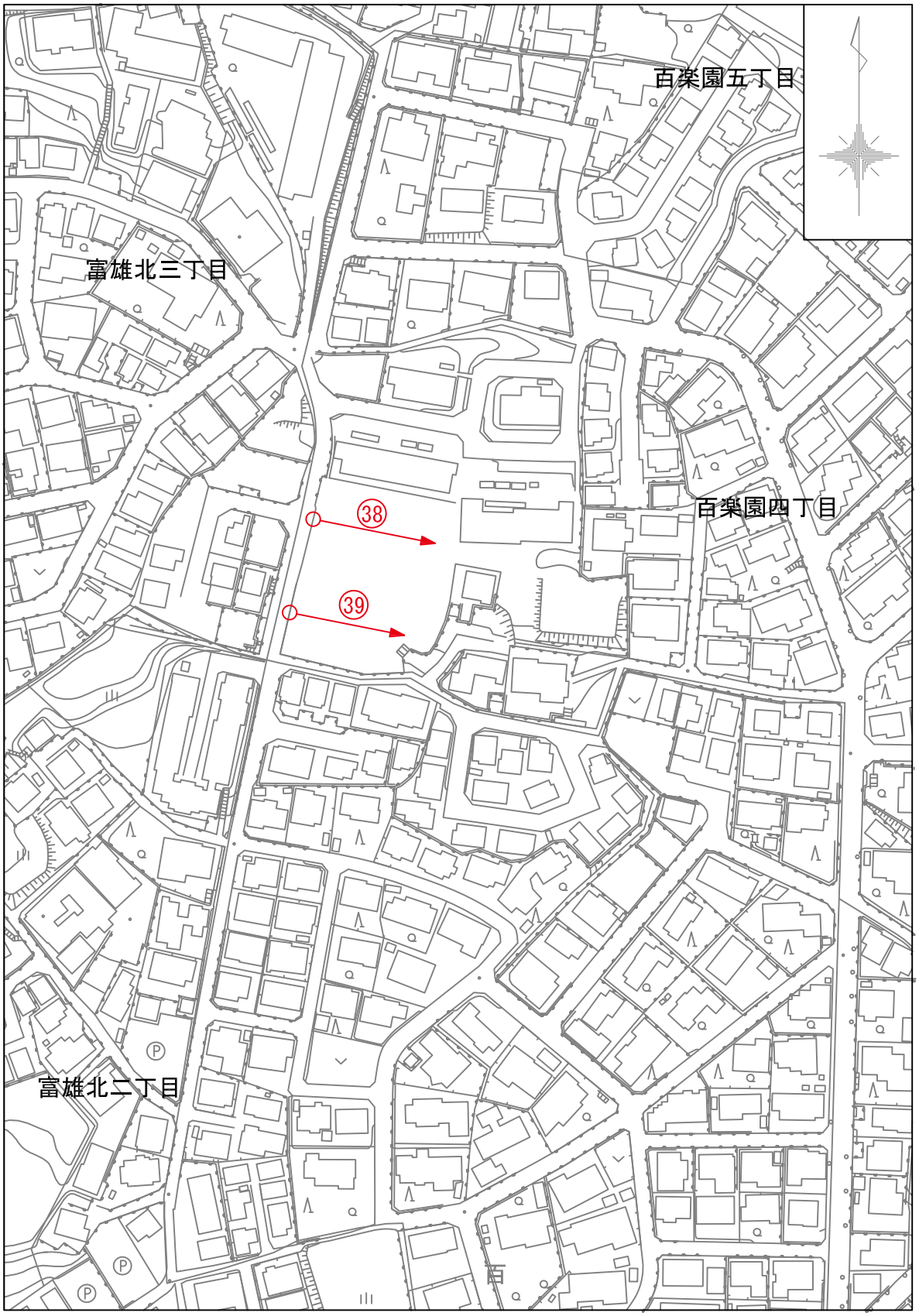

㊵ 西部第1444号線

認定しようとする路線

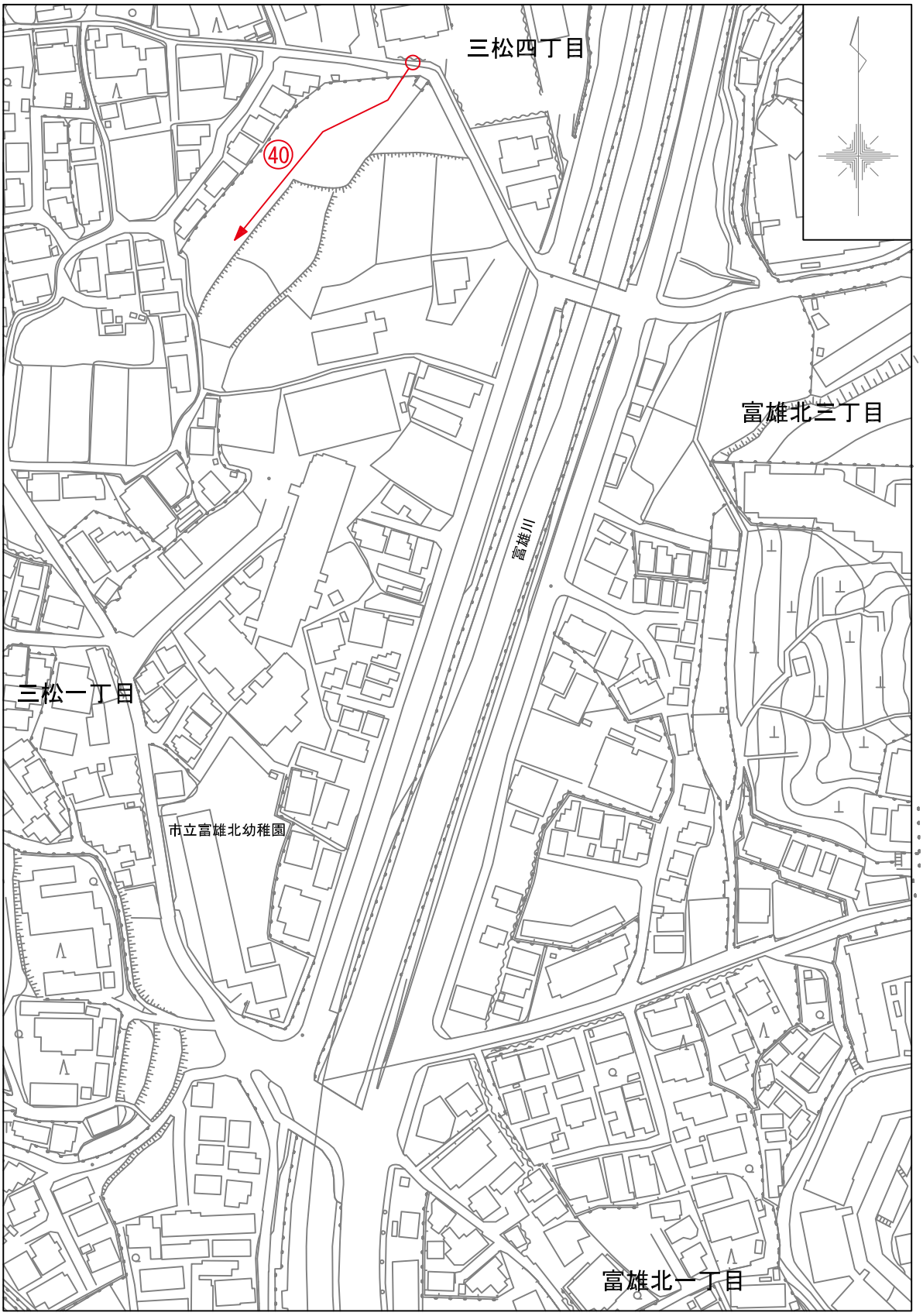

㊶ 西部第1445号線

認定しようとする路線

㊷ 西部第1446号線

認定しようとする路線

㊸ 西部第1447号線

認定しようとする路線

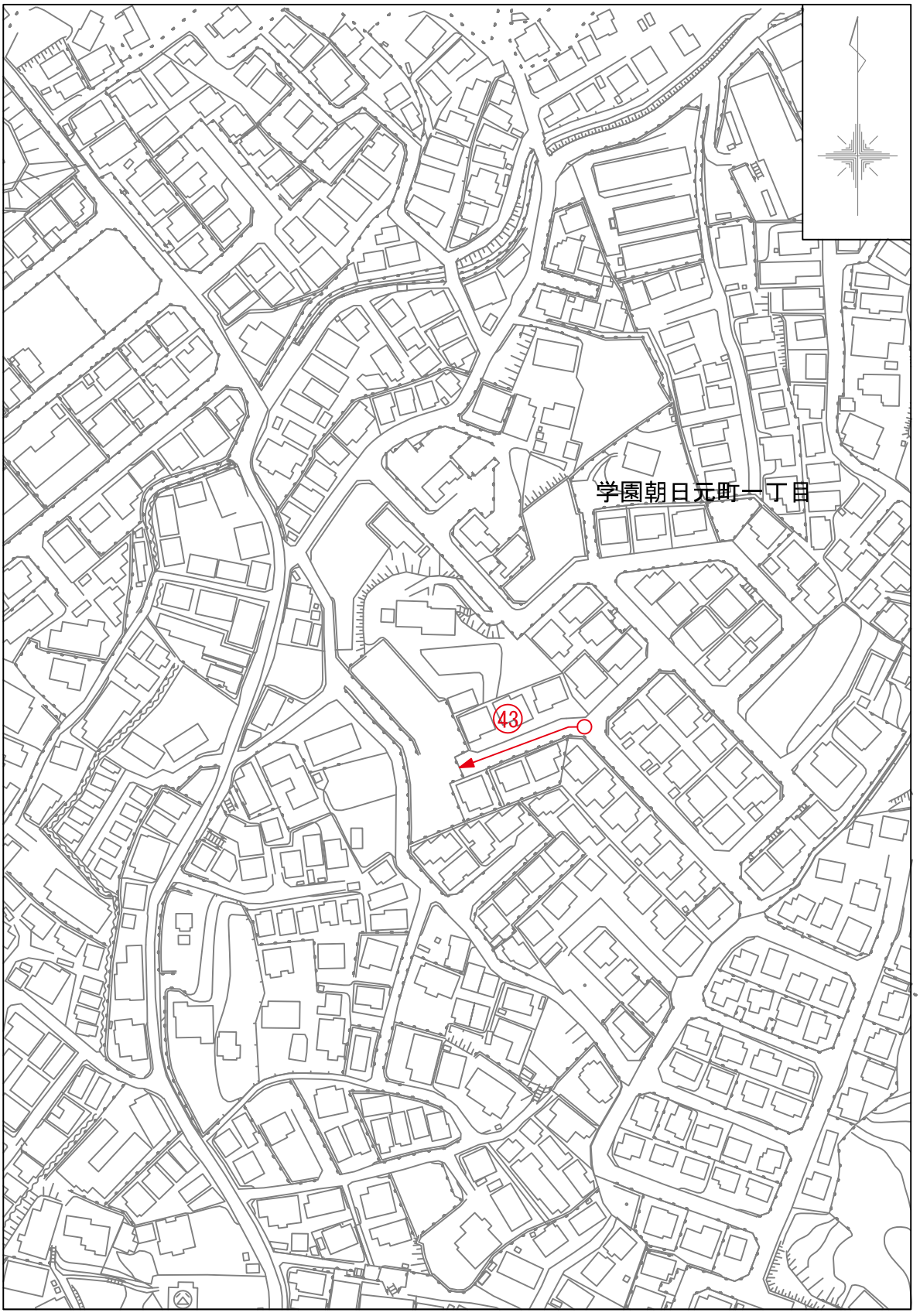

㊹ 西部第1448号線

認定しようとする路線

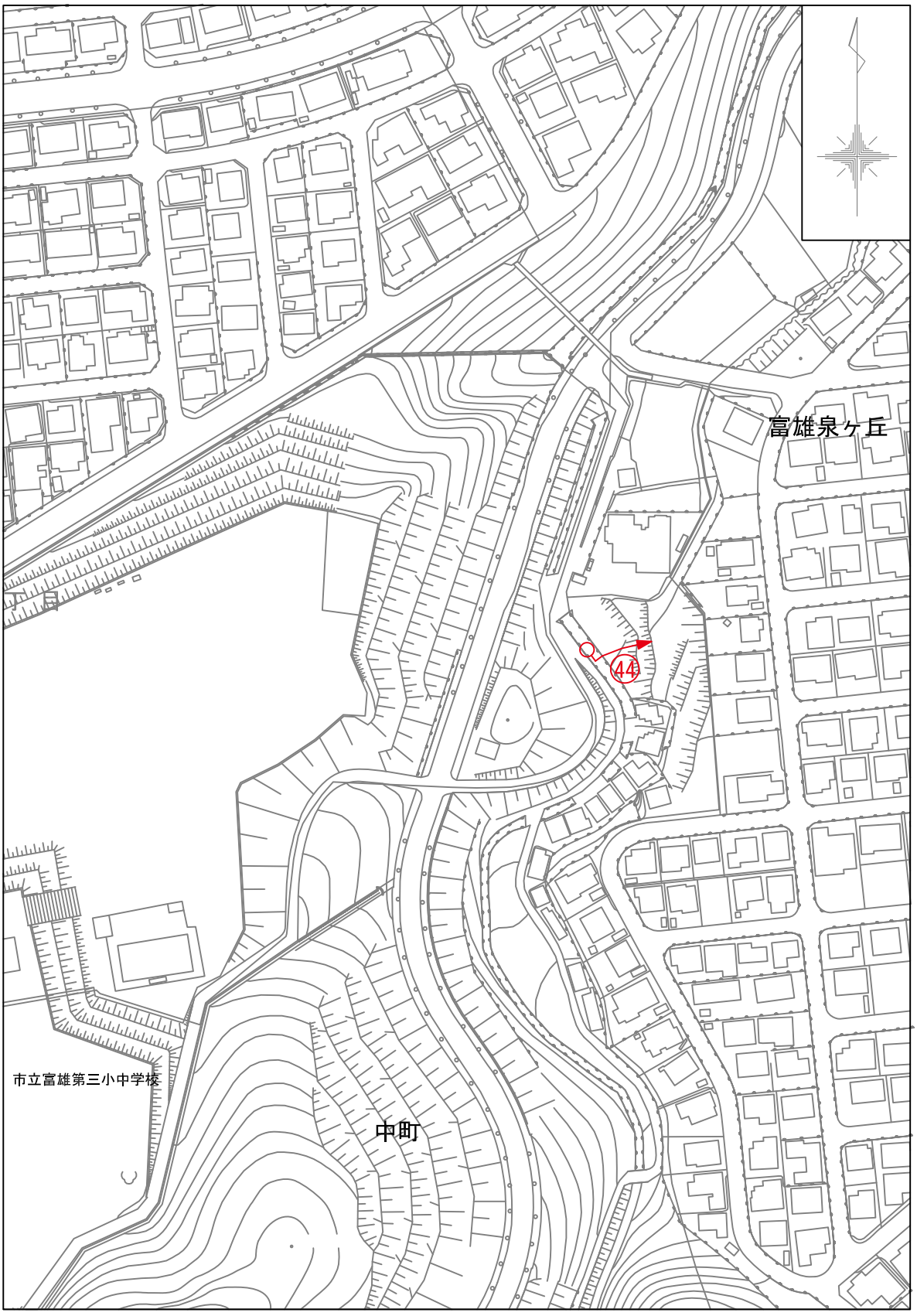

㊺　西部第1449号線

認定しようとする路線

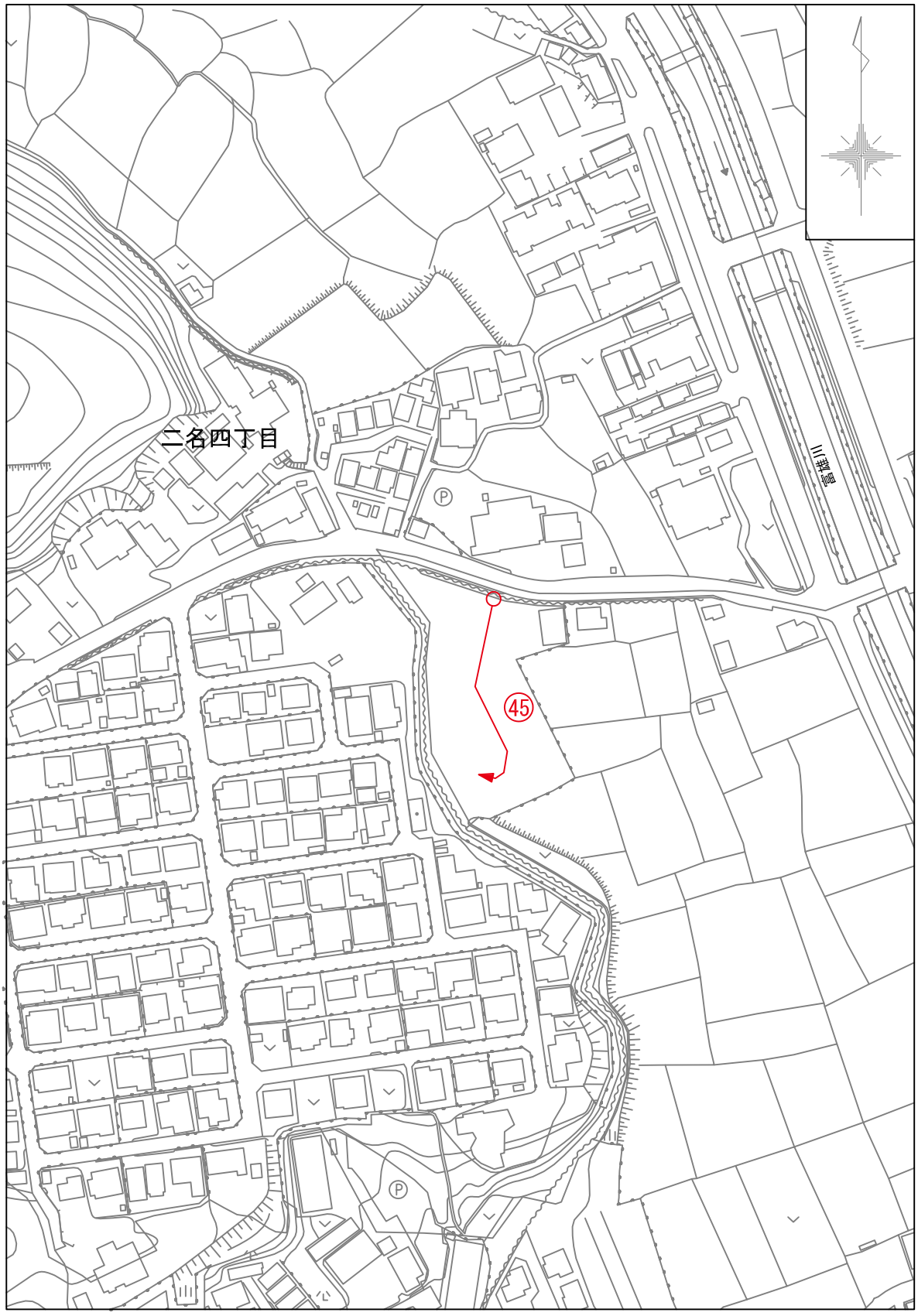

㊻　西部第1450号線

認定しようとする路線

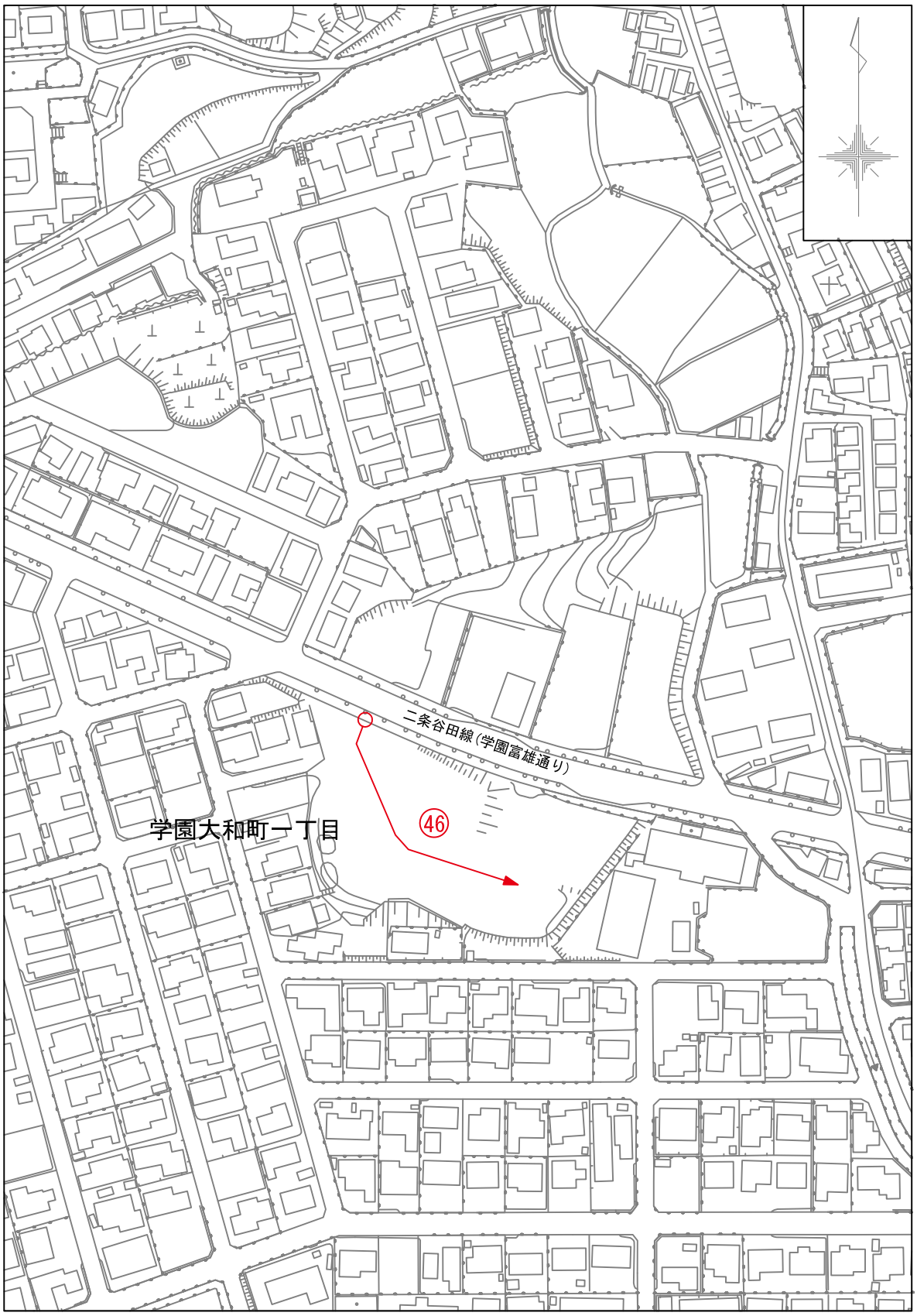

奈良市議案第４４号

# 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

１　指定管理者を指定する公の施設

奈良市左京五丁目３番地の１

奈良市総合福祉センター

２　指定管理者の所在地及び名称

奈良市杏町７９番地の４

社会福祉法人　奈良市社会福祉協議会

会長　福井　重忠

３　指定管理者の指定の期間

平成２９年４月１日から平成３４年３月３１日まで

４　指定管理者が行う業務の範囲

⑴　奈良市総合福祉センター条例第５条（第３号及び第４号を除く。）、第９条、第１４条及び第１６条に掲げる事業の実施に関すること。

⑵　奈良市総合福祉センター（みどりの家歯科診療所及びみどりの家はり・きゅう治療所を除く。）の利用承認及び利用制限に関すること。

⑶　奈良市総合福祉センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。

⑷　その他市長が定めること。

奈良市議案第４５号

# 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

１　指定管理者を指定する公の施設

奈良市左京五丁目３番地の１

奈良市ならやま屋内温水プール

２　指定管理者の所在地及び名称

奈良市杏町７９番地の４

社会福祉法人　奈良市社会福祉協議会

会長　福井　重忠

３　指定管理者の指定の期間

平成２９年４月１日から平成３４年３月３１日まで

４　指定管理者が行う業務の範囲

⑴　体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。

⑵　施設及び設備の維持管理に関すること。

⑶　その他市長が定めること。

奈良市議案第４６号

# 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

1　指定管理者を指定する公の施設

奈良市月ヶ瀬尾山２６８１番地

月ヶ瀬温泉ふれあい市場

2　指定管理者の所在地及び名称

奈良市月ヶ瀬尾山２６８１番地

月ヶ瀬温泉ふれあい市場管理組合

組合長 [redacted]

3　指定管理者の指定の期間

平成２９年４月１日から平成３１年３月３１日まで

4　指定管理者が行う業務の範囲

(1)　奈良市特産品等直売施設条例第３条に規定する事業の実施に関すること。

(2)　月ヶ瀬温泉ふれあい市場の利用制限に関すること。

(3)　月ヶ瀬温泉ふれあい市場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(4)　その他市長が定めること。

奈良市議案第４７号

# 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

平成２９年２月２８提出

奈良市長　仲　川　元　庸

1　指定管理者を指定する公の施設

奈良市月ヶ瀬桃香野４２６７番地の５

湖畔の里“つきがせ”

2　指定管理者の所在地及び名称

奈良市月ヶ瀬桃香野４２６７番地の５

湖畔の里つきがせ組合

組合長 [redacted]

3　指定管理者の指定の期間

平成２９年４月１日から平成３２年３月３１日まで

4　指定管理者が行う業務の範囲

(1)　奈良市農林水産物直売・食材供給施設条例第３条に規定する事業の実施に関すること。

(2)　湖畔の里“つきがせ”の利用制限に関すること。

(3)　湖畔の里“つきがせ”の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(4)　その他市長が定めること。

奈良市諮問第１号

# 人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を問う。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

住　所　[redacted]

氏　名　河野（こうの）　良文（りょうぶん）

[redacted]

# 履　　歴　　書

氏　　名　　河　野　　良　文

生年月日　[redacted]

現　住　所　[redacted]

## 学　　歴

[redacted]

## 職　　歴

[redacted]

奈良市諮問第２号

# 人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を問う。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

住　所　[redacted]

氏　名　山出（やまで）　哲史（てつじ）

[redacted]

# 履　　歴　　書

氏　　名　　山出　哲史

生年月日　[redacted]

現 住 所　[redacted]

## 学　　歴

[redacted]

## 職　　歴

[redacted]

奈良市諮問第３号

# 人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を問う。

平成２９年２月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

住　所　[redacted]

氏　名　東（あずま）　正彦（まさひこ）

[redacted]

# 履　　歴　　書

氏　　名　　東　　正　彦

生年月日　[redacted]

現 住 所　[redacted]

## 学　　歴

[redacted]

## 職　・　　歴

[redacted]